

民生委員・児童委員の 活動ハンドブック

— 活動を育む —



令和5年3月

(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会

はじめに

本ハンドブックは、「民生委員・児童委員、主任児童委員（以下、「民生委員」という。）が常に携行できるハンドブックを作成しよう」という企画のもと、令和2年から足掛け3年をかけて検討を重ねてきました。

できる限り、民生委員の目線で、地域や活動への向き合い方をはじめ、訪問活動などの具体的な取り組み、地域の福祉課題に対する活動上のポイントなどを取りまとめました。

また、従来の教本スタイルではなく、皆さん自身が活動をする中で、感じたことや見聴きたこと、定例会で話し合った内容を書き込むことができるワークシートや、具体的なチェックシートなども掲載しています。

あらかじめご留意いただきたいことは、このハンドブックには活動するうえでおさえておきたい基本的事項やポイントを掲載していますが、必ずしも皆さんの地域に当てはまることや正解が書かれているとは限らないという点です。

地域やそこに暮らす住民、地域福祉に関わる関係機関、地域にあるモノ・コト（地域資源）によって、関わり方もその支援方法も大きく異なります。皆さんが、定例会などでこのハンドブックの内容について話し合いを重ねながら、皆さんの地域ならではの民生委員活動ー活動の地域化ーに向けて検討を重ねてください。このハンドブックは、そのサポートをするためのものです。

そういう意味では、本冊子は活動の地域化に向けて、皆さんの「活動を育む本」といえるかもしれません。

また、このハンドブックの作成とあわせて、市町村民児協別HPの作成や、新任委員向けにハンドブック解説動画等を作成しています。（P3）「本冊子の使い方」をご参照のうえ、ぜひご活用ください。

携行するには少し重量のあるハンドブックではありますが、皆さんの活動と一緒に歩みながら、たくさんメモや覚え書きをしていただき、自分だけの「マイ・ハンドブック」としてご活用いただければと思います。

令和5年3月

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

目次

第1章 民生委員・児童委員活動のイロハ P5～24

- I. 活動を始める前に …… P6～9
- II. 民生委員の立ち位置と基本的な役割 …… P10～12
- III. 活動の優先順位 …… P13～19
- IV. 民児協の運営 …… P20・21

第2章 基本的な活動への向き合い方 P25～62

- I. 訪問活動 …… P26～45
- II. 個人情報の取り扱い …… P46～49
- III. 関係機関との向き合い方 …… P50～54
- IV. 金銭に関する相談・対応 …… P55・56
- V. 「職務上の地位」と民生委員活動 …… P57
- VI. 災害に備えた取り組み …… P58～61

第3章 特性別テーマと民生委員・児童委員活動 P63～139

- 全分野共通 …… P64～67
- I. 高齢者分野 …… P68～79
- II. 子ども分野 …… P80～92
- III. 障がい分野 …… P93～107
- IV. 地域の組織 …… P108～121
- V. その他 …… P122～139

その他

- 市町村民児協HP (P140・141)

※各章内の項目及びその掲載ページについては、章トビラをご参照ください。

●第1章トビラ：P5 / ●第2章トビラ：P25 / ●第3章トビラ：P63

本冊子の使い方

第1章から順を追って読み進めると、より理解が深まる構成となっています。第3章は、定例会などの場で、一つひとつのテーマを取り上げて、皆さんで検討できる内容になっています。また、本冊子とあわせて、解説動画や市町村民児協HP、本会HP、ちば民児協だよりもご活用ください。

新任委員向けに、ハンドブックの解説動画を作成。第1・2章の要点をわかりやすく解説しているほか、定例会で活用できる事例をたくさん掲載しています。詳細は次頁参照。

動画

市町村民児協
HP

本会HPの中に、皆さんの市町村民児協のページを作成。本ページには、市町村民児協が管内委員向けに周知したい情報を掲載しています。アクセス方法等の詳細はP140 参照。

本会
HP

ちば
民児協
だより

本会広報誌。毎号特集テーマを設けその概要や事例検討などを掲載。年2回発行。詳細はP21 参照。

ガイドブック

本会HPでは、民生委員に関する法令や通知、制度の歴史、福祉のことばの解説、県内の民生委員活動などを掲載。詳細はP12・15・21参照。

第1章「民生委員・児童委員活動のイロハ」

活動への向き合い方や基本的役割をはじめ、活動の優先順位等を掲載。民生委員として活動を始めるにあたって、まず足元を確認する内容。

第2章「基本的な活動への向き合い方」

訪問活動や個人情報の取り扱いなど、地域やそこに暮らす住民を対象とした基本的な活動－外に向けた活動－を考える内容。

第3章「特性別テーマと 民生委員・児童委員活動」

地域にある福祉テーマや課題に焦点をあて、その現状や活動のポイントなどのほか、定例会等で活用できるワークシートを掲載。

統一表記

- 民生委員・児童委員、主任児童委員 → 「民生委員」
- 民生委員児童委員協議会 → 「民児協」
- 社会福祉協議会 → 「社協」
- 全国民生委員児童委員連合会 → 「全民児連」
- 「地区（単位・法定）民生委員児童委員協議会」 → 「地区民児協」
- 「児童委員、主任児童委員」に関する活動についても、「民生委員」と表記。
- （「聞く」と「聴く」の使い分け）民生委員に関することは「聴く」と表記。
- （「障害」と「障がい」の使い分け）法令等に関することは「障害」。それ以外「障がい」と表記。

ハンドブックの動画

新任委員や期の浅い委員向けに、本ハンドブックの解説動画を作成しました。第1・2章の内容について、順を追って要点を把握できる構成となっているほか、冊子にはない動画だけの内容もご用意しています。また、定例会で活用できるように、これまで本会広報誌「ちば民児協だより」に掲載してきた事例をたくさん掲載しています。動画の掲載場所は、本会HP内の下記ページです。テーマごとに分けられていますので、ぜひお時間のある時にご活用ください。

URL <https://chiba-minkyō.or.jp/handbook/>



参考・引用文献等

本ハンドブックの作成にあたっては、国の官公庁HPをはじめ、全国の都道府県や市町村の行政・社協・民児協が発行する資料等を参考にさせていただきました。

また、特に引用等させていただいていた内容については、当該団体の許可のもと、各ページにその旨を付記しています。



民生委員・児童委員 活動のいろは

本章では、民生委員としての活動を始めるにあたって確認しておきたいことや、活動への向き合い方、活動の優先順位などを考える内容になっています。

皆さんが、健康や家族、自分たちの時間を大切にしながら、今後どのように活動していくのか。働きながらも、育児や介護をしながらでもできる「地区民児協の活動」について、新任委員もベテラン委員も一緒になって、ああでもない、こうでもない、と、定例会などの場で楽しく話し合ってもらうための題材です。

また、どういう活動をしていきたいのか話し合いを重ねる中で、自分なりのやりがいや楽しみを探してみてください。

I. 活動を始める前に …… P6～9

1. 心がけること・踏まえておくこと (P 6) / 2. 活動への向き合い方 (P 6) / **ワークシート** 先輩委員に“まねぶ” 15項目 (P 8) / **ワークシート** 活動時に準備しておきたい15物品 (P 9)

II. 民生委員の立ち位置と基本的な役割 …… P10～12

1. 民生委員の立ち位置 (P10) / 2. 基本的な活動 (P11) / 3. 基本的な役割 (P11)

III. 活動の優先順位 …… P13～19

1. 優先順位の考え方－新任委員や期の浅い委員－ (P13) / **ワークシート** 「1週間の活動時間帯 検討シート」 (P14) / 2. 優先順位の考え方－中堅以上の委員－ (P16) / **ワークシート** (STEP1) 現在の活動を確認する(P17) / **ワークシート** (STEP2)3つの役割を考える(P17) / **ワークシート** (STEP3) やりがい・必要性を考える (散布図) (P18) / **ワークシート** (STEP4) 優先順位を考える (P19) / **ワークシート** (STEP5) 最後は地区民児協で確認 (P19)

IV. 民児協の運営 …… P20・21

1. 定例会の活用 (P20) / 2. ホウ・レン・ソウ (報告・連絡・相談) (P20)

●地域再発見 …… P12・15・21

●本会HPで、民生委員のことを学ぼう！ …… P22・23

I. 活動を始める前に

本項では、民生委員としての活動を始める前に、あらかじめ心がけておきたいことや準備しておきたいものなどを確認しましょう。地区民児協としても、一つひとつ確認していきましょう。

1 心がけること・踏まえておくこと

まず、次の3点を心がけるようにしましょう。

① 自身と家族の健康を優先しよう！

「民生委員を引き受けたからには」と、責任感を持つことは大切ですが、それ以上に自身や家族の健康、生活基盤が何よりも大切です。

② 家族の理解・協力を得よう！

これまでの生活の中に、民生委員活動が入ってくると、当然生活リズムにも変化が生じます。住民の方からの電話や訪問などもあるでしょう。ご家族の理解と協力は不可欠です。

③ ケガや病気は、補償・見舞金対象！

万が一、ケガ等をした場合は、「全国民生委員互助共励事業」や「民生委員・児童委員活動保険」の給付（補償）対象となりますので、地区民児協会長までご報告ください。
※詳細は、下記本会HPをご参照ください。

● 「全国互助共励事業・活動保険」

両事業の概要や申請の流れ、様式等を掲載。

<https://chiba-minkyō.or.jp/participants/insurance/>



2 活動への向き合い方

民生委員として活動に取り組む際、次の4点を念頭に、地域やそこに暮らす住民と向き合うようにしましょう。

① これまでの看板をはずそう

民生委員に必要なことは、地域住民に寄り添う姿勢を持つことです。そのためには、これまでの“看板（肩書）”は一度降ろし、支援する・されるという目線ではなく、同じ地

域で暮らす住民として接するように心がけます。

2 “まねぶ（学ぶ+まねる）” 姿勢で取り組もう

最初から、何もかもスムーズにできるものではありません。まずは、先輩委員から、地域や住民のこと、活動への向き合い方などを聴いて“まねぶ”ことから始めましょう。

(P8)「先輩委員に“まねぶ”15項目」を活用し、先輩委員が事前準備や私生活とのバランス、訪問活動などを、どのように取り組んでいるのか聴いてみましょう。

3 気持ちをととのえる

民生委員として活動を始めると、住民だけではなく、地域で活動する町会・自治会や地区社協、学校など、様々な福祉関係者とお会いする機会を持ちます。こうした人とのつながりがあるからこそ、民生委員としての活動ができると言っても過言ではないでしょう。

地域での活動や、住民と接する機会を持つ際は、次の3点を参考に、できるだけ前向き（真摯）な姿勢を心がけるようにしましょう。また、この3点の詳細は、(P26)「(第2章) I. 訪問活動」をご参照ください。

① 笑顔

笑顔は相手の緊張をほぐし気持ちを和らげてくれます。何より皆さん自身の気持ちも前向きにしてくれます。

② 身だしなみ

ひと昔前の民生委員の皆さんは、フォーマルな服装で活動に臨んでいる（名誉職の）時代もありましたが、今はよりカジュアルな格好で活動しています。会議や定例会、研修会など、その活動に適した服装を心がけてください。

③ 言葉遣い

民生委員活動中の言葉遣いも大切です。敬語や丁寧すぎる言葉遣いだと、かえって堅苦しく距離を感じさせてしまうこともあります。訪問活動など、住民とお会いする際は、その住民に応じて、ざっくばらんに“笑顔”で話すことができる、相手が不快にならない言葉選びを心がけるようにしましょう。

4 身支度をととのえる

活動時に携帯する持ち物は、民生委員ならではのものや、訪問活動の際に役立つものなどがあります。市町村や地区民児協として持ち歩くようにしているものもあるでしょう。

先輩委員が地域を回る際の携行品なども聴きながら、(P9)「活動時に準備しておきたい15物品」に、自分なりの必要な持ち物をととのえていきましょう。

先輩委員に“まねぶ”15項目

下記15項目について、先輩委員がどのように取り組んでいるのか聞いてみましょう。
必要に応じて、“まねぶ”項目を追加してください。

1. 事前準備

- ①活動時に携帯するもの（次頁「活動時に準備しておきたい15物品」含む）
- ②服装
-
-

2. 活動全般

- ③活動する時間（帯）・頻度
- ④優先順位の付け方
- ⑤活動と私生活のバランス
-
-

3. 訪問する時

- ⑥事前準備（電話連絡・持ち物・渡すもの）
- ⑦訪問する頻度や時間帯
- ⑧自己紹介・会話の入口
- ⑨必ず伝えること・会話時に気を付けること
- ⑩相談された時の対応方法
- ⑪不在時の対応
- ⑫区域を回る際の留意点
-
-

4. 地域とのつきあい方

- ⑬地域の回り方・見ておくポイント
- ⑭地区社協との関わり方
- ⑮町会・自治会との関わり方
-
-

活動時に準備しておきたい15 物品

下記15物品以外にも、先輩委員が携行しているものなども聴きながら、自分なりの持ち物をととのえていきましょう。

1. 欠かせないもの

- ①民生委員・児童委員身分証
- ②民生委員手帳
- ③徽章（バッジ）
- ④携帯電話
- ⑤不在連絡票（※見本はP36参照）
- ⑥メモ用紙・筆記用具
-
-
-

2. あると便利なもの

- ⑦（担当区域の）地図
- ⑧水筒
- ⑨天候に応じた身支度（帽子・（日）傘・上着・タオル等）
- ⑩関係機関の連絡先一覧（役場担当課・地域包括センター・社協等）
- ⑪住民に情報提供する福祉サービスに関するチラシ等
-
-
-

3. 民児協として準備できるもの

- ⑫腕章
- ⑬オレンジリボンバッジ（児童虐待防止運動のシンボル）
- ⑭地域のイベント等のチラシ
- ⑮市町村・地区民児協の活動PRチラシや広報誌（担当エリア・委員紹介等）
-
-
-
-
-

Ⅱ. 民生委員の立ち位置と基本的な役割

本項では、民生委員が地域の中で、どのような「立ち位置」でいるべきなのか。どのような基本的な役割や活動を期待されているのかを見ていきましょう。

1 民生委員の立ち位置

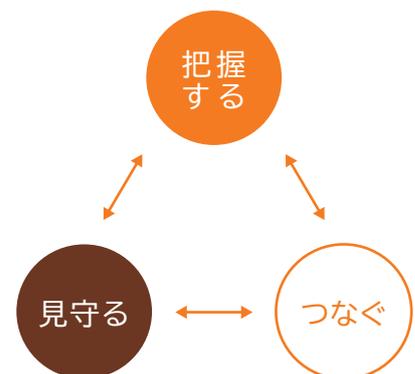
- 民生委員は、同じ地域に暮らす住民の一員として、住民が自立した生活を営むことができるよう活動に取り組んでいます。そして、地域の最も身近な相談相手として、住民の立場に立ち、一人ひとりに寄り添いながら活動することが求められています。
- その活動は、訪問活動や見守り活動をはじめ、居場所づくりや行政・社協等の関係機関と連携・協力した活動など、実に多岐に渡ります。こうした活動の中で、民生委員は住民が直面する様々な悩みや不安と向き合うことがあります。
- 地域に暮らす住民は、様々な不安や悩み、課題を抱えています。健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の困難など、様々な相談に応じる場面があるでしょう。
- 民生委員には、そうした相談内容に応じて、必要な支援が受けられるように、地域の関係機関・専門職へ「つなぐ」役割を期待されています。住民からの相談内容を関係機関・専門職へ「つなぐ」には、地域や住民のこと、生活・福祉に関するサービスの概要などを、あらかじめ把握しておく必要があります。
- 当然、住民の機微に触れる相談内容に接する民生委員には、民生委員法により守秘義務や政治的中立などが定められており、厚生労働大臣から委嘱されるという点からも、その他ボランティアとは異なる一面を持っています。
- こうした性格を持つ民生委員は、(行政実例として)「非常勤・特別職の地方公務員」に位置づけられています。
- また、公的な側面がある一方、「奉仕者(≒ボランティア)」としての性格も有していることから、民生委員のことを「行政委嘱型ボランティア」や「制度ボランティア」、「公的ボランティア」と称すことがあります。

2 基本的な活動

- 民生委員の主たる活動は、「個別の相談・自立支援」です。民生委員活動の全体像を考える際、この「個別の相談・自立支援活動＝大木の幹」と考え、その他の活動はより幹を成長させるための枝葉と考えるとわかりやすいでしょう。
- ひと言に「個別の相談・自立支援活動」といっても、あれもこれも民生委員が担うことはできません。民生委員の活動は、公的な側面があるものの、その本質はあくまでも地域のボランティアです。
- 住民が抱える悩みごとや課題を解決に導くまで、民生委員が全ての役割を担う必要はありません。また、その責任を負う必要がないことは言うまでもありません。
- 解決までには、長い期間、専門的な知識、継続的な関わりを必要とします。そのため、民生委員は課題の「最終解決者」になるべきではありません。民生委員の役割は、地域に潜在する住民の悩みや不安を把握し、関係機関や専門職、適切なサービスにつないでいくところにあります。

3 基本的な役割

- 基本的な活動である「個別の相談・自立支援活動」に取り組んでいく際、心がけたい3つの基本的な役割があります。
 - ① 見守り対象者等の要支援者や気になる住民、地域の情報・ニーズを「把握する」
 - ② 把握した情報をもとに、(必要に応じて)住民を「見守る」
 - ③ (状況に応じて)住民が抱える課題を、福祉の関係機関や専門職に「つなぐ」。また、生活・福祉に関することや地域の情報を住民に「つなぐ」



- すでに、多くの民生委員は、行政や社協等が実施する事業への連携・協力などを通して、この3つの役割をふまえた活動を行っています。特に、この3つの役割に当てはまるのは、民生委員の最も基本的な活動である「訪問活動」です。
- 民生委員による直接あるいは間接での訪問は、住民の近況や生活状況を「把握」し、「見守る」ことにもつながっています。訪問時に相談を受ければ、状況に応じて、行政や地域包括支援センター、社協などに「つなぐ」役割を果たしています。また、会話の中で、地域の生活・福祉の情報を住民に伝える（＝つなぐ）こともしています。
- 活動に取り組む際は、ただ「依頼されたから」、「毎年やっているから」という理由で継続していくと、やらされ仕事として負担感を感じてしまうことがあります。委員一人ひとりが、「何のために、この活動に参加しているのか」、その目的や活動の位置づけを確認しながら進めていくことが大切です。
- そうした理解を深めながら活動に取り組んでいくことは、委員のやりがいにもつながります。民生委員がやりがいをもって、無理のない範囲で活動していくためには、地区民児協の中で、現在行っている活動がどの役割に該当するのか整理・確認していく必要があります。（P 16）「2. 優先順位の考え方ー中堅以上の委員ー」のワークシート（STEP1～5）を作成しながら確認してみましょう。

本会HPで、民生委員のことを学ぼう 1

●「民生委員？ 児童委員？」

民生委員の概要や主な性格、配置基準、委嘱の流れ等を掲載。

<https://chiba-minkyō.or.jp/minsei/whats/>



●「民生委員・児童委員協議会とは？」

民児協の概要、組織図、県内の地区・委員数等を掲載。

<https://chiba-minkyō.or.jp/minsei/organization/>



●「制度の歴史」

濟世顧問制度や方面委員等、100年に渡る民生委員の歴史を解説。

<https://chiba-minkyō.or.jp/minsei/minsei-history/>



Ⅲ. 活動の優先順位

地区民児協内の委員は、民生委員の経験年数はもちろん、介護や育児、仕事をしながら委員活動をしている方など、生活や活動環境は一人ひとり大きく異なります。

本項では、環境の異なる委員同士が同じ方向性を持ち、共通して取り組む活動の「時間の取り方」や「優先順位」について考えていきます。その時、地区民児協として「働きながらでも育児や介護をしながらでも活動できる」内容や活動量についても検討していきましょう。

1 優先順位の考え方 – 新任委員や期の浅い委員 –

① 活動できる時間を考える

- 新任委員や期の浅い委員は、どのように、どの程度活動してよいかかわからないでしょう。民生委員になったからといって、生活リズムを大きく変える必要はありません。きちんと、自身と家族の仕事や趣味の時間を確保したうえで、無理のない活動量を考えていきましょう。
- 基本的には、そうした時間を確保したうえで、どの時間帯なら活動することができるのか、自分なりに無理のない活動量や「よい加減」を考えてみましょう。下記記入例を参考に、次頁「1週間の活動時間帯検討シート」を作成してみましょう。
- 担当区域の状況や活動の全体像が掴めてくると、負担感はぐっと減ってきます。また、地域に顔見知りが増えてくると活動が充実してきて、よりやりがいを感じられるようになります。そうなるまでは、意識的に活動の優先順位をつけて、できる範囲での活動に留めておく必要があります。

1. 活動できる時間帯

曜日	活動できる時間帯		定期的な 用事・趣味	不定期・家族 の用事・趣味
	午前	午後		
月	○	△	茶道	
火	×	×	パート	(夫) □□■
水	×	○	太極拳	
木	×	×	パート	
金	×	×	パート	(孫) □■□
土	○	○	定例会	
日	○	○		
その他	●朝(8時)・夕(18時)は犬の散歩			

2. 時間の確保

確認する項目	符号
① 家族との時間の確保	○
② 趣味の時間の確保	△
③ 仕事の時間の確保	○
④ 健康(体力)面での負担	◎
⑤ 精神的な負担	△

◎：十分時間が取れている・負担なし
 ○：まあまあ取れている・あまり負担なし
 △：あまり取れていない・少し負担あり
 ×：全然時間がない・負担大

「1週間の活動時間帯 検討シート」

1. 活動できる時間帯

曜日	時間帯		定期的な 用事・趣味	不定期的な 用事・趣味
	午前	午後		
月				
火				
水				
木				
金				
土				
日				
その他				

※「時間帯」……活動できる曜日の時間帯(午前・午後)に「○」や「△」。活動できない場合は「×」を記入。
 ※「不定期的な用事・趣味」……たまにある用事や家族のことなどを記入。

2. 時間の確保

上記1は、あくまで「活動できる時間帯」です。よい加減で活動するためにも、下記項目に関する時間の確保や負担感について考えてみましょう。また、「メモ欄」は、仲間と話し合った内容や改善点などを書いていきましょう。

確認する項目	符号	メモ欄
① 家族との時間の確保		
② 趣味の時間の確保		
③ 仕事の時間の確保		
④ 健康(体力)面での負担		
⑤ 精神的な負担		

2 はじめの活動は？

新任委員や期の浅い委員は、担当区域内で、次のことから始めてみましょう。

① (担当区域内で) 自身が民生委員であることを知ってもらう**ア** 訪問活動

- 支援が必要な住民（以下、「要支援者」という。）・気になる住民を訪問する

イ 会合や行事・イベントに参加

- 町会・自治会（会合・祭り・防犯パトロール・避難訓練等）
- 地域の居場所（高齢者や子育てサロン、健康教室等）
- 学校・福祉関係機関（会合、行事・イベント等）

② 福祉の目線で担当区域を見る**ウ** 散歩で地域を回る

- 担当区域の住民宅（家の様子や生活環境等、外からわかる範囲）
- 公共施設（公園・学校・行政の支所・福祉施設等）
- 担当区域内の自然環境（山・川・田畑）と避難場所
- 住民が集う場（スーパー・公園・商店等）

参考 (P22) 「地域再発見」参照

エ 福祉関係者（前任者・行政・社協等）に話を聴く

- （区域あるいは地区民児協エリアの）福祉サービス等の利用状況、利用頻度の高い公的機関や施設等を把握

本会HPで、民生委員のことを学ぼう 2

● 「法令・通知」

民生委員法や児童福祉法をはじめ、民生委員に関連する法令・通知・福祉制度等を掲載。

<https://chiba-minkyō.or.jp/participants/law/>



● 「民生委員と福祉のことば」

民生委員の関連用語をはじめ、福祉分野の各種制度・サービスや専門職等に関する用語を掲載。

<https://chiba-minkyō.or.jp/participants/glossary/>



2 優先順位の考え方 –中堅以上の委員–

- 中堅以上の委員の活動を考える際も、地区民児協として「これだけはやってほしい（必須の活動）」を1つないし2つに絞り込むこと、あるいは優先順位をつけていくことが大切です。優先順位の低い活動への向き合い方は、各委員が体力・精神・時間的に余裕があれば行う、「+α」の活動としてとらえましょう。
- 優先順位を考える際は、下記STEP1～5に沿って考えていきましょう。
- この時、民生委員が行う必要のある活動なのか、「3つの役割」に当てはまる活動なのかといった視点でも精査していきましょう。
- このワークシートは、第2章や第3章の内容を確認し、民生委員活動の全体像が見えてきてからでも構いません。また、個人ワークとして活用しても、定例会などで話し合いながら検討してもよいですが、最後は地区民児協としてみんなで確認するようにしましょう。

ステップの進めかた

STEP1 現在の活動を確認する

一覧の中から、現在取り組んでいる活動にチェックしていこう。

STEP2 「3つの役割」を考える

STEP1でチェックした活動が、民生委員の3つの役割「把握する・見守る・つなぐ」の中で、どの役割に該当するのか振り分けてみよう。

STEP3 やりがいと必要性を考える（散布図）

STEP1・2で整理した一つひとつの活動について、「やりがい」と「必要性」を考えてみよう。

STEP4 優先順位を考える

STEP3で振り分けた「やりがい」と「必要性」の高い活動の中で、優先順位をつけていこう。

STEP5 最後は地区民児協で確認

STEP1 現在の活動を確認する

下記一覧の中から、現在取り組んでいる活動をチェックしてみましょう。該当する項目がない場合は、⑰～⑳に書き出してみましょう。

- | | | |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①訪問活動 | / | <input type="checkbox"/> ②各種世帯調査 |
| <input type="checkbox"/> ③見守り・安否確認 | / | <input type="checkbox"/> ④登下校時の児童の見守り |
| <input type="checkbox"/> ⑤高齢者・子育てサロンなど居場所づくり | / | <input type="checkbox"/> ⑥他団体のチラシ等配布 |
| <input type="checkbox"/> ⑦こども（地域）食堂 | / | <input type="checkbox"/> ⑧学習支援 |
| <input type="checkbox"/> ⑨乳幼児健診・赤ちゃん訪問 | / | <input type="checkbox"/> ⑩防犯活動 |
| <input type="checkbox"/> ⑪防災活動 | / | <input type="checkbox"/> ⑫共同募金の協力 |
| <input type="checkbox"/> ⑬あて職（民生委員が兼務する役員）の活動 | / | <input type="checkbox"/> ⑭配食サービス |
| <input type="checkbox"/> ⑮福祉関連の会議・研修会・講習会への参加 | / | <input type="checkbox"/> ⑯福祉関連行事・イベントの協力 |
| <input type="checkbox"/> ⑰その他1（ ） | / | <input type="checkbox"/> ⑱その他2（ ） |
| <input type="checkbox"/> ⑲その他3（ ） | / | <input type="checkbox"/> ⑳その他4（ ） |

STEP2 「3つの役割」を考える

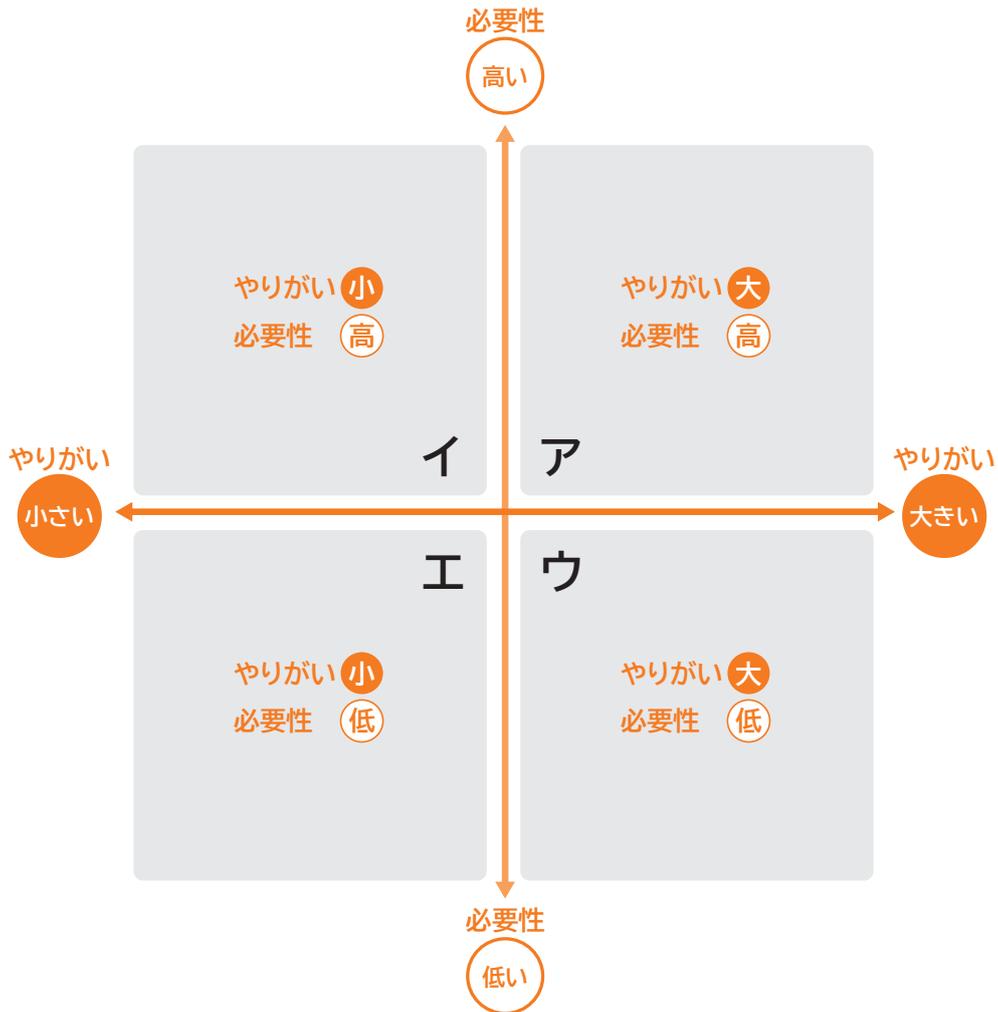
STEP1でチェックした活動について、それぞれの内容や特性を考えながら、当該活動が民生委員の3つの役割のうち、どの役割に該当するのか振り分けてみましょう。

役割	役割の概要	番号
把握する	見守り対象者等の要支援者や気になる住民、地域の情報・ニーズを「把握する」ための活動。	
見守る	把握した情報をもとに、（必要に応じて）住民を「見守る」ための活動。	
つなぐ	（状況に応じて）住民が抱える課題を、関係機関や専門職に「つなぐ」。また、生活・福祉に関することや地域の情報を住民に「つなぐ」ための活動。	

STEP3 やりがい・必要性を考える（散布図）

STEP1・2で整理した一つひとつの活動について、その活動が（横軸）「やりがい」が大きいのか、（縦軸）「必要性」が高いのかを考えながら、どのエリア（ア～エ）に該当するのか番号（①～⑳）を記入してみましょう。

※STEP3（散布図）の詳細は、本会広報誌「ちば民児協だより第78号」を参照。



エリア	番号	関わり方の目安
ア		このまま継続していこう！
イ		やりがいを高めるには？
ウ		優先順位は低くしよう。
エ		活動中止を視野に。

STEP4 優先順位を考える

STEP3「やりがい・必要性を考える（散布図）」で、ア・イに記入したものを中心に、「優先する活動」と、「+αの活動」をそれぞれ記入していきましょう。

（記入例）

No.	活動名	連携・協力先	頻度
優先1	①訪問活動	行政・地域包括支援センター	適宜
優先2	⑤高齢者サロン	地区社協	月2回
+α①	⑨乳幼児健診	行政（子ども課）	年3・4回
+α②	④登下校の見守り	学校	平日
備考	「訪問活動」は、敬老祝金の配付や、行政からの調査依頼を含む。		

（記入シート）

No.	活動名	連携・協力先	頻度
優先1			
優先2			
+α①			
+α②			
備考			

STEP5 最後は地区民児協で確認

STEP1～4の内容について、みんなで話し合ってみましょう。また、その中で、確認したことを書き出してみましょう。

IV. 民児協の運営

「民児協の運営」に関する詳細は、全民児連発行の「単位民児協 運営の手引き」（令和4年3月版）をご参照ください。特に、地区民児協の執行部は、一度目を通すようにしましょう。ここでは、基本的な考え方や留意点等を中心に掲載しています。

※上記冊子データは、全民児連 HP「民生委員・児童委員／民児協関係者 専用ページ（mj ASSIST）」に掲載されています。入室パスワードは、「20131201」（※半角数字）です。

1 定例会の活用

- 定例会は、地区内の委員が一堂に会す唯一の場です。守秘義務を有す民生委員同士でしか話せないことを相談しあえる貴重な場です。
- また、委員同士だけではなく、福祉関係者（行政・地域包括支援センター・社協等）と、コミュニケーションを取る・連携を深める場でもあります。地域で活動するうえでは、福祉関係者と顔見知りになることはとても大切です。活動の中で、ちょっとした疑問や不安に感じたことなどを伝えることができる関係づくりをしていきましょう。
- 何かあったら相談できる相手を分野別に考えておくといいでしょう。「第3章 特性別テーマと民生委員・児童委員活動」掲載のまとめワークシートを活用しながら、分野別に顔見知りや相談相手を整理しておきましょう。
- 地区民児協の執行部は、定例会の都度、特に大切な事項（訪問時の留意点や個人情報の管理・取り扱いなど）を繰り返し伝えるようにしましょう。
- 定例会では、委員同士で話し合う時間を多く取るようにしましょう。コミュニケーションが取れている（あるいはその時間を取っている）地区ほど、活動へのやりがいを感じている委員が多い傾向にあります。事例検討を行う際は、本ハンドブックの解説動画や、本会広報誌「ちば民児協だより」に毎号掲載する「60分でできる実践活動検討」などもご活用ください。

2 ホウ・レン・ソウ（報告・連絡・相談）

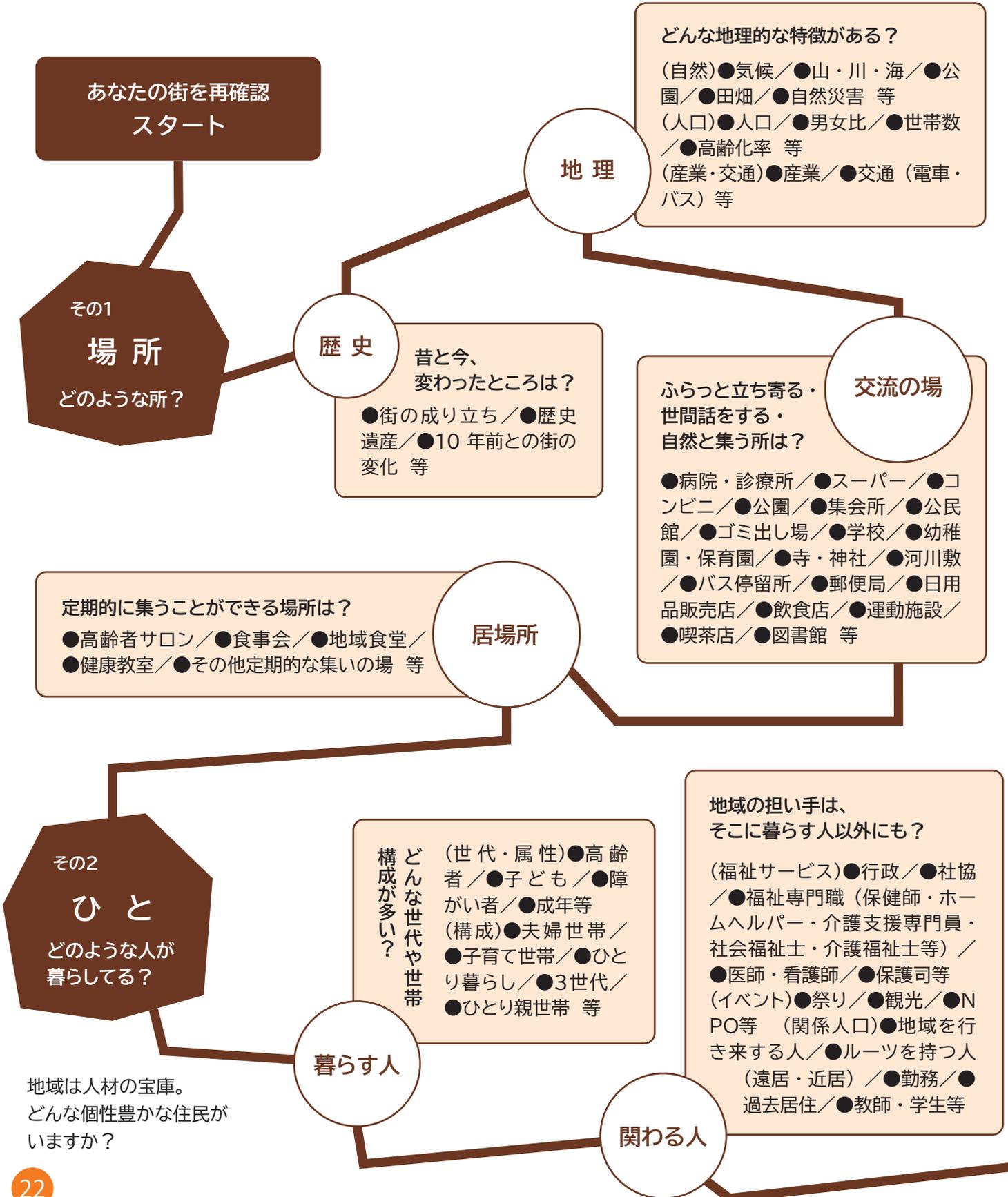
- 地区民児協として、あらかじめ、どのような時に「ホウ・レン・ソウ（報告・相談・連絡）」をするのか、またその内容や方法等について確認しておきましょう。

地域再発見

～自分の街を再探訪！～

皆さんは、現在住んでいる地域のことを、どのくらい知っているでしょうか？ 活動で地域を回っていると、地域の意外な一面やこれまで知らなかったモノ・コトを発見することがあると思います。下図は、地域を構成する様々なモノ・コトをスゴロクに見立ててマップ化したものです。皆さんの生活・活動圏である「地域」のモノ・コトについて一つひとつ話し合ってみましょう。

(※ちば民児協だより第82号の掲載内容を再編)



ゴール

地域のモノ・コトは何度話し合っても、新しい発見や気づきがあります。相手を代えながら、定期的に話し合う場を持つようにしましょう。

良いところ

自分で感じる・友人から言われる良いところは？
●人／●場所（シンボル）／●環境（自然・公園・施設）／●住み心地／●名産・名品等

地域には、どんな課題がある？
●健康づくり／●介護予防／●住まい／●近隣関係／●生活困窮者／●認知症／●難病／●DV／●虐待／●消費者被害 等

生活福祉課題

地域の良いところ、解決すべき課題は？

その4 地域の課題と良い所

地域課題

地域で共有する課題は？
●空き家／●社会的孤立／●ゴミ屋敷／●ご近所トラブル／●防犯・防災／●つながりの持ち方等

支援組織

地域を支援する組織は？
(小域組織) ●民児協／●社協／●地域包括支援センター／●社会福祉施設／●青少年育成団体／●老人クラブ／●日赤奉仕団／●サークル／●PTA 等
(広域組織) ●市町村民児協／●市町村社協／●市町村防犯・防災組織／●県健康福祉センター／●中核支援センター／●市町村青少年育成団体／●市町村老人クラブ／●食生活改善推進員／●農協／●NPO／●地域づくり団体／●ボランティアセンター／●シルバー人材センター等

地域に暮らす人達が組織するものや昔から続く地縁的な集まりは？
●町会・自治会／●防犯・防災／●寺・神社／●(冠婚葬祭等の) 組・講／●消防団／●婦人会／●おやじの会／●こども会 等

地縁

その3 組織 どのような組織がある？

多様性

どんな個性や価値観、嗜好を持った人が暮らしている？
●世話焼き／●話好き／●サークル主催(アクティブ)／●国籍／●動物飼育(犬・猫)／●人種／●宗教／●政治／●性的指向等

地域は、いろいろな組織の活動で支えられています。

第1章の覚え書き・メモ

ご自身の覚え書きや、話し合う際のメモ書き、資料や写真の貼付など、自由にご活用ください。

(メモ)

(図・資料貼付)



基本的な活動への 向き合い方

第1章では、民生委員としての基本的な役割や活動への向き合い方など、まず足元のことを見てきました。この第2章では、訪問活動や個人情報の取り扱いなど、地域やそこに暮らす住民を対象とした基本的な活動－外向きの活動－を見ていきたいと思えます。

地区民児協の定例会等を活用し、本章で取り上げる一つひとつのテーマについて、具体的な方法を話し合ってみてください。

I. 訪問活動 …… P26～45

1. まず初めは「把握する」こと (P26) / 2. 把握する情報＝「生活感のある・支援につながる情報」 (P27) / 3. 把握する範囲は？ (P28) / 4. 見守る方法は？ (P28) / 5. 訪問する前・訪問中・訪問後に行うこと (P31) / 6. 緊急時の対応方法 (P39) / **チェックシート** 異変別「気づき」ポイント (P41) / **チェックシート** 訪問時 分野・緊急度別「気づき」チェックリスト (P44)

II. 個人情報の取り扱い …… P46～49

1. 個人情報と民生委員 (P46) / 2. 「個人情報」の考え方 (P46) / 3. 個人情報とプライバシーの違いは？ (P47) / **チェックシート** 個人情報の取り扱い10のポイント (P48)

III. 関係機関との向き合い方 …… P50～54

1. 連携と協力 (P50) / 2. 「社協」との連携 (P51) / **ワークシート** 連携・協力する目的を考えよう！ (P53) / 3. 町会・自治会との関わり方 (P54) / **ワークシート** 町会・自治会との関わり方 記入シート (P54)

IV. 金銭に関する相談・対応 …… P55・56

V. 「職務上の地位」と民生委員活動 …… P57

VI. 災害に備えた取り組み …… P58～61

1. 災害に備えた取り組みと民生委員 (P58) / 2. 基本的な考え方 (P59) / 3. 民生委員ができること (P60)

I. 訪問活動

民生委員の基本的な活動の一つに「訪問活動」が挙げられます。

この訪問活動には、担当区域の対象者宅を訪問し、その住民の健康状態や生活状況を「把握する」ことや、必要に応じて生活の様子を「見守る」こと、自立した生活を送ることができるよう福祉サービスに「つなぐ」役割が含まれています。

ただし、誰彼構わず、やみくもに訪問するというわけではありません。民生委員として訪問する対象者や訪問する方法、気を付けるべき点など、あらかじめ留意しておきたい点があります。

こうした点をふまえて、民生委員だからこそできる「訪問活動」を理解したうえで、住民宅へ訪問すると、より多くの気づきがあります。

本項では、「訪問活動」の具体的な取り組み方法について見ていきます。

1 まず初めは「把握する」こと

- 民生委員の職務が規定される民生委員法第14条第1項には、次のように明記されています。
「一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」
- 民生委員は、担当区域の住民のうち、要支援者や気になる世帯を把握します。対象となる住民の健康状態や生活状況を確認し、その後も継続的に把握するように努めます。
- 担当区域の情報を把握する方法は、主に次の4つの方法が挙げられます。下記①～④の活動を通して、要支援者や気になる人の情報を「把握」してはじめて、「見守る」ことや、必要なサービスに「つなぐ」役割を担うことができます。

① 行政等からの名簿の提供

■ 要支援者名簿（〇△歳以上高齢者、ひとり暮らし高齢者）／ ■ 「避難行動要支援者名簿」／ ■ 福祉サービス利用状況に関する名簿 等

② 訪問活動

■ 見守り活動／ ■ 安否確認／ ■ 行政や社協から依頼される世帯調査／ ■ チラシ配布（催物・福祉サービス等の周知）等

③ 福祉関係者や協力者との会議（会話）

■ 支援者が集う会議／ ■ 見守り協力者との会話 等

④地域の会合や行事・イベント

- 町会・自治会の月例会／■祭り／■防犯・防災の取り組み／■社協等のサロン／■健康教室／
- 公民館のイベント 等

2 把握する情報＝「生活感のある・支援につながる情報」

- 県内の市町村では、行政から民生委員に対して、担当区域の住民に関する何らかの個人情報提供されています。(先述の)「①行政等からの名簿の提供」のことです。市町村により、提供内容やその範囲・方法等は異なりますが、この提供される個人情報は民生委員が担当区域内で活動するための基礎データとなります。
- この基礎データからは、自分が活動する区域内に、どのような世帯が多いのか、どのようなサービスを利用する世帯がいるのかといった情報を確認することができますが、この情報はあくまで世帯構成(例:「ひとり暮らし」)や福祉サービスの利用状況(例:「介護サービス」・「児童扶養手当」)に関する情報に留まります。
- この情報に、健康状態や生活・経済状況をはじめ、その世帯の支援に必要な下記のような情報を少しずつ加えていく必要があります。

(主な把握する内容) ■身体のこと／■住まいの様子／■家族・親族／■緊急連絡先／■趣味／■心配ごと／■楽しみにしていること／■不安に感じていること／■近所で仲の良い住民 等

- 一人ひとり異なる、そうした「生活感のある・支援につながる情報」になってはじめて「把握した」ということができます。対象となる住民が、その人らしく自立した生活を地域で過ごすためには、必要となる情報です。
- こうした情報を把握するには、住民と顔を合わせ、健康状態や生活状況を窺い知ることができる「訪問活動」が最も適した活動です。また、この活動を通して把握した情報は、住民の心配や困りごと、生活課題等を、早期に発見したり事態の深刻化を防ぐことにもつながっています。
- 一度、把握した情報も、一定期間ごとに情報の更新や新たな情報の把握に努めます。例えば、定期的な各種世帯調査や「救急医療情報キット(※)」の更新時などが考えられます。

※(高齢者・障がい者等の)対象世帯で、あらかじめ救急医療情報シートを作成し、筒に入れて冷蔵庫等に保管。救急活動時に、救急隊員がいち早く患者の情報を把握し受け入れ先の医療機関の選定等に役立っています。この実施方法や民生委員の関わり方は、市町村により異なります。

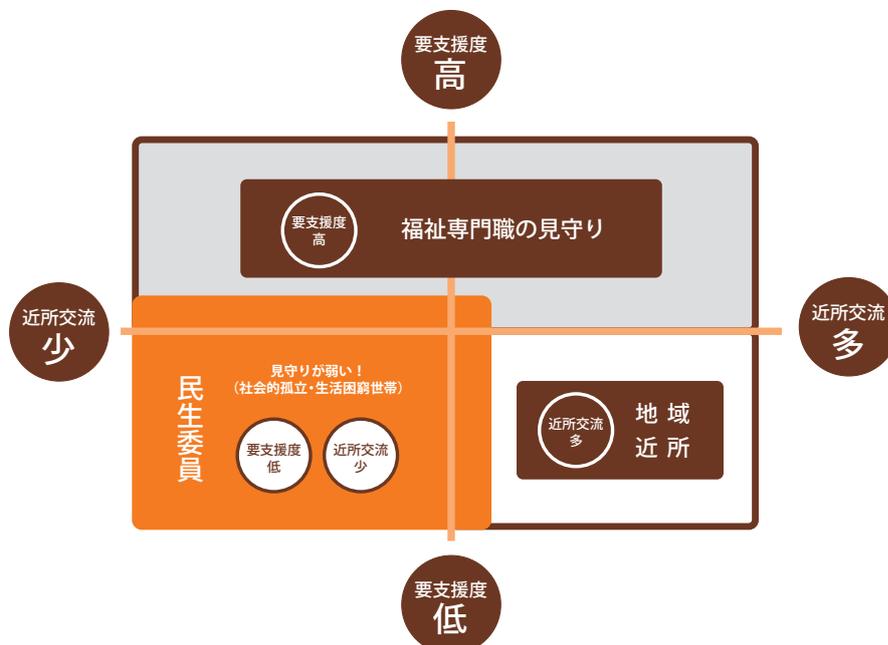
3 把握する範囲は？

- 担当区域の全世帯を把握する必要はありません。
- 市町村は、それぞれ支援を必要とする「要支援者」を定めています。基本的には、この行政が定める「要支援者」を、把握する世帯の中心に置きましょう。例えば、災害時に備えて、市町村行政で整備する「避難行動要支援者名簿」対象者等が考えられますが、「要支援者」の範囲がわからない場合は、この機に確認してみましょう。この要支援者に、「自身が気になる住民（世帯）」を加えていくというイメージです。
- もし、市町村が見守る対象者や把握する範囲などを決めている場合などは、その範囲を中心に「自身が気になる住民」を加えていきましょう。
- この「気になる住民」は、民生委員としての経験を重ねていくうちに、そうした感覚が養われていくものですが、新任委員や期の浅い委員は（P41）「異変別『気づき』ポイント」や（P44）「訪問時 分野・緊急度別『気づき』チェックリスト」に該当する住民を、意識的に「気にかける」ようにしましょう。

4 見守る方法は？

① 訪問対象者は、「気にかける人」⇔「見守る対象者」

民生委員が訪問する対象者は、（調査等は別として）基本的には要支援者や気にかける人など、見守る対象者です。見守る対象者は、次のように整理するとわかりやすいでしょう。



①地域の「目」が届いている世帯とは

すでに、行政等の福祉サービスを利用し、専門職が関わっている世帯（前頁：図上側）や、近所づきあいの多い住民（同図右側）などは、地域の「見守る目」がたくさんあります。

②要支援度が低く、近所づきあいがいい世帯を意識する

上記①の世帯以上に、民生委員として特に意識したいのは「要支援度が低く、近所づきあいがいい人（前頁：図左下エリア）」への見守りです。制度や地域の中では埋もれがちな住民を、意識的に把握するようにします。

また、こうした世帯への訪問の際は、「今は大丈夫そうだけど、将来こうした課題が出そうだな」と、福祉課題を「予防」する視点を持ちながら訪問するようにしましょう。

③見守る対象者を決める際の留意点

見守る対象者を決める際、世帯構成だけでは決めないようにしましょう。例えば、同居家族がいても、日中はひとり暮らしの場合などは、「地域の目」が届いていないケースもあります。対象者の生活状況や、どのような関係者や近所の方が関わっているのか、確認するようにしましょう。

②3つの見守る方法とその考え方

民生委員として見守る方法は、主に次の3つの方法があります。

ゆるやかな 見守り (1)	間接的な見守り	住民宅前を通った時や、街中で見かけた時等。直接的な会話はない。
	あいさつ・声かけ	街中や地域のイベントで出会った時に、簡単なあいさつ・声かけ。
しっかり 見守り (2)	交流の場	サロン等の交流の場で会った際、健康状態や生活状況を直接確認。
	訪問活動	住民宅を訪問し、健康状態や生活状況を確認。
専門的な 見守り (3)	地域包括支援センター 児童相談所 相談窓口等 専門機関	困難な課題（家族による虐待や認知症、対応拒否等）を抱えている世帯を支援する専門職と、協力して見守る。

①見守る方法は柔軟に

対象となる住民ごとに、(前頁) (1)~(3) いずれかの方法にあてはめて見守るケースもあれば、組み合わせながら見守ることもあるでしょう。また、本人と直接会話をする「(2) しっかりとした見守り」で気づくポイントもあれば、「(1) ゆるやかな見守り」で気づくこともたくさんあります。

見守る方法は、対象者の生活状況や、抱える課題の軽重、性格、訪問されることへの考え方、見守り協力者の有無などを踏まえ、より柔軟に変えていく必要があります。

②複数の目で見守る

見守り活動は、民生委員だけで行うものではありません。地域のいろいろな人が関わりながら、それぞれの視点で見守ることで、一人では気づかなかったことが見えてくることもたくさんあります。

何より、地域には見守り協力者となりうる住民がたくさんいます。その世帯に適した協力者(※)と協力し、その世帯に関わる地域の「目」を増やしていくことを考えていきましょう。

※「その世帯に適した協力者とは？」

■町会・自治会／■地区社協の協力員／■地域包括支援センター／■介護事業所／■市町村の福祉委員／■老人クラブ／■地域の世話焼き屋さん／■見守り対象者と行き来のある住民 等

③専門職と協力する

地域包括支援センターや児童相談所等の福祉の専門職が関わっている世帯は、(前頁)「(3) 専門的な見守り」を補うように、専門職が不在の朝・夕や週末での見守りのほか、曜日や時間帯が重ならないように配慮します。

この場合は、専門職と見守り方法について、よく相談する必要があります。

④福祉関係者と顔見知りになる

福祉関係者や協力者との会議(会話)や、地域の会合、行事・イベントには、積極的に参加し、地域に関わる専門職やボランティア等と顔見知りになることも大切です。

地域包括支援センターなどが主催する見守り支援に関する会議等には、福祉の専門職や地域のキーパーソンとなる住民が顔を揃えます。こうした場を通して、自身が民生委員であることを認識してもらい、見守り活動への協力や「気になる人」の近況等を知らせてくれるように話しておきましょう。

3 「見守る」活動で気を付けたいこと

① 「見守る」と「見張る」は異なる

「見守る」とは、「相手の健康状態や生活状況に気を配り、注意しながら見る」ことです。そこには、相手への気遣いやお互いの信頼関係があります。

一方、「見張る」とは、「注意深く目を配って監視する」ことです。そこには、相手への敬意や配慮はありません。自分ならどう見守られたいのか？ を考えて、相手との距離感、見守る方法・頻度を考えましょう。

② 住民の性格にも配慮する

住民の中には、人との関わりが苦手な方もいます。こうした方は、一人での訪問、1対1での会話を心がけながら、時間をかけて信頼関係を築いていきましょう。

そうした住民以外は、複数人での見守りを検討しましょう。複数の目で見守ると、多くの気づきもありますし、その世帯のことを一人で抱え込むこともありません。何より見守られる側に安心感を与えることができるでしょう。

③ 情報共有と共通理解

守秘義務を持つ福祉の専門職と、協力して見守り活動を行う場合は、一定のルールのもと、見守る方法や対象者、異変時の対応、相談窓口等の情報を共有するようにしましょう。

また、町会・自治会などで、市町村行政等が実施する「見守りサポーター養成講座」等を受講する機会を持つと、地域住民みんなで見守り活動に関する共通理解を深める、よい機会となるでしょう。

5 訪問する前・訪問中・訪問後に行うこと

ここからは、訪問活動における「訪問前・訪問中・訪問後」に行う内容について、時系列に見ていきます。

訪問する前

① 訪問の目的と持ち物を確認する

民生委員の訪問活動は、定期的な訪問や、行政等から依頼された各種世帯調査のための訪問、イベントの周知、福祉サービスの紹介等、その時々で訪問する目的があります。訪問する前は、きちんとその目的を確認したうえで、その内容にあわせた持ち物も（P9）「(第1章) 活動時に準備しておきたい15物品」などで確認しましょう。

2 前回訪問時の内容や、前任者の引き継ぎ資料を確認する

住民宅には、一度だけではなく、定期的に繰り返し訪問することになります。前回訪問した時の記録や覚え書きなどをあらかじめ確認しておく、以前訪問した時との変化に気づくこともあるでしょう。こうした住民とのやり取りの積み重ねが、関係性を深めることにもつながります。また、時折、前任者の引き継ぎ資料なども確認してみましょう。

3 訪問する件数・時間・順番を決める

限られた時間の中で、訪問活動をするためには、1日で回るおよその件数や所要時間、時間帯、順番などを決めておくといでしょう。その際、次のような点にも留意しましょう。

- 効率の良いルート / ■ ゆとりのあるスケジュール / ■ 各世帯での所要時間
- 訪問に適したタイミング（在宅の可能性が高い時間帯を選ぶ・異性宅に夜間訪問は控える）等

4 服装を確認する

訪問活動時の服装のポイントは、「親しみやすさ」です。華やかな服装や装飾品などは避けましょう。カジュアルで生活感のある服装だと安心感を与えます。また、(P6)「(第1章) I. 活動を始める前に 2. 活動への向き合い方」の掲載内容も確認しておきましょう。

5 事前連絡

ある程度、信頼関係を築くまでは、何の前触れもなく訪問するよりも、あらかじめ電話で連絡をするか、簡単な手紙を投函しておくなど、事前に訪問する旨を知らせておくといでしょう。

訪問中

1 会話の入口は、話しやすい話題から！

住民とお会いしてすぐ、訪問した用件を切り出すのではなく、まずは次のような話題から会話を広げていきましょう。基本的には、明るい話題や住民が興味・関心のあること、前向きな気持ちになる話題を意識していきましょう。

① 自己紹介

「民生委員の〇△です」

※近所の目を気にする方もいるので、大きな声で「民生委員」とは言わないようにします。

② 目に見えること（天気・庭先・住民宅周辺のこと）

「今日はいい天気ですね」 / 「最近、あそこで工事を始めたんですね」

③地域のこと（祭りやお店など）

「来月は○△神社の例大祭ですね」

「最近、○△通りに、□△のお店ができたんですよ」

④以前訪問した時との変化（庭先の草花や体調等）

「お庭の桜が満開になりましたね」

2 姿勢（立ち居振る舞い）と会話

①一人の住民として向き合う

民生委員は専門職ではありません。同じ地域に暮らす住民として、ご近所の視点で、「自立した生活」をおくることができるよう寄り添う姿勢を心がけます。気を付けたい点は、支援する・されるという関係性を持ち込まない・感じさせないようにすることです。同じ地域に暮らす、一人の住民として向き合しましょう。

②「傾聴」を心がける

- 民生委員活動の特長の一つとして、住民の悩みや不安に感じていることを、適切な福祉サービスに「つなぐ」ことが挙げられます。ただし、気を付けたいのは必ずしも「自立に向けた支援＝福祉サービスにつなぐ」というわけではないという点です。
- 民生委員は、住民と会話をする中で、本当に福祉サービスの利用を望んでいるのか、ただ思いの丈を聴いてほしいだけなのか、よくその真意を推し量る必要があります。民生委員が、住民の立場に立った支援を行ううえで、最も大切にしたいことは住民の話に耳を傾ける姿勢やその対応－「傾聴」－です。
- 福祉サービスの利用を希望する場合は、この限りではありませんが、住民の中には少なからず話を聴いてほしいだけという方がいます。また、同じ相談内容でも、深刻に話す人もいれば、努めて明るく話す住民もいるでしょう。民生委員は、住民の話聴きながら、時折質問を交え、課題を整理しながら、住民の真意を推し量ります。
- 自身が抱える不安や悩みを他人に打ち明けることは、非常に勇気がいることです。それでも、皆さんに、そうした心の内を見せてくれた住民の気持ちを大切にしてください。ぜひ、次頁10か条を心に留めて、住民の心情に寄り添うように努めましょう。
- 「傾聴」の姿勢を心がけると、住民は「自分の話を聴いてくれる人がいる」という安心感を抱くことができます。そういう意味では、地域に民生委員がいるだけで支援につながっているとも考えることができます。

傾聴で心がけること 10か条

- ①相手の気持ちを考え、なるべく不快にさせない。
- ②言葉遣いに気を付ける。
- ③適度に相手の目を見る。
- ④ある程度察しはついても、話の腰を折らない。
- ⑤相手の話したくないことは無理に聴かない。
- ⑥遠慮なく話せる雰囲気を作る。
- ⑦話を聴く時に、適度にうなずいたり、あいづちを打ったりする。
- ⑧急がせない。
- ⑨おうむ返しで確認する。
- ⑩笑顔！

※本会「相談技法研修会」資料より引用抜粋。一部本会編。
講師：アクティヴリッスン代表 澤村 直樹 氏

③言葉遣いと話し方に気を付ける！

民生委員として訪問する際は、住民をお年寄り扱い、または子ども扱いすることなく、「〇△さん」と敬称をつけるなど、敬意を持って接するようにしましょう。

また、高齢者の場合は、「ゆっくり・はっきり・丁寧」に話すようにしましょう。

④ほめる・認める・ねぎらうことが大切！

やはり頑張っていることをほめられたり、認められるとうれしいものです。高齢者の場合は、できないが増える中で、以前より向上している点や継続していることなどを素直にお話ししてみましょう。また、子育て中の親や子どもに対しても、「地域の子育て応援団・身近なおとな（※）」として、「ほめる・認める・ねぎらう」ことを心がけて接するようにしましょう。

（※）「児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017」（全民児連・平成29年11月発行）では、今後の児童委員活動の重点として、「子どもたちの『身近なおとな』になり、地域の『子育て応援団』となる」ことが示されている。

⑤不安を解消する

信頼関係ができるまでは、訪問される側も緊張したり不安を抱くかもしれません。下記のような点をお話ししたり気を配るなどして、住民の不安解消に努めましょう。

■訪問の目的を説明／■民生委員の立場を説明／■守秘義務を説明／■前任者に同行してもらう 等

3 訪問中に確認するポイント

住民宅を訪問する時に、確認する・気にかけるポイントは、下記ページを確認しましょう。

(参考ページ)

■ (P41)「異変別『気づき』ポイント」／■ (P44)「訪問時 分野・緊急度別『気づき』チェックリスト」／■ (P72)「『認知症』早期発見20のめやす」／■ (P73)「『認知症』対応のポイント」／■ (P85)「子どもの貧困等『気づき』チェックシート」／■ (P98)「障がい別 対話の際などで配慮すべき10のポイント」／■ (P125)「高齢者虐待予防・発見チェックシート」／■ (P126)「児童虐待に気づくためのチェックシート」／■ (P128)「障がい者虐待発見チェックリスト」等

4 住民との会話で意識すること

住民と話している時や、生活環境などを目にしている時には、「この人はどのようなサービスが利用できるか（適しているか）」、「どのようなイベントに参加できるか」など、福祉サービスや地域にあるモノ・コト（下記※）につなぐことを考えるようにします（下記①）。

また、気になることがあったら、具体的に聴いてみるのもよいでしょう（下記②）。その時、話したくない素振りを見せたら、質問を繰り返したりせず深入りしないようにします。

ひとつ気を付けたいのは、話を聴いてほしいだけということも多いので、何かを勧める場合には相手が断りやすいよう気軽に提案するようにしましょう。

(※) 地域にあるモノ・コト（地域資源）は、(P22)「(第1章) 地域再発見」を参照。

① (会話例) 住民の話から推測する

㊦「(住民) 最近話す人がいなくて寂しい」 → ① (参加できるイベントは何かがあるだろう?) → ㊧「(民生委員) 少し前から、その公民館で、毎週火曜日に茶話会をやっていますよ。地域の皆さんもたくさん参加されていますし、一度参加してみますか?」

㊦「(住民) 身体の○△が痛くて困っている」 → ① (利用できるサービスや参加できる健康教室はあったかな?) → ㊧「(民生委員) そういえば、○□で健康相談と健康教室をやっていますけど、一度お話だけでも聞いてみますか?」

② 住民に具体的に聴く

「買い物は、どうされていますか?」／「ゴミ出しは、どうされていますか?」

5 住民宅を後にする時

訪問した要件や会話を終えたら、再訪する旨を伝えます。まだ、定期的な訪問になっていない段階では、都合のよい曜日や時間帯等を聴いておくともよいでしょう。

訪問中に困った場合

下記(6)~(13)は、訪問中に困った場合の対応方法や、気を付けたいポイントです。対応に困った時は、決して無理はしないようにしましょう。また、良かれと思ってやったことでも、住民の希望に沿わないこともあります。住民の意思を尊重し、適度な距離感を取る・保つようにしましょう。

6 訪問しても会えなかったとき

訪問先の住民が留守だった場合は、「不在連絡票」にメッセージを書いて郵便ポストに投函するなどして訪問したことを伝えるようにしましょう。また、住民の近況を把握したい場合などは、見守り協力者や(自身が民生委員であることを知っている)顔見知りの住民に様子を伺ってみてもよいでしょう。

なお、高齢者は、耳が遠くて、声かけやインターフォンの音が聞こえない場合や、歩行に時間がかかることなども考えられるので、応答がない場合でもしばらく待つようにしましょう。「不在連絡票」の様式は、本会HPからダウンロードできます。(URLはP4掲載)

不在連絡票 

民生委員・児童委員の _____ です。

下記内容で伺いましたが、ご不在のようでしたので、不在連絡票を投函しました。

(メモ欄)

(今後について)

- 上記メモの内容をご確認ください。
- 後日、あらためて再訪します。
- ご連絡ください。(電話) _____
- その他 (_____)

訪問した時間帯

令和 年 月 日 ()

午前・午後 時 分頃

7 訪問を拒否されたとき

訪問される立場で考えてみると、はじめは警戒心があるのは当然です。訪問の都度、短い会話を重ねる中で、住民の性格や考えの一端を垣間見るヒントが必ずあります。決して無理強いをせず、あせらずに、少しずつ気持ちをはぐしていくようにしましょう。

帰る際には、ポストに不在連絡票を投函するなどして、後日再訪する旨を伝え、次回

訪問するきっかけを作っておきましょう。

訪問がうまくいかないときは、先輩委員のやり方を聞いてみたり、行政や地域包括支援センターの専門職に相談するのもよいでしょう。

8 異性宅を訪問するとき

訪問先の住民と同性の委員や、隣接区域の委員に同行してもらうのも1つの方法です。

9 話が長引いて帰れないとき

あらかじめ滞在時間を伝えるか、あらかじめ訪問する約束をしてもよいでしょう。

10 会話が続かない・弾まない場合

① 開かれた質問をする

「開かれた質問」とは、質問された相手が具体的に答えを返すことができる問いかけのことです。一方、「閉じられた質問」とは、質問に対して「はい」か「いいえ」だけで回答することができ、その後の会話が續かない問いかけのことを指しています。

できるだけ、住民との会話は、「開かれた質問」を心がけるようにしましょう。

(開かれた質問) 「今日の朝ご飯は、何を食べましたか？」
→ 「朝は、サンドウィッチを食べました」

(閉じられた質問) 「今日は朝ご飯を食べましたか？」
→ 「はい」

② 立つ場所を変えてみる

まだ関係性ができていない中で、向かい合って話をすると、お互い緊張してしまうものです。横に並び、同じ方向にある（視界に入る）ものを話題にすると、いろいろと話の接ぎ穂があって話しやすくなります。

11 直接的な支援を頼まれたとき

基本的には、軽微な内容や緊急の場合を除き、直接的な支援は行いません。一度引き受けると、次回以降も断りづらくなりますので、きちんと断るようにしましょう。

ただし、無下に断ったり、やみくもに「できない」というだけでは、住民との信頼関係を築いていくことは難しくなってしまいます。できるだけ、代わりとなるサービスを紹介できるように、訪問時は行政や社協などのリーフレットを携行するとよいでしょう。

12 マンションへの訪問

マンションを訪問した時、セキュリティのために、居住確認やお会いすることができないこともあるでしょう。こうした場合は、集合ポストに不在連絡票を投函したり、管理人

に下記のような点について働きかけていきましょう。特に、管理人と顔の見える関係づくりは大切です。

(管理人に働きかけること)

- 気になる高齢者がいる場合は、些細なことでも連絡してもらうよう伝える。
- 定期的にマンションを訪問し、地域包括支援センターや相談窓口等のチラシ配布を兼ねて、気にかけてほしいポイントを伝える。
- (管理人を通して) 管理組合の会合に出席し、マンションは外からの見守りが難しいことや住民同士の見守りが有効であること、何か気になることがあったら連絡してほしいことなどを伝える。

13 訪問中に気を付けること

住民宅を訪問した際には、次のようなことに気を付けましょう。

- 住民とのやり取りは、玄関先で行う。家にはあがらない。
- 金銭の貸し借りはしない。
- 保証人になるといった相談には応じない。
- 物品をもらわない・あげない。
- 回答や判断に迷ったら即答しないで、後日回答する。 等

訪問後

1 記録をとる

自宅に帰ったら、忘れないうちに次回訪問時のために、会話の概要や訪問日時などを記録しておきましょう。箇条書きでポイントを簡潔に書くようにします。

2 質問されたことや回答を要することは

訪問した際に、住民からの質問や後日回答を要することは、上記(1)と同様に、きちんと記録に残すようにしましょう。少しでも不明な点や判断に迷った場合は、行政や地区民児協の執行部などに問い合わせのうえ回答するようにしましょう。

3 住民の悩みごとへの向き合い方

課題を解決する必要はありません。民生委員の活動は、住民が自立した生活を送ることができるようにお手伝いをすることです。そのため、住民の悩みをお聴きした場合は、一人で解決しようとはせず、その悩みに沿った福祉サービスを紹介したり、利用できるように行政や社協等につなぐことを考えます。決して一人で抱え込まないようにしましょう。

6 緊急時の対応方法

訪問活動中に、万が一緊急を要する場面に遭遇した場合の対応方法です。こうした時に備えて、事前に市町村民児協事務局や地区民児協で、緊急時の対応について確認しておきましょう。

①前提

訪問先の住民が、下記①～⑥に該当し緊急を要する場合は、緊急通報（「119」または「110」）をしましょう。勝手に住民の状態を判断せず、人命救助を最優先にします。

<緊急を要する場合（その疑いを含む）>

- ①人が倒れている。
- ②ケガをしている。
- ③意識がおかしい・朦朧としている。
- ④異臭がして様子がおかしい。
- ⑤激しい怒鳴り声や叫び声、泣き声がする。
- ⑥玄関は空いているのに何度呼んでも応答がない。

②具体的な対応方法（※「119」関係）

①消防署（119）に連絡する

- ア. 救急であることを伝える。
- イ. 場所を伝える。
- ウ. 具合が悪い方の症状を伝える。（意識の有無等）
- エ. 具合が悪い方の氏名・年齢・性別等を伝える。わからない時は、「70代・男性」など大まかな情報で可。
- オ. 自身の名前と連絡先を伝える。

（「119」に通報してよいか迷ったら）

救急安心センター事業（#7119）に電話しましょう。医師や看護師等の専門家が救急相談に応じてくれます。24時間年中無休です。

（救急車への対応）

救急車が来ると同乗を求められることがありますが、民生委員として同乗する必要はありません。

②病院での対応

仮に、病院まで付き添うことになった場合、病院側から（搬送された住民に救急処

置することや入院等への)「同意書」に署名を求められることがあります。民生委員として署名する必要はありません。

※民生委員が署名しなくても、病院が患者の処置をしないということはありません。

③「緊急連絡先」に連絡する

あらかじめ把握している「緊急連絡先」の家族や親族などの関係者に連絡をしましょう。

(「緊急連絡先」がわからない場合)

支援に関わる行政や地域包括支援センターに連絡しましょう。支援に関わる専門職がない場合は、市町村民児協事務局や地区民児協会長に判断を仰ぎましょう。

(あらかじめ検討しておきたい点)

市町村民児協事務局や地区民児協と、①異変時の対応、②異変時の連絡先、③土日や平日夜間の連絡方法について検討しておきましょう。

より理解を深めよう1

「訪問活動・相談活動の基本～民生委員・児童委員のための相談技法研修用ビデオ～」

(作成) 全民児連・2019(平成31)年11月
(視聴URL) <https://youtu.be/NfC0NdvBMQw>
(その他) 全民児連HPに(右写真)副読本が掲載されていますので、ダウンロードのうえご活用ください。入室パスワードは、「20131201」(※半角数字)です。
(URL) <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj>





異変別「気づき」ポイント

民生委員による訪問活動の対象者は、高齢者だけではありません。地域には、障がい者や生活困窮世帯、一人で育児や介護をしている方など、何らかの支援を必要とする住民がたくさんいます。

下記項目は、そうした住民に気づくためのポイントをまとめたものです。主に、高齢者向けのものではありませんが、心身の病気や認知症、虐待など、異変別の「気づき」ポイントを掲載しています。ぜひ、(P44)「訪問時 分野・緊急度別『気づき』チェックリスト」とあわせて、訪問活動の際などにご活用ください。

以前お会いした時と比べて、ポイントに該当するような変化が見られた場合や気になる点がある場合などは、市町村行政の担当課や地域包括支援センターなど、福祉の専門職に相談するようにしましょう。

1. 心身の病気「気づき」ポイント

外見だけでなく、本人との会話や行動の変化からも気づくことができます。

種別	No	本人の状況
心身の状況	①	元気がない
	②	痩せてきている
	③	体調が悪そうに見える
	④	歩き方がおかしい・危なっかしい
	⑤	動作が遅い・きごちない・時間がかかる
	⑥	家事や買い物がつらい・食欲がない・知り合いがいなくて寂しい等と本人が言う
行動の変化	⑦	家にこもりがち（以前より外出しなくなった）

2. 認知症「気づき」ポイント

身なりや行動の異変、本人との会話の様子からも気づくことができます。

種別	No	本人の状況
身なり	①	服装が汚れている（食べこぼし・便等）
	②	服装が季節に合っていない

身なり	③	いつも同じ服装で着替えている様子がない
	④	異臭がする
	⑤	髪や服装が乱れている
行動の変化	⑥	ゴミの分別ができなくなった・ゴミを出さない
	⑦	同じ場所に不自然に長時間ウロウロしている
	⑧	同じものを大量に購入している
	⑨	在宅していても返事がない・電話に出ない
心身の状況	⑩	今まで挨拶をしていた人が挨拶をしなくなった
	⑪	話がかみあわない。辻褃の合わないことをいう。同じことを何度も繰り返す
	⑫	一方的に自分のことばかり話すようになった
	⑬	暴言を吐くなど性格が急に変わった
	⑭	同じものを頻繁に購入している
住まいの状況	⑮	室内が乱雑になっている

3. 虐待「気づき」ポイント

あざがある、怒鳴り声があるなど、見聴きした中での気づきのほか、本人や家族の会話や態度も気づきポイントになります。

種別	No	本人の状況
心身の状況	①	身体にあざがある。(目に触れる部分) また、その理由を話そうとしない
行動の変化	②	家で過ごすことを避けて、外に出ていることが多い
世帯・家族	③	家族の中で孤立している様子がある
	④	本人の状況を家族が話したがらない・本人と会わせない
周辺環境	⑤	大声・怒鳴り声・悲鳴が聴こえる

4. 自宅で倒れている可能性「気づき」ポイント

家の中で倒れていたり、長期間にわたる場合は孤立死なども疑われます。日常的な見守りをしているからこそ、ちょっとした異変に気づくことができます。

種別	No	本人の状況
行動の変化	①	長期間の不在、最近姿を見かけなくなった
	②	買い物をしている様子が見られない
	③	地域の集まりに、急に来なくなった
	④	家の電話・携帯電話に出ず、連絡が取れなくなった
訪問時	⑤	訪問したが応答はない（約束した日に会えない、数日間会えない）
	⑥	いつもと様子・雰囲気が違う
住まいの状況	⑦	家から異臭がする
	⑧	郵便ポストに郵便・新聞等が溜まっている
	⑨	同じ洗濯物が何日も干してある。夜になっても取り込まれない
	⑩	植物への水やりができていない
	⑪	ゴミが溜まっている
	⑫	昼間に電気が点いたまま、夜間に電気が点かない
	⑬	雨戸やカーテンが閉まったまま

5. その他気づき（消費者被害・何らかの支援が必要）

No	本人の状況
①	見たことがない人が出入りしている
②	家に法外な高額商品が置いてある
③	家族環境が急変した（家族との死別・入院・入所 等）
④	最近引っ越してきたが、周囲になじめていない
⑤	認知症等の家族を抱え、介護者が疲れている

（出典）東京都福祉保健局「高齢者等の見守りガイドブック（第3版）」第5章資料編。一部、本会編。

（関連ページ）P28・P35・P44・P61・P68（認知症）・P93（精神障がい）・P122（虐待防止）・P134（社会的孤立）

訪問時

分野・緊急度別 「気づき」チェックリスト



- 近所づきあいがない
- 生活環境が悪い
 - 庭先が荒れている
 - ゴミに溢れている
- 電話に出なくなった

- 一人で介護している
- 育児する親・介護者の健康状態が悪い
- 最近配偶者が亡くなった

- 自由に外出できない
- 新たに身体に障がいがあった
- 以前よりスムーズに歩けなくなった

- 最近見かけなくなった
- 家から異臭がする
- 衣類が汚れたまま
- 食事を用意できない
- 昼間でも雨戸やカーテンが閉まっている
- 夜間に電気が点いてない
- 郵便ポストに新聞や郵便物等が溜まっている
- 洗濯物が干したまま

- 家庭内で喧嘩が絶えない
- 高齢者への対応
 - 高齢者に会わせない
 - 冷たい態度をとる
 - 暴力をふるう
- 介護者が介護の疲れを訴える
- 本人が「施設に入りたい」と言う
- 本人が「自殺したい」「何もかも嫌だ」「もうおしまいだ」と発言

- 顔色がさえない（気分が沈んでいる／具合が悪そうに見える）
- 身体の変化
 - 急に痩せた・太った
 - 髪・ひげ・爪が伸びたままになっている
- 異臭がひどい
- 身体にあざや傷がある
- 一人で歩けなくなった
- 食事をとっていないと訴える

- 電気・ガス・電話が止められている
- テレビやエアコンの室外機など、生活音がしない

- 怒鳴り声・泣き声がある
- 育児や介護の疲れ等で感情が爆発する
- 家族が暴力を繰り返す

- フラフラになって外を歩いている

主に、高齢者向けのチェックリストですが、子育て世帯や障がい者世帯等にも該当する項目もあります。
 なお、掲載内容はあくまで一つの目安です。少しでも気になることがあれば、行政や社協、地域包括支援センター等に相談してみましょう。



- 少し物忘れが目立つ
- 同じことを繰り返す
- ゴミの分別ができない
- 家族が介護の悩みを周囲に話す

- 深夜に出歩いたり、道に迷う
- 同じものを買ってくる
- 知っている人に初対面の対応をする
- 季節に合わない服装、不適切な履物をはいている
- 介護者が介護の疲れを訴える
- 年金や通帳をなくす。管理できない。
- 幻覚や妄想がある

- あざや傷が絶えない
- 徘徊で危険な目になった
- 大声をあげる
- 店先で支払いをめぐるトラブルになった

- 同じものを着ている
- 生活が質素になった
- (成年世代の) 子どもが働いていない

- 必要な介護サービスを使っていない
- 年金があるのに、お金がないと訴える
- 家族に印鑑・通帳を盗られたと訴える
- 訪問販売品が溢れている
- 見慣れない業者や知らない人が出入りしている

- 食べる物がほとんどない
- (家族間) お金に関することで怒鳴りあっている

緊急度



緊急度 低

福祉関係者・ご近所さんと連携して見守る

緊急度 中

行政や地域包括支援センター等福祉関係者に、**相談する！**

緊急度 高

行政や警察等に、**通報する**

II. 個人情報の取り扱い

1 個人情報と民生委員

- 民生委員は、行政から提供される名簿や、住民から直接お聴きする情報など、活動をしていく中で、個人情報に触れる機会がたくさんあります。活動の性格上、個人や世帯の状況が十分にわからない（把握しない）と、適切な支援を行うことはできません。適宜、担当区域内の要支援者や気になる住民の情報把握に努める必要があります。
- ただし、ひと言に個人情報といっても、行政から提供される名簿のようなものから、住民から聴く「〇〇さんが先週入院したわよ」といった情報まで様々です。なかには、信憑性が低い噂や伝聞のようなものもあります。当該住民との関わりを続ける中で、そうした情報を精査しながら、支援に必要な情報を更新していきます。

（民生委員が保有する個人情報例）

- ① 福祉票（住民の相談・支援に関する経過記録）
- ② 生活福祉資金借受世帯援助記録票（社協「生活福祉資金制度」の借受世帯別の相談・支援の経過記録）
- ③ 要支援者名簿（行政から民生委員に提供される情報）
- ④ 避難行動要支援者名簿（行政から民生委員をはじめとする支援者に提供される情報）
- ⑤ 「状況報告」に関する依頼書（住民からの依頼で作成する状況報告確認書）
- ⑥ 活動記録（プライバシーを記載している場合がある）

（出典）（全民児連）「大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」。一部、本会編。

2 「個人情報」の考え方

- 民生委員は、個人情報保護法による「事業者」には該当はしません。しかし、地域での活動は、住民との信頼関係があってこそ成り立つものです。守秘義務を遵守することはもちろん、住民が不利益を被らないように、個人情報の保管方法や活用方法など、知り得た情報の取り扱いには慎重な対応が求められます。

- 保有する個人情報の内容やその取扱いについては、次頁「個人情報の取り扱い10のポイント」で確認するようにしましょう。行政から個人情報の提供を受けている場合は、市町村の個人情報保護条例によって、その提供方法や管理方法等が厳格に定められていますので、一度確認してみましょう。
- 個人情報の取扱いについては、個人での確認はもちろん、地区民児協の定例会でも必ず確認し共通認識を持つようにしましょう。

3 個人情報とプライバシーの違いは？

よく耳にする「個人情報」と「プライバシー」という言葉。2つの言葉は、非常に似ているイメージがありますが、どのような違いがあるのでしょうか？ 両者の概要は、およそ次の通りです。

① 個人情報とは？

個人情報は、「生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等のプライバシーが、文書や図面、データとして記録され、特定の個人を識別できるようになっているもの」（出典：個人情報保護法）です。

② プライバシーとは？

プライバシーは、「個人や家庭内の私事・私生活・私的領域・個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利」（出典：小学館・大辞泉）です。また、一般的に他人に知られたくないと認められる事柄は、次の通りです。

（プライバシーに該当する項目例）

- ①病歴・身体的特徴等の身体情報 / ②戸籍・家族関係等の身上関係情報
- ③学業成績・犯罪歴等の経歴情報 / ④資産・所得等の財産情報
- ⑤思想・信条・宗教等の精神的自由に関する情報等

③ プライバシーと個人情報の違い

両者の違いは、郵便配達を例に説明されることが多いようです。郵便配達員は、ハガキや封筒を届けるために、記載されている宛先（個人を特定する住所や氏名といった「個人情報」）をもとに配達します。そして、そのハガキや封筒の中に書かれている他人には知られたくない私的な情報が「プライバシー」です。

④ プライバシーがあってこそその民生委員活動

住民のプライバシーは、大切に守られるべきものです。一方で、福祉活動に携わるうえでは、住民のプライバシーがわからなければ、福祉活動を実践することはできません。活動に資する範囲内で、住民のプライバシーを把握する必要があります。

ただし、必要以上に住民の情報を把握する必要はありません。「活動を行うために必要となるのは、どのような情報なのか」という点を考えておくことが必要です。定例会などの場で、市町村行政で定める要支援者や見守り対象者などを確認したうえで、こうした点を検討するようにしましょう。

また、「守秘義務」を遵守するためには、保有する個人情報の管理や取扱方法について、きちんと目を向けておく必要があります。市町村の個人情報保護条例に基づく取り扱いのルールや、下記「個人情報の取り扱い10のポイント」を確認しておきましょう。

個人情報の取り扱い 10のポイント

① 外出先に持ち歩かない

福祉票をはじめ、プライバシー性の高い情報が記載された書類は持ち歩かない。訪問活動でも、真に必要な情報以外は持ち歩かない。

② 活動中の紛失に注意する

やむを得ず、個人情報を持ち歩く際は、カバンなどの置き忘れに注意する。

③ コピーは取らない

原則として、個人情報の記載のある書類はコピーしない。もし、コピーする場合は、コピー機に書類を忘れないように気を付ける。

④ 外出先で、住民に関する話を話さない

大勢の人が出入りする場所（公共施設や飲食店等）で、住民に関する話を話さない。

⑤ 記録そのものを資料として提供しない

関係機関に相談する時や、委員同士で検討する時に、個人情報の記載のある書類そのものを資料として提供しない。研修目的で使用する際も匿名表記とし、終了後に回収する。

⑥ 不要になった情報は、適切に廃棄する

当該世帯への支援が終了した、あるいは（転居等により）関わりがなくなった時点で、不要になった個人情報は、適切に処分する（シュレッダーや焼却、提供元に返却等）。

⑦記録には、客観的な事実のみを記載する

噂や伝聞等は記載しない。

⑧自宅での保管場所・方法に注意する

家族の目にふれないように保管場所に注意する。また、種々の資料を1つのカバンに入れておくことを避ける。

⑨個人情報の取り扱いのルールを決める

民児協として、万が一紛失した際や記録の引き継ぎ、関係者との情報共有のルールをあらかじめ決めておく。また、個人情報の取り扱いに関する確認や学習の場を持つようにする。

⑩後任者に引き継ぐとき、住民の同意を得る

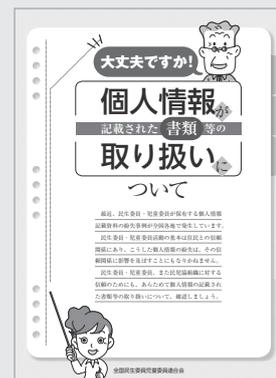
後任者に個人情報を引き継ぐことについて、当該住民の了解を得ておく。今後、良好な信頼関係のもと、継続的な支援を行っていくためにも事前に了解を得ておくようにする。

(出典) (全民児連)「大丈夫ですか！個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」。一部、本会編。

より理解を深めよう2

「大丈夫ですか！個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」

- (作成) 全民児連・2016(平成28)年3月
 (その他) 全民児連HPに、冊子データが掲載されていますので、ダウンロードのうえご活用ください。入室パスワードは、「20131201」(※半角数字)です。
 (URL) <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj>



Ⅲ. 関係機関との向き合い方

1 連携と協力

① 連携？ 協力？

- 民生委員は、地域に関わる多くの関係機関と連携・協力しながら、地域福祉活動を実践していくこととなります。民児協、あるいは民生委員として、どのように関係機関と向き合っていけばよいのでしょうか。

民生委員法の第14条（職務）には、次のように明記されています。

民生委員法第14条（抜粋）

四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に**連携**し、その事業又は活動を支援すること。

五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に**協力**すること。

- 第14条第4項には「連携」、第5項には「協力」という言葉が明記されています。まず、このイメージが似ている2つの言葉の持つ意味を、きちんと理解する必要があります。それぞれの言葉の意味は、およそ次のようなものです。

連 携	同じ目的で何事かをしようとするものが、連絡を取り合ってそれを行うこと。
協 力	目的に向かって心を合わせ努力すること。

- どちらも「互いに助けあう」という点では同じですが、協力は「助けあうこと全般」を指すのに対して、連携は「同じ目的をもって、連絡を取り合いあいながら物事を行う」ことを意味します。つまり、助け合うために、（同じ）目的や（連絡を取るという）手段を必要とするため、「協力」よりも狭義の意味となります。
- 基本的には、行政や地域包括支援センターなどが行う事業には「協力」、社協をはじめとする関係機関とは、同じ目的を持ちながら、それぞれ独自の活動を行う「連携」をしていくこととなります。

2 連携する関係機関と、協力する関係機関

ひと言に、関係機関といっても、地域や福祉に関わる団体は数多くあります。その中でも、特に民生委員が地域で関わる頻度の多い関係機関は、行政や地域包括支援センター、地区社協、学校などが挙げられるでしょう。「連携」と「協力」という点から考えると、関係機関とそれぞれの活動は、下表のように区分的ことができます。

また、こうした関係機関と連携・協力するのは、民生委員個人ではなく、民児協の組織として向き合うことが大切です。

種別	関係団体	主な活動例
連携	社協、共同募金会 等	サロン、健康教室、こども食堂、学習支援、歳末募金 等
協力	行政・地域包括支援センター・学校 等	福祉施策の会議や委員会、各種調査、安否確認、福祉サービスの周知等、乳幼児健診、登下校の見守り、その他行政等から協力依頼された活動

2 「社協」との連携

1 連携の考え方

- 地域の中で、連携した活動を行う関係機関としては、まず地区社協が挙げられます。この地区社協は、様々な社会福祉の増進を目指す団体が参画し、住民主体の福祉の街づくりを目指した活動を展開しています。地区民児協として、高齢者や未就学児を対象としたサロンや茶話会などに参加しているところも多いでしょう。
- 地区社協の活動は、対象者となる住民が民生委員活動のそれと重複することが多く、両者の線引きが曖昧になっているところも見受けられます。多くの民生委員が疑問に思うことは、「民生委員になると自動的に社協の協力員（※）になる」ことや、「社協活動のほうが圧倒的に多い」こと、「民生委員が主体となっている」こと等が挙げられます。
※市町村により名称は異なる。福祉委員や福祉協力員など。
- その一方、本会が行った実態調査によると、約6割の委員が地区社協の活動にやりがいを感じています。やりがいを感じつつも、参加する理由が今ひとつわからないという委員が多いようです。きちんと、目的の共有がなされておらず、何のために連携するのかが伝わっていないことが大きな要因でしょう。
- 「民生委員の活動しやすい環境づくり」という点を考えると、あらためて民児協と社協が別組織であることを認識したうえで、それぞれ団体としての活動やその目的を踏まえて、きちんと連携する方法を考えていく必要があります。

2 連携方法のとのえ方

- 県内でよく見られるのは、地区社協と民生委員個人が対となっているケースです。地区社協との連携について、民生委員個人にその連携方法等が委ねられており、依頼されるままに、地区社協の活動に参加していることが多いようです。
- 基本的には、同じ階層（圏域）ごとに連携方法を考えます。「市町村民児協と市町村社協」、「地区民児協と地区社協」を対にして考えます。地区民児協として、地区社協との連携方法を検討し、各委員はその方針に沿って地区社協活動に参画していくことが基本となります。
- 地区社協をはじめ、関係機関との連携方法は、下記①→②の順で考えます。これは、(P16)「(第1章)Ⅲ. 活動の優先順位 2. 優先順位の考え方」と同様の考え方です。その際、下記①の活動を優先し、下記②はあくまで体力・精神・時間的に余裕があれば行うといった位置づけにしましょう。また、(次頁)「連携・協力する目的を考えよう！」もあわせて確認していきましょう。

(連携方法のとのえ方・手順)

- ① (地区民児協で) 民生委員としての活動を検討する
 - ア. 地区民児協の活動 (地区民児協として行う活動)
 - イ. 各担当区域の活動 (所属委員が共通して行う活動)
 - ② (地区民児協あるいは個人で) + α の活動を考える
- 全ての地区社協の活動に参画するというわけではありません。「3つの役割」の中で、自分たちだけではできない点を、地区社協の活動でカバーするという視点を持つとよいでしょう。この基準（下表）を一つの目安に、上記①または②に割り振ってみるとわかりやすいでしょう。これは、地区社協との連携に関わらず、「連携する関係機関」に共通する基本的な考え方です。

地区民児協の活動状況		地区社協活動の位置づけ
ア	現在実施する地区民児協の活動で、すでに3つの役割（※）を実践できている場合	②に位置付ける
イ	現在実施する地区民児協の活動で、まだ3つの役割を実践できていない場合	①として（一部を）取り入れる

※「3つの役割」については、(P11)「(第1章)Ⅱ. 民生委員の立ち位置と基本的な役割 3. 基本的な役割」をご参照ください。

※(P108)「(第3章)Ⅳ. 地域の組織 8. 社会福祉協議会と連携・協働する」も確認しましょう。

連携・協力する目的を考えよう！

現在、民生委員が連携・協力している関係機関の活動に、（民生委員が）参画する目的を再確認してみましょう。

1. 協力する関係機関の活動（行政・地域包括支援センター、学校等）

No	事業・活動名	項目	内容
例	世帯調査（年1回）	概要	（行政）75歳以上高齢者の世帯調査に協力
		目的	世帯の把握・見守り等につながる
①		概要	
		目的	
②		概要	
		目的	
③		概要	
		目的	
④		概要	
		目的	

2. 連携する関係機関の活動（地区社協・共同募金等）

No.	事業・活動名	項目	内容
例	高齢者サロン （月2回）	概要	（地区社協）高齢者の居場所づくり
		目的	気になる住民が多数参加している
①		概要	
		目的	
②		概要	
		目的	
③		概要	
		目的	
④		概要	
		目的	

3 町会・自治会との関わり方

- 民生委員の基本的な活動エリアは、担当区域です。そこに組織される町会・自治会とは、特に顔の見える関係づくりを心がけていく必要があります。そして、「住民の立場に立った」視点で活動をしていくうえでは、町会・自治会と顔の見える関係性を築いたうえで、そこに暮らす住民の生活状況等を把握していくことが大切となってきます。
- 行政や社協といった連携・協力する関係機関とは異なり、住民の自治組織である町会・自治会とは、民生委員個人の立場で参画し、「福祉と住民をつなぐ」、「地域に福祉の視点を取り入れる」という点を心がけて活動していきましょう。
- 町会・自治会との関わり方（下表）は、その他関係機関と同様、地区民児協でその方針を検討し、共通認識を持つようにしましょう。下記①～⑥の内容について、皆さんで話し合ってみましょう。必要に応じて、⑦以降に項目を追加してください。

※(P112)「(第3章) IV. 地域の組織 9. 町会・自治会と連携・協働する」も確認しましょう。

町会・自治会との関わり方 記入シート

分野	内容
伝えること	① 民生委員の役割等を周知（守秘義務・政治的中立・個人情報取り扱い等）
	② 民生委員活動のPR（会合・掲示板・回覧板）
	③ 地区民児協・社協等の行事・イベントを周知
取り組み方法	④ 要支援者・気になる世帯の見守り方法（町会・自治会への依頼内容）
	⑤ 災害に備えた取り組み（民生委員として関わる範囲・情報共有等）
関わり方	⑥ 町会・自治会の会合、行事・イベントへの参加（頻度等）
その他	⑦
	⑧
	⑨
	⑩

IV. 金銭に関する相談・対応

平成17年、全民児連は、活動中における金銭の取り扱い方針について（次頁）「金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について」を示しました。

この方針の中では、「民生委員は、原則金銭を取り扱う支援は行わない」ことが示されています。

民生委員は、活動の中で多くの住民とお会いします。特に、身体的理由から買い物に行けない方や、生活に困っている方、また生活環境の改善も難しい方とお会いする機会もあるでしょう。

そうした方とお話をする中で、買い物の代行や金銭的な支援を求められた場合は、「民生委員はそういった支援はできない」ことをはっきりと伝えたいうえで、行政の福祉サービスや社協の生活福祉資金等の貸付制度を紹介するようにしましょう。

（次頁）全民児連の方針では、買い物代行業を例として、やむを得ず金銭を取り扱う際の留意事項等が記載されていますが、県内には多くの家事支援ボランティア団体等が活動しています。

民生委員としては、こうした支援は行わず、当該団体を紹介する（つなぐ）ようにしてください。特に緊急性がある場合は、この限りではありませんが、こうした際も複数人で判断するようにしましょう。

住民との関わりの中では、金銭的な支援とは逆に、日々の活動への感謝のお礼として金品を渡そうとする住民もいます。同じ地域に暮らす住民同士のやりとり（おすそ分け等）の範疇は、この限りではありませんが、民生委員として活動した対価としては、決して金品や物品をもらわないようにします。

なお、身体が不自由な方や認知症の方などで継続的な金銭管理が必要な場合は、市町村社協が実施する「日常生活自立支援事業」や、成年後見制度の活用が必要となるため、市町村社協等の関係機関へつなぐようにしましょう。

金銭の取り扱いが伴う場合の、 民生委員・児童委員の支援の考え方について

民生委員・児童委員は金銭の取り扱いを伴う支援を直接に行うべきではなく、通常は取り扱わないものとする。

しかし、一方で、要援護者の緊急的需要等によりやむを得ず、民生委員・児童委員が日常の支援のなかで、買い物代行等の依頼に対応している例が見受けられる。

こうした場合には、民生委員・児童委員は一定のルールに基づき十分な配慮のもとに対応することとし、その際、以下の点に留意する。

- 一、金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。
- 一、実施する際は極力一人では行わず、複数体制で対応すること。また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。
- 一、取り扱いの内容について、民児協組織として定期的にチェックを行うこと。
- 一、金銭の取り扱いは少額の範囲にとどめること。

なお、判断能力が不十分な人で、継続的な金銭管理が必要な支援には、地域福祉権利擁護事業（※）に繋ぐことが適切である。

上記の取り扱いを超え、さらに、地域の中で継続して支援が必要とされる場合は、民児協組織だけの活動にとどまらず、地域全体の問題として、近隣住民や関係機関・団体が協働連携した見守り・支援ネットワークや金銭の取り扱いに関する支援体制が必要である。

地域住民の立場に立って相談支援を行う民生委員・児童委員には、こうした課題について、当該地域の行政や社会福祉協議会、住民に提起し、あるいは意見具申するなどして、協働した支援の仕組みづくりを働きかけていくことが求められている。

平成17年9月14日
全国民生委員児童委員連合会

※「地域福祉権利擁護事業」は、平成11年10月に、国庫補助事業として都道府県社会福祉協議会を実施主体に開始され、平成19年度には「日常生活自立支援事業」に名称変更されました。なお、本文中の（※）は本会が付記。

V. 「職務上の地位」と民生委員活動

民生委員の特徴の一つとして、民生委員法第16条に規定される「政治的中立」が挙げられます。

民生委員は、担当区域の中で、要支援者や気になる世帯を対象に、訪問活動（世帯調査や見守り活動など）をはじめ、様々な福祉に関わる支援活動を行っています。また、そうした活動の中では、住民のプライバシーに触れることも多く、私生活にも深く関わることも珍しくありません。

こうした活動を行う民生委員が、その立場を利用し、政治的に悪用した場合、その弊害は計り知れないものがあります。そのため、民生委員は「職務上の地位」を政党又は政治的目的のために利用してはならないとされています。

この規定は、民生委員がその職務を離れて、一個人として政党に加入したり、政治的活動を行うことまでを禁止したものではありません。そのため、自らの担当区域以外で政治活動を行う場合は問題ありませんが、担当区域内での政治活動は、職務上の地位を利用したか否かの判断が非常に困難なため、当該区域内における政治的活動はできる限り避けるべきでしょう。

少し政治活動とは離れますが、自治体や民間企業の事業等への陳述書あるいは嘆願書等の活動についても一定の配慮を必要とします。こうした活動に、民生委員として関わることは禁止されていませんが、民生委員法第15条や第16条を念頭に、その内容が常識の範囲内のことか、例えば住民を二分するような内容ではないか、慎重に判断するようにしましょう。

民生委員自身にその自覚がなくても、周囲から見ると「職務上の地位」を利用しているように見えてしまうかもしれません。担当区域内の住民にどのように受け止められるかを考えておく必要があります。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

VI. 災害に備えた取り組み

民生委員の「災害に備えた取り組み方法」に関する詳細は、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第3版】」（全民児連・平成31年3月）をご参照ください。ここでは、基本的な考え方や留意点等を中心に掲載しています。

※現在、全民児連では、上記冊子の改訂版の作成を進めています。全民児連の広報誌「ひろば」2022年7月号をご参照ください。

※上記冊子データは、全民児連HP「民生委員・児童委員／民児協関係者 専用ページ（mj ASSIST）」に掲載されています。入室パスワードは、「20131201」（※半角数字）です。

1 災害に備えた取り組みと民生委員

民生委員が全国一斉に災害に備えた取り組みを始めたのは、2006（平成18）年に全民児連が主唱した「災害時一人も見逃さない運動」からとなります。以後、市町村民児協や単位民児協では、災害福祉マップや要援護者台帳の作成をはじめ、町会・自治会と連携した防災体制の整備に努めてきました。

しかし、2011（平成23）年3月、未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」では、56名もの民生委員が活動中に亡くなりました。その他、多くの委員も被災し、委員の安全確保や災害時における民生委員の役割等、大きな課題が明らかになりました。

その後、国では2013（平成25）年、「災害対策基本法」を改正し、市町村に対して「避難行動要支援者名簿」の作成を義務づけ、民生委員はその提供先の一つとされました。

また、この法改正を受けて、全民児連では先の運動や震災への反省も踏まえて、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針（第2版）」を作成し、災害時の委員活動のあり方についての具体的な考え方や留意点を整理しました。

平成31年3月には、第3版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を作成し、次頁「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」などを策定しました。

民生委員は、日々の活動の中で、住民とお会いする機会を多く持っています。民生委員がお会いする住民の多くは、災害時において配慮を要する対象者に該当し重複することが多いのです。そういう意味でも、あらたに「災害に備えた取り組み」を始めるといよりは、日々の活動の延長線上にある取り組みとして考えましょう。

災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける
- 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

※詳細は(全民児連)「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第3版】」を参照。

2 基本的な考え方

① 3つの場面に分けて考える

災害に備えた取り組みを、次の3つの場面に分けて考えます。

場面	概要	想定される活動内容
①平時	災害が発生していない時を指し、「平常時」ともいう。	■名簿整備／■避難場所・経路の確認及び周知／■緊急連絡網の整備／■地域の自主防災組織等との連携／■災害福祉マップ作成等
②災害時	自治体や気象庁から警報が出ている時。(地震(余震)発生時、台風接近・通過時等)	■自身と家族の安全確保／■(必要に応じて)避難所で行政職員等に要支援者に関する情報提供や、地区民児協の執行部に状況報告
③災害後	自治体や気象庁から警報が解除された後。自身と家族の安全が確認された後。	■住民の安否確認(要支援者・気になる方)／■地区民児協としての活動／■行政からの依頼事項／■被災者支援に関する情報提供(税の減免・猶予)等

- 「①平時」の取り組みが、民生委員の「災害に備えた取り組み」の中心になります。日頃の活動の延長線で、自主防災組織等と連携し、名簿や災害福祉マップの整備等に協力します。
- 「②災害時」は、様々な災害の種類（地震・台風・津波・噴火等）が想定されますが、基本的には千葉県やお住いの市町村、気象庁から警報等が出ている時は「災害時」とします。この時、民生委員としての活動は原則行いません。自身や家族の安全が確保されており、心身ともに余裕がある場合のみ避難所での支援活動を検討します。
- 「③災害後」は、災害時の警報・注意報が解除された後を指します。警報等が解除された後は、無理なくできる範囲で、住民の安否確認や（あらかじめ決めていた）地区民児協としての活動、行政からの依頼事項（安否確認や支援情報の周知）等に協力します。

3 民生委員ができること

① いろいろな災害

ひと言に「災害」と言っても、様々な種類・ケースが考えられます。地震や台風はもちろん、土砂災害や河川の氾濫、津波、竜巻など、お住いの地域によっても大きく異なります。また、それらが複数発生することもあるでしょう。

当然、それぞれの災害により避難方法・場所が異なることも考えられますし、災害が発生する場所や時間帯でも対応は異なります。加えて、地域には老若男女、妊産婦、障がい者、外国人など多様な住民がいる中で、その支援方法も対象者により異なることが想定されます。お住いの地域に多い災害や住民を想定しながら、災害に備えた取り組みを検討していく必要があります。

② ハザードマップを確認

市町村で作成しているハザードマップを確認しましょう。災害の種類（地震や台風、土砂災害、河川の氾濫、津波等）によって避難場所や避難方法が変わることもあります。

③ 情報を整理する

いざ災害が発生した場合は、自身が被災することや外出中であること、混乱していて正確に情報を伝えられないこと等が想定されます。こうした場合に備えて、日常の活動の中で把握している情報は、緊急時に役立つように、あらかじめ整理しておきましょう。

要支援者や気になる住民の情報が、いろいろなところに分散している場合は、避難場所や避難経路などを記載する「災害福祉マップ」を作成し、要支援者等の情報も地図に落とし込んで整理していくのも一つの方法です。

こうしたマップ作りは、(先述の)「災害時一人も見逃さない運動」以来、県内多くの民

児協でも作成してきたと思いますが、あらためて作成・更新する際は、訪問活動の時間などを活用し、下記の点なども含めて、地域のことを確認してみましょう。

また、地区民児協の中で、「災害福祉マップ」などの作成を通して、災害に備えた取り組みのことを検討する場を持ち、きちんと「民生委員ができること・できないこと」への共通認識を持つことが大切です。そのうえで、民生委員一人ひとりが、地域の自主防災組織等に、そうした民生委員の役割を伝えたくて連携していくようにしましょう。

(地域の確認ポイント)

■避難場所／■一時避難場所／■避難経路／■倒壊しそうな家屋等／■避難時に障害となる物／■危険箇所(河川・山等)／■道が狭いところ／■防災井戸／■各地点までの距離とおよその所要時間 等

4 地域の防災活動に参加する

皆さんの地域には、町会・自治会等が組織する自主防災組織が活動していると思います。民生委員は、下記のような点を参考に、地域の災害に備えた取り組みに参加するようにします。

- ①住民に、平時からの備え(3日分の食料備蓄・防災グッズ等)や避難場所等を周知
- ②自主防災組織のメンバーと、災害福祉マップの(共同での)作成
- ③上記②を通して情報共有
- ④自主防災組織に、「福祉の視点」を取り入れる(※下記(5)参照)

5 地域と福祉をつなぐ

地域には、多様な住民が暮らしていることは先に触れました。こうした住民に必要とされる配慮すべき事項(避難場所までの移動手段・避難所でのバリアフリー・オストメイト対応トイレ・待機スペース等)について、わからない、あるいは意識が向いていない住民も多いでしょう。下記ページを確認しながら、高齢者や認知症の人、障がい者、妊産婦、外国人など、特性別に異なる配慮すべき点などを、地域の防災活動に取り入れていくようにしましょう。

住民は、そうした配慮への理解がないというわけではありません。そうした視点があるとわかれば、より建設的な意見交換ができるでしょう。こうした「福祉の視点」を代弁することは、民生委員だからこそできる関わり方の一つと言えるでしょう。

(参考ページ)

■(P41)「異変別『気づき』ポイント」／■(P44)「訪問時 分野・緊急度別『気づき』チェックリスト」／■(P72)「『認知症』早期発見20のめやす」／■(P73)「『認知症』対応のポイント」／■(P85)「子どもの貧困等『気づき』チェックシート」／■(P98)「障がい別 対話の際などで配慮すべき10のポイント」／■(P125)「高齢者虐待予防・発見チェックシート」／■(P126)「児童虐待に気づくためのチェックシート」／■(P128)「障がい者虐待発見チェックリスト」等

第2章の覚え書き・メモ

ご自身の覚え書きや、話し合う際のメモ書き、資料や写真の貼付など、自由にご活用ください。

(メモ)

(図・資料貼付)



特性別テーマと 民生委員・児童委員活動

本章では、皆さんの地域にある福祉テーマや課題に焦点をあて、それぞれの特性別テーマの概要や、民生委員としての活動のポイントなどをまとめています。全13テーマは、同じ項目（下記STEP1～3）で構成されています。また、分野ごとに「まとめワークシート」もご用意しています。定例会などで、皆さんで話し合う際にぜひご活用ください。

構成 ● (STEP 1)「(テーマ) のイロハ」 / ● (STEP 2)「こんな場合はどうする？」 / ● (STEP 3)「活動する上での5つのポイント」

全分野共通 P64～67

1. 住民を支援する (P64)

I. 高齢者分野 P68～79

2. 認知症の人を支援する (P68) / **チェックシート** 「認知症」早期発見 20のめやす (P72) / **チェックシート** 「認知症」対応のポイント (P73) / 3. ひとり暮らし高齢者を支援する (P74) / **ワークシート** I. 高齢者分野 まとめワークシート (P78)

II. 子ども分野 P80～92

4. 子育て中の親を支援する (P80) / **チェックシート** 子どもの貧困等「気づき」チェックシート (P85) / 5. 子どもたちを支援する (P87) / **ワークシート** II. 子ども分野 まとめワークシート (P91)

III. 障がい分野 P93～107

6. 精神障がい者を支援する (P93) / 7. 知的障がい者・身体障がい者を支援する (P95) / **チェックシート** 障がい別 対話の際などで配慮すべき10のポイント (P98) / **チェックシート** 「いろいろな障がい者マーク」 (P103) / **ワークシート** III. 障がい分野 まとめワークシート (P106)

IV. 地域の組織 P108～121

8. 社会福祉協議会と連携・協働する (P108) / 9. 町会・自治会と連携・協働する (P112) / 10. 学校と連携・協働する (P116) / **ワークシート** IV. 地域の組織 まとめワークシート (P120)

V. その他 P122～139

11. 虐待防止を支援する (P122) / **チェックシート** 高齢者虐待予防・発見チェックシート (P125) / **チェックシート** 児童虐待に気づくためのチェックシート (P126) / **チェックシート** 障がい者虐待発見チェックリスト (P128) / 12. 外国人を支援する (P130) / 13. 社会的孤立を防止する (P134) / **ワークシート** V. その他 まとめワークシート (P138)

全分野共通

1 住民を支援する

STEP1 住民支援のイロハ

① 支援の対象になる住民とは

民生委員法第1条には、その任務として「常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い……」と規定されています。民生委員の支援対象が「住民」であることはわかりますが、その範囲はどのように捉えればよいのでしょうか。

同法第13条には、「担当の区域を定めて職務を行う」ことが規定されています。また、同法第14条には、職務の一つとして「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が規定されています。こうした点を踏まえると、民生委員は「担当区域内の住民」を支援対象に相談に応じ、必要な援助を行うことが求められているとわかります。そして、そうした支援を行うために、担当区域内の住民の生活状態を把握することが職務に挙げられています。

なお、上記はあくまで基本的なスタンスです。地区民児協、あるいは他区域の民生委員と協働した取り組みを行う場合などは、その他広域の住民を対象とすることもあります。

② 様々な住民がいることを意識する

地域には、多様な特性を持った住民 – 高齢者（要介護、ひとり暮らし、高齢者世帯等）や障がいがある人、子育て中の親、子ども、妊産婦、外国人、高齢者や障がい者を介護している人、ひとり親家庭、生活困窮者、引きこもりの人、LGBTQ（性的マイノリティ）等 – が暮らしています。

民生委員は、ここに挙げた住民全ての支援に関わるわけではありませんが、地域にはこれだけ様々な住民が暮らし、そこにはいろいろな生活スタイルや考え方があるということを意識することが大切です。

③ 住民全体を支援対象とする場合もある

民生委員が支援するのは、上記②の住民のうち、見守り等を必要とする人になりますが、時に全ての住民が支援を必要とする場合もあります。大規模災害時などは、地域が孤立し、店に品物が不足したり、停電や断水などライフラインが止まることも想定されます。

こうした場合は、住民全体が「要支援者」になりますが、さらにその中でも、高齢者や障がい者、外国人、妊産婦の方などは、より多くの困難を抱え、いわば「二段階で（あるいは二重）の要支援者」となります。

民生委員は、原則、警報等が出されている「災害時」に活動は行いません。そのため、平時からこうした住民全体が支援対象となるような場合を想定し、特に多くの支援を必要とする

住民の個別ニーズが埋もれないように、行政や町会・自治会、自主防災組織等にその必要性を代弁する役割が期待されています。

そうした支援機関・団体との避難訓練の場などを活用し、避難所（一時避難所や福祉避難所の有無）や、そこでの受け入れ態勢（ペットの受け入れ等も含む）、避難経路、持ち出し備品等について、福祉の目線で必要だと感じたことを伝えていきましょう。

STEP2 こんな場合はどうする？

① 住民の生活状態を把握するには

民生委員法第14条には、民生委員の職務として「住民の生活状態を把握」することが規定されています。その方法として、主に下記①～④の方法が考えられます。民生委員が住民と直接つながる「②訪問活動」や、気になる住民や異変があった住民のことなどを間接的に教えてもらう「③福祉関係者や協力者との会議（会話）」や「④地域の会合や行事・イベントへの参加」などがあります。時間に余裕のある時は、いろいろな活動に顔を出して、地域の中にたくさんの顔見知りを作っていくことを心がけていきましょう。

- ①行政等からの名簿の提供 / ②訪問活動（見守りや世帯調査、チラシ配布等）
- ③福祉関係者や協力者との会議（会話）
- ④地域の会合や行事・イベント（町会・自治会の会合や祭り、防犯・防災活動等）への参加

参考 (P26)「(第2章) I. 訪問活動」

② 住民を支援するためには

担当区域の住民を支援するためには、その地域のことを知っておくと何かと役に立ちます。どのような学校や福祉施設、公園、商店等があるのか。どういう祭りやイベントが開催されているのか。公民館では、どういうサークル、NPOなどが活動しているのか。住民がよく世間話をしているところやラジオ体操などしている公園、季節ごとの憩いの場など、地域のことに関心を持つようにしましょう。

担当区域内に複数の町会・自治会がある場合などは、特にこうした点に気を配ると、住民との会話の際に話のネタにもなりますので、地域を散歩しながら見て回るようにしましょう。

参考 (P22)「(第1章) 地域再発見」

③ 住民から、公的サービスの対象外のことを相談されたら

介護サービス利用者は、介護保険の対象外となるペットの散歩やお墓参り、庭の手入れ、草取りなどを、ホームヘルパーに頼むことはできません。要介護者に限らず、住民の中には、家庭の事情や心身の一時的な変調などによって、そうした家事や雑事を自分で行うことができず、周囲にも頼める人がいないという場合もあります。

民生委員は、緊急性のある場合などは、やむを得ず一時的な支援を行う可能性もありますが、家事支援などを行う必要はありません。基本的には、市町村内で活動する有償ボランティア(会

員制・非営利組織) や、シルバー人材センター、ファミリーサポートセンターなどを紹介するようにしましょう。

また、紹介先がわからない場合や専門職の関わりが必要だと思われる場合などは、地域包括支援センターや社協などに相談するようにしましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

① 住民との距離感を考えよう

住民一人ひとりの民生委員に対する見方や、役割や活動へ理解度は異なります。また、これまで民生委員を務めていた人が、どのような活動を行ってきたかも住民の心象に影響していることもあります。なかには、住民の困りごとは何でも対応するような人もいれば、全く活動していないような人もいたかもしれません。

訪問活動や地域のイベントなどで会った時に、その住民が民生委員の役割をどのように理解しているかも考えながら対応すると、その後の行き違いを防ぐことができるでしょう。また、住民の中には、個人情報を知られることに対して、非常に警戒する人もいます。住民の情報を急いで集めようとはせずに、少しずつ信頼関係を築いていく中で、その時々話してくれる内容を拾い集めていきましょう。

② “わからない” と “できない” は、きちんと伝えよう

民生委員は、福祉分野の専門家ではありません。住民からの悩みや困っていることに対して、たくさんわからないことがあるでしょう。その場で住民が望むような対応ができなくても、どこに相談してよいかわからなくても、特に気に病む必要はありません。

そうした時はまず、住民の話をよく聴いた後、その内容(悩みや困りごと)を整理しながら確認します。そして、すぐに回答できない旨を伝えたくて、いったんその場を後にして、行政や社協、地区民児協の執行部、先輩委員などに相談してから回答するようにしましょう。

また、できないことを、「民生委員としてはできません」と伝えることも大切です。民生委員は、何でも屋ではありません。金銭の取り扱いもできません。「前任者は〇△してくれたよ」と言われたとしても、できること、できないことをきちんと伝えることが、住民の自立した生活の支援につながると考えるようにしましょう。

この時、気を付けたいのは、「できない」ことを強調するのではなく、代わりとなる手段を提示できるように、福祉サービスや相談窓口の一覧などを携行しておくとういでしょう。

③ 住民の協力に、過度な期待はしないようにしましょう

ひと昔前には、当たり前にあった「向こう三軒両隣」といった関係性も、今ではあまり見られなくなりました。特に、都市部や住宅街では、居住者の頻繁な入れ替わりやプライバシー意識の向上などの影響もあり、隣にどのような人が住んでいるのかわからない場合も少なくありません。民生委員は、そのことを前提に活動する必要があります。

見守り対象者の近隣住民に協力をお願いする場合は、見守り対象者との関係性にも注意を払う必要があります。また、委嘱を受けた民生委員とは異なり、住民の協力はあくまでも善意によるものです。過度な負担や無理強いは避けなければなりません。

見守り活動で困った時は、行政や地域包括支援センター、社協等の専門職に現況を報告し今後の対応について相談しましょう。そのうえで、できる範囲での活動を心がけてください。

4 住民と出会うことを楽しもう！ 良き理解者・協力者を見つけよう！

住民の中には、地域福祉活動に理解のある人は少なからずいます。内閣府「社会意識に関する世論調査」（R4. 3月発表）によると、“何か社会のために役立ちたい”という人が63.9%いました。いろいろな分野に関心があるようです。もし、今現在、民生委員やその活動についてそれほど知らない、あるいは理解がないとしても、きちんと説明をすれば、良き理解者・協力者となってくれる住民はたくさんいます。

まず、行政や学校など公的機関に勤めている人、病院・薬局等の医療従事者、社協や介護事業所等の福祉に携わる人が挙げられます。NPO法人やボランティア活動等の地域活動に関わる人も当てはまるでしょう。さらに、仕事やボランティア活動に従事していなくても、何かと近隣住民の世話を焼いている人、誰に言うともなく黙々とゴミ置き場や道路、街路樹、花壇等を清掃している人、いろいろな地域行事に参加し知り合いの多い人も候補者となるかもしれません。人柄でいえば、いつも笑顔でいる人、気持ちよく挨拶をしている人、気が付けばいつも会話の中心にいる人など、地域は人材の宝庫ともいえます。

地域のいろいろなイベントに顔を出す中で、自分の理解者や協力者となってくれそうな住民のようになっていくことも、民生委員として大切な取り組みの一つです。住民との出会いを楽しみながら、良き理解者・協力者を見つけよう。

5 「人権＝相手を思いやる・尊重する気持ち」を持って活動しよう

「人権」とは、誰もが生まれながらに持っている、その人がその人らしく生きていくための当然の権利のことです。

日本国憲法では、人種や信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を「基本的人権」として保障しています。さらに、民生委員法第15条にも同様の規定が設けられています。

一般的な人権テーマとしては、高齢者・障がい・女性・子ども・外国人・同和問題・アイヌ・HIV感染症等・犯罪被害者・インターネット上・ホームレス・性的思考及び性自認（性同一性）・刑期を終えた出所者等が挙げられます。

人権と聞くと、どうしても難しく考えてしまいがちですが、住民が自らの意思でその人らしく安心して暮らすことができるよう、その生活や考えを尊重する。今よりも生活しやすい環境作りのお手伝いをする。そんな相手を思いやる気持ちをもって接することが、「人権を尊重した取り組み」につながっています。民生委員は、そうした思いを広げていくことも心がけていきましょう。

I. 高齢者分野

2 認知症の人を支援する

STEP1 認知症のイロハ

① 認知症とは

認知症は、病気や障がいなどが原因で脳の認知機能が低下し、日常生活に支障が生じる状態をいいます。厚生労働省「平成29年度高齢者白書」によると、2025（令和7）年には、約700万人（高齢者の約5人に1人）が認知症になると予測されており、認知症の人に対する支援はますます重要になっています。

認知症には、もの忘れを特徴とする「アルツハイマー型認知症」（認知症全体に対する割合：67.6%）のほか、様々な症状がまだらに現れる「血管性認知症」（19.5%）、幻視や手足の震えなどが現れる「レビー小体型認知症」（4.3%）、感情のコントロールが効かなくなったり言葉が出なくなったりする「前頭側頭型認知症」（1%）などがあります。

特定の病気を原因とする一部の認知症は治療が可能ですが、上記にあげた主要な認知症は今のところ治療法がありません。そのため、認知症の人が安全な環境で心穏やかに過ごすためには、その人が認知症であることを、周囲の人が早めに理解し、適切に対応する必要があります。

② 加齢によるもの忘れと認知症

例えば、「歌手や俳優の名前を思い出せない」というのは認知症ではなく、加齢によるもの忘れです。特に日常生活に影響することはありません。一方、認知症によるもの忘れは、大事な用事や人がわからなくなるなど、日常生活や他者との関係等に支障が生じてきます。

③ 若年性認知症とは

65歳未満で認知症を発症した場合、「若年性認知症」とされます。日本医療研究開発機構が2017（平成29）年度～2019（平成31）年度に実施した若年性認知症に関する調査（※）によると、全国で約3.57万人いると推計されています。

若年性認知症の場合は、働き盛りの世代で発症するため、家族の生活にも大きな影響があるという特徴があります。認知症の症状により仕事を継続することが難しくなり経済的に困難な状況になってしまいます。こうした若年性認知症への理解が、まだまだ進んでいないことも課題となっています。

※出典：日本医療研究開発機構（AMED）「わが国の若年性認知症の有病率と有病者数」。若年性認知症有病率は18～64歳人口10万人当たり50.9人と推計されている。

STEP2 こんな場合はどうする？**1** 「親が認知症かもしれない」と相談されたら

まずは、「地域包括支援センター」に相談するようにしましょう。地域包括支援センターは、介護に関わる様々な相談に応じ、認知症疾患医療センターなどの専門機関に関する情報提供もしてくれます。もし、相談者と親が同居していない場合は、親の居住地の最寄りにある地域包括支援センターに相談することになります。

なお、親にかかりつけ医がいる場合は、認知症の専門医でなくても、本人のこれまでの様子や変化を踏まえて、近隣の専門医などを紹介してもらえましょう。

2 「親の徘徊が心配」と相談されたら

過去に、認知症の人が電車にひかれて亡くなり、その家族が鉄道会社から損害賠償を請求されるという裁判がありました。この時、家族は「(当該認知症の人のために) できるだけのことをしていた」ことで損害賠償を免れましたが、「認知症だから免責された」わけではありませんでした。

そこで近年では、徘徊や行方不明時の捜索支援、他人の物を壊したりケガをさせた場合等のトラブルに備えた損害保険もあり、保険料を補助している自治体もあります。

3 「親が訪問販売の商品を次々と買って困っている」と相談されたら

まずは、門扉や玄関に「訪問販売お断り」といった張り紙(札)を貼ることや、自宅に現金を置かないようにするなどの対策が考えられますが、それだけで防ぐことは難しいでしょう。

そこで、認知症の親が結んだ契約などを後から取り消すことができる「成年後見制度」の利用が考えられます。成年後見制度は、難しく捉えられがちですが、市町村行政や地域包括支援センター、社協等で利用のための相談にのってくれますので、こうした窓口を紹介しましょう。

4 街中で、認知症と思われる人が歩いているのを見かけたら

「季節に合わない服装をしている」、「(冬なのに) スリッパやサンダル履き」、「不安そうにウロウロしている」など、認知症と思われる人がいた場合は、いきなり腕を掴んだり、大きな声を出すようなことは避けましょう。その人の視野に入る位置で向き合ってから、優しく「今日は良いお天気ですね」・「寒くないですか」・「何かお探しですか」といった声をかけながら様子を観察します。

認知症の人の場合は、服や靴に連絡先が書かれていることが多いので、それらがあれば家族へ連絡しましょう。もし、そうした目印がない場合は110番通報し、事故防止のためにも警察官が来るまで一緒にいるようにしましょう。

5 定期的に会う住民の様子に、最近変化が見られたら

訪問活動やサロン活動などで、定期的にお会いする住民の様子が「あれ、最近何だか様子

がおかしいな？」と感ずることがあるかもしれません。はじめは、当事者も、ましてや家族も認知症に関する知識や理解がないケースが多いでしょう。

認知症に関すること（認知症である可能性や認知症の検査及びその結果）を当事者に伝えることは、本人の性格等も考慮しながら、「早めに告知をするのか」、「精神的に傷ついてしまうので告知をしないのか」、家族で慎重に検討する必要があります。

介護が必要になる場合は、本人だけではなく、家族側の心の準備も必要になってきます。本人に告知する前に、受け入れる側の家族が認知症に対する正しい知識や対応を理解していないと、適切な介護をすることもできません。また、その世帯特有の事情（本人がひとり暮らし等）もあるでしょう。

民生委員は、上記のような点を踏まえたうえで、そうした世帯を見かけたら、どのように関わっていけばよいのか、地域包括支援センターに相談してみましよう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

① 認知症の人の自尊心を守ろう

認知症の人と接する際は、危ない行動は別として、当事者の言葉や行動を否定せず、できるだけ理解を示していくことが大切です。認知症の人は、本心から、ないものを「ある」、いない人を「いる」と言うことがあります。決して嘘をついているわけではないので、そうした症状を踏まえて、その人の言葉や行動を受け止める姿勢で向き合うようにしましょう。

② 公的サービスを利用し始めても関係が途切れないようにしよう

認知症の人が、デイサービスなどを利用し始めた場合でも、「あとは専門職に任せよう」とならないようしましょう。専門職が関わらない時間帯もありますし、認知症の人やその家族が日常的な悩みや困りごとを、専門職以外の誰かに話したい・聴いてほしいということもあるでしょう。見守る頻度や方法などの関わり方は、専門職と相談しながら、関係を継続できるように支援することが大切です。

③ 周囲の人とのつながりを大切にしよう

認知症の人を見守ることはもちろんですが、その周囲にいる人との関係づくりも大切です。介護をしている家族は、介護者としての悩みや不安があるでしょう。また、地域包括支援センターなどの専門職も、見守り等への関わりを必要としている場合もあるでしょう。日頃、顔をあわせる機会の多い近隣住民も、何か以前と違った気づきがあるかもしれません。

そうした周囲の人たちとのつながりは、民生委員だからこそできる関係づくりと言えるでしょう。

4 介護経験者の力を支援に活かそう

認知症の人を介護する家族は、先の見えない不安や、介護者ならではの悩みを抱えています。そうした介護者の話の聴き役としては、地域の介護経験者は最適です。民生委員は、こうした介護経験者や認知症サポーター等と連携して、相談相手や窓口の紹介役になれるとよいでしょう。

また、「認知症の人と家族の会」千葉県支部では、認知症に関する悩みや困りごとを相談できる電話相談や、介護者同士の情報交換の場である「家族の会のつどい」などの活動をしています。認知症に関する悩みや困りごとは、下記まで相談してみましょう。

5 地域の理解者を増やそう

認知症の理解者を増やす活動は、住民と広く関わることの多い民生委員ならではの活動といえます。地区民児協として、「認知症サポーター養成講座」や「キャラバン・メイト養成研修」(※認知症サポーター養成講座の講師養成)などを受講してみるのもよいでしょう。また、町会・自治会でこうした講座の開催を提案してみたり、認知症に関する紹介リーフレットを配布するのも効果的でしょう。

認知症に関する相談

●ちば認知症相談コールセンター

実施	(公社) 認知症の人と家族の会千葉県支部
電話番号	043-238-7731 プッシュ回線の固定電話からは、局番なしの「#7100」
電話相談日	月・火・木・土
面接相談日	金(予約制)
相談時間	10:00~16:00
URL	https://chiba.alzheimersibu.com/



「認知症」早期発見 20 のめやす

1. もの忘れがひどい

- ①今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- ②同じことを何度も言う・問う・する
- ③しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- ④財布・通帳・衣類などを盗まれたと、人を疑う

2. 判断・理解力が衰える

- ⑤料理・片付け・計算・運転などミスが多くなった
- ⑥新しいことが覚えられない
- ⑦話のつじつまがあわない
- ⑧テレビ番組の内容が理解できなくなった

3. 時間・場所がわからない

- ⑨約束の日時や場所を間違えるようになった
- ⑩慣れた道でも迷うことがある

4. 人柄が変わる

- ⑪ささいなことで怒りっぽくなった
- ⑫周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- ⑬自分の失敗を人のせいにする
- ⑭「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

5. 不安感が強い

- ⑮ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- ⑯外出時、持ち物を何度も確かめる
- ⑰「頭が変になった」と本人が訴える

6. 意欲がなくなる

- ⑱下着を替えずに、身だしなみを構わなくなった
- ⑲趣味や好きなテレビに興味を示さなくなった
- ⑳ふさぎこんで何をするのも億劫がり嫌がる

※（出典）（公社）認知症の人と家族の会「家族がつくった『認知症』早期発見のめやす」。一部本会編。

※（関連ページ）P35・P41・P44・P61



「認知症」対応のポイント

1. 認知症の人への対応の心得 3つの「ない」

①驚かせない / ②急がせない / ③自尊心を傷つけない

2. 具体的な対応 6つのポイント

①まずは見守る

認知症と思われる人に出会ったら、さりげなく様子を見守ります。近づき過ぎたりジロジロとみるのはNGです。

②余裕をもって対応する

こちらが焦りや困惑を感じていると、相手にもそれが伝わり動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう。

③声をかけるときはひとりで

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ一人で声をかけましょう。

④後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで声をかけましょう。唐突な声掛けはNGです。

⑤おだやかに、はっきりした声で

高齢者の場合、耳が聞こえにくいこともあるので、ゆっくりはっきりとした言葉を心がけ、早口・大声などは避けましょう。

⑥相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

認知症の人は急がされることや、同時に複数の問いに答えることが苦手です。相手の言葉をゆっくり聴き、何を伝えたいのか言葉から推測・確認しましょう。

(参考・引用抜粋) 次の資料を参考に本会編。■三戸町社会福祉協議会「見守り活動の手引き」等
(関連ページ) P35・P41・P44・P61

3 ひとり暮らし高齢者を支援する

STEP1 ひとり暮らし高齢者のイロハ

①ひとり暮らし高齢者とは

近年、婚姻率の減少や離婚率の増加、子どもを持たない夫婦の増加、親子の別居率の増加等、様々な理由でひとり暮らしの高齢者が増えています。2020年の国勢調査によると、高齢者総数3,534万人のうち、ひとり暮らし高齢者は672万人。これは、高齢者の約19%にあたります。この割合は、今後も増えていくことが予測されています。

ひと言に、ひとり暮らし高齢者といっても、近隣に住む子どもが頻繁に来ている人、親族が全くいない人、子どもがいても何十年も会っていない人など様々です。また、頻繁に友人と会い、近隣住民とも良好な関係の人もいれば、その逆の人もいます。仕事をしていれば、社会との接点を持つことはできますが、そうでなければ、意識して人間関係を維持したり、新たな関係を構築していこうとしない限り、次第に社会との接点が無くなってしまいます。

ひとり暮らしは、あらゆる面で自由です。誰かに気を遣わずに過ごすことができます。都会に出た子どもが、親を心配して呼び寄せようと声をかけても、「一人の方が気楽だし地元なら友達もいる」という理由から、自ら望んでひとり暮らしを選択する高齢者もいます。

このように、ひとり暮らし高齢者の事情は様々ですが、ひとり暮らしの場合、総じて次のようなリスクを持つ可能性があります。

- 社会からの孤立
- アパート探しが困難
- 病気やケガなどの発見が遅れ、最悪は孤立死もある
- 認知症だと周囲から気づかれにくい
- 災害時の不安
- 犯罪被害者となる不安

このように、ひとり暮らし高齢者には様々なリスクがあります。民生委員が訪問する目的としては、生活状況や健康状態を確認することが挙げられますが、もう一つ、なるべく早く「変化を見つける（気づく）」という目的もあります。

以前は整理整頓されていた部屋に、ゴミが散らかっていたり、身だしなみが極端にだらしくなっていたりすれば、認知症が進行している可能性があります。必要とは思えない新品の商品が並んでいれば、騙されて購入しているのかもしれない。

民生委員は、訪問を通して、早めにその人の心身の状況や生活環境の変化に気づき、適切な支援につなげる役割が期待されています。

STEP2 こんな場合はどうする？

①ひとり暮らし高齢者から「転居先のアパートが見つからない」と相談されたら 大家さんから「アパートを貸すのが不安」と相談されたら

ひとり暮らし高齢者は、孤立死や家賃滞納、認知症の心配などから入居を敬遠されることがあります。このような場合、市町村行政には、「住宅セーフティネット制度」(※)という入居を拒まない賃貸住宅の登録制度があります。その他、全国各地には、こうした人の入居を支援する住宅確保要配慮者居住支援法人もあります。

一方、大家さん側からすると、ひとり暮らし高齢者にアパートを貸すことに不安を覚えることがあります。アパートでひとり暮らしの高齢者が亡くなった場合、相続人が引き取るまで(または相続人がいないことが確定するまで)部屋の中のもの、家主でも勝手に処分できません。契約時の保証人が対応しない場合もあり、大家さんはそのことを心配します。そのため、国では「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を作り、死亡時の遺品処分などを予め契約しておくことを推奨しています。

ひとり暮らし高齢者や大家さんなどからこうした相談を受けた場合は、市町村行政の住宅(賃貸)担当課に問い合わせてみましょう。

※国では、2017年10月から、高齢者や低所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度「住宅セーフティネット制度」を開始。増加する民間の空き家・空き室を住宅確保要配慮者の住宅として確保する一方、登録住宅への改修費補助等の支援を行う。

②ひとり暮らし高齢者から、「自分が死んだ後のことが心配」と相談されたら

こうした相談を受けた場合、ひとつに「死後事務委任契約」という方法があります。これは、本人が亡くなった後に行う手続き(死亡届の提出・葬儀・各種支払等)について、自分の代わりに行う第三者を生前に依頼する契約です。

通常の委任契約では、委任者が死亡するとその契約は終了しますが、死後事務委任契約は有効とされています。委任相手は、親族等の個人でも、法律や福祉に関わる法人でも構いません。民生委員は、個別の事業者は紹介せず、このような考え方で対応できる可能性がある旨を話したうえで、地域包括支援センターなどに相談するようにしましょう。

③見守りを依頼された場合や、民生委員として見守りを実施したい場合は

ひとり暮らし高齢者や離れて暮らす家族から、定期的な見守り(訪問活動)を頼まれた場合は、(見守りの必要性を感じた場合は)できる限り協力するようにしましょう。ただし、その際、

頻度（数日おき・週1・月数回等）や、その方法（直接・間接）とあわせて、民生委員だけによる見守りには限界があるため、近所の協力者（必要に応じて、近隣住民に協力を求めてもよいか）等についても、当事者や家族に確認しておきましょう。

なお、地域包括支援センターなどから依頼を受けた場合には、どの程度の関わりを民生委員として求められているのかを確認したうえで協力していきましょう。

一方、民生委員が「（生活・健康面がちょっと心配だから）定期的な見守りをしたい」と感じた時は、きちんと関係性を築けている住民の場合はその旨を直接伝えてみるとよいでしょう。そうでない場合は、例えば、会話の中で話題になった事柄（〇△〇サービス）と関連させて、「来週、〇△〇サービスのパンフレットお持ちしてもいいですか？」というように、さりげなく定期的な訪問へと方向づける方法もあります。この場合、当事者が見守られることへの負担感や、見守ってもらうことへの申し訳なさ等を感じさせないように、気軽にさりげなく話すように心がけましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

① 「ひとり暮らし高齢者＝支援対象」ではないことを理解しよう

必ずしも、「ひとり暮らし高齢者＝支援対象」ではありません。まずは、同じ地域に暮らす住民として、ちょっとした会話のできる関係性を持てるように努めましょう。もし、そうした会話の中で、地域との関わりを希望しているようであれば、年代や趣味にあったサークル等を紹介してもよいですし、相談相手を必要とすれば民生委員による訪問も提案できます。その住民にあった関わり方をしていきましょう。

② “ひとり暮らし”だけでなく、“ふたり暮らし”にも気を配ろう

ひとり暮らし高齢者は、各種福祉サービスや見守り活動等の対象になりますが、ふたり暮らしの場合、そうした支援の網の目から外れてしまうことがあります。例えば、夫婦のどちらか（場合によっては両方）が認知症や要介護の場合、日中一人暮らしの場合なども、見守り等の支援を必要とします。

多くの住民と関わる中で、現在は支援を必要としていなくても、少し先の将来、どのような支援が必要になるかを想定しておくことも大切です。また、少しでも見守り方法や関わり方に迷ったら、地域包括支援センターなどに相談してみましょう。

③ 「届ける」をきっかけに、接点を持つ

何かのきっかけがないと訪問しにくい時もあります。そうした場合は、民児協や関係機関が発行する情報誌やチラシ等を届けることをきっかけにすると訪問しやすくなります。訪問中も、お届けした広報誌の掲載内容を手がかりに、近況をうかがったり地域の情報を周知することもできます。こうしたお届けできる配布物－お土産－については、定例会などの場で定期的に

整えておくようにしましょう。

4 金銭管理や日常的な支援は、地域の福祉サービスを紹介しよう

金銭管理が必要な場合には、民生委員は直接関わらずに、社協が行っている「日常生活自立支援事業」の利用を勧めましょう。その他、家事や買い物、草取りなど、日常生活に関わる支援についても、家事援助サービス等を実施している地域の団体を紹介するようにしましょう。

5 保証人等にはならないようにしよう

訪問活動などの中で、ひとり暮らし高齢者から入院時やアパート入居の保証人等を頼まれることがあるかもしれません。こうした依頼には、民生委員としてはできない旨を、きちんと伝えます。どうしても周囲にお願いできる人がいないと言われた場合は、地域包括支援センターや社協などに相談するようにしましょう。

I. 高齢者分野 まとめワークシート

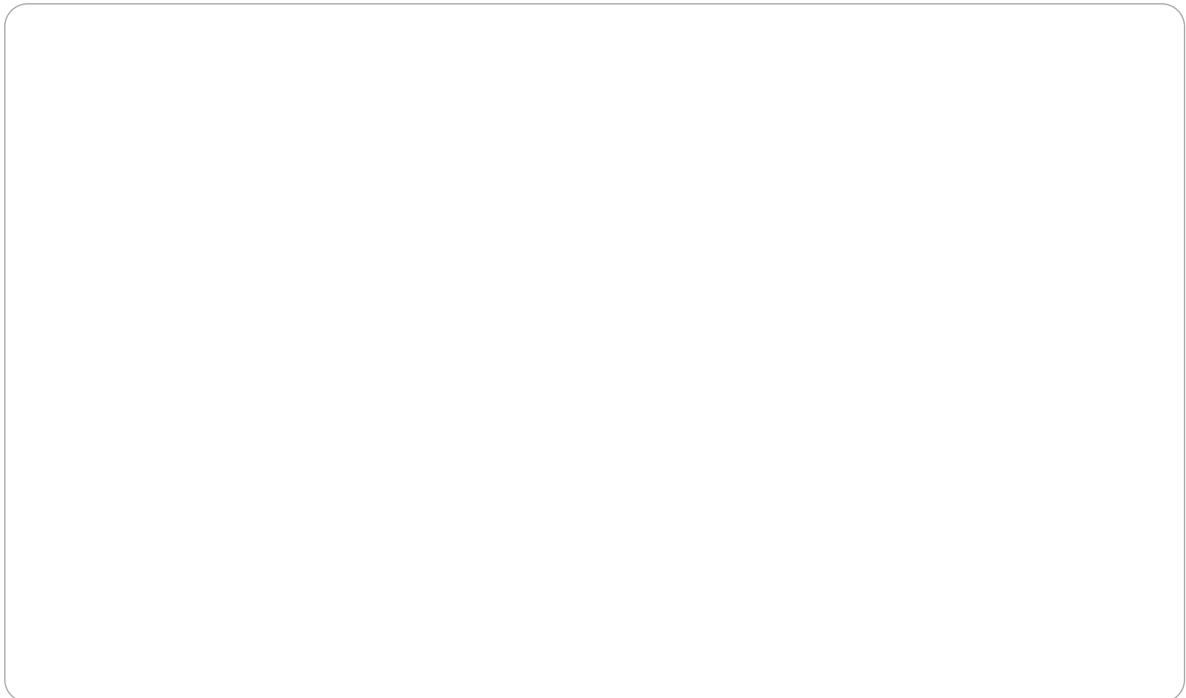
1. 市町村の取り組みを知ろう！

現在、市町村行政や社協などで取り組んでいる、「高齢者分野」に関わる地域福祉の取り組みについて調べてみましょう。



2. 現在の状況を知ろう！

定例会などの場を活用し、市町村行政・社協の担当者に、現在の状況を聞いてみましょう。



3. 「活動の地域化」をしよう！

地区民児協として、また民生委員として、どのような活動ができるのか考えてみましょう。

また、(P22)「(第1章)地域再発見」の地域資源なども参考に、「自分たちの地域にあった」活動を考えていきましょう。

高齢者分野 民生委員の相談窓口

地区民児協として、「高齢者分野」で相談できる関係機関と担当者をととのえておきましょう。

相談概要	関係機関	担当者	連絡先
高齢者全般	●●地域包括支援センター	千葉さん	043-〇〇△-□□△□

II. 子ども分野

4 子育て中の親を支援する

STEP1 「子育て中の親」のイロハ

① 「子育て中の親」への支援と社会の役割

子どもの笑顔には、親の笑顔が欠かせません。子育て中の親が心身ともに疲弊していると、子どもに向き合う余裕がなくなり、子どもの心身の成長にも影響を与えます。子どもへの支援は、子育て中の親への支援でもあるのです。

昔から「子どもは社会の宝」と言われていながら、子育てはもっぱら「親の責任」とされてきました。そのため、子育てに関わる公的サービスは、基本的に親が子育てできない場合に支援するというものでしたが、現在では国や地方自治体をはじめとして、社会全体が子育てに責任を持ち、支援するという考え方に変わってきました。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」(第2条)と規定し、親の責任とともに、社会のあらゆる分野における責任を明確にしています。

何よりも、子育てが「孤育て」とならないように、社会全体で子育て中の親を支えていくという認識を持つ必要があります。

② 子育て中の親を感じる孤立感

子育て中の親は、「夫(あるいは妻)が相談にのってくれない」・「気軽に外出できない」・「友人と会うことができない」・「育児方法等を相談できる相手がいない」・「不安や悩みを話せる相手がいない」・「社会的な関わりがなくなった」等の理由で、孤立感やストレスを強く感じると言われています。

また、現在は子育てに関する情報収集や福祉サービスの利用等にも、インターネットが活用されています。とても多くの役立つ情報がある一方で、そこに書かれている「標準」から、わが子が少しでもはずれていると、親は不安に感じます。その一方で、子育て中の親同士で気軽に交流できるSNSなどは、子育てに関する情報交換や悩みなどを共有できる便利なツールとしても活用されています。

③ ひとり親世帯への支援

厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、2021(令和3)年時点の母子世帯は119.5万世帯、父子世帯が14.9万世帯と推計されています。

ひとり親世帯となった理由の第1位は、母子・父子世帯ともに「離婚」となっています（母子世帯：79.5%、父子世帯：69.5%）。また、母子世帯の第2位は「未婚の母」が10.8%、父子世帯は「死別」が21.3%となっています。

長年、ひとり親世帯の課題となっているのは、就業・収入面です。同調査によると、令和3年時点におけるひとり親世帯の就業状況は、下表の通りです。母子世帯の就業内訳は、「正規の職員・従業員」が48.8%、次いで「パート・アルバイト等」が38.8%となっています。また、父子世帯では「正規の職員・従業員」が69.9%、次いで「自営業」が14.8%となっています。

一方、就業していない（できていない）母子世帯は10.9万世帯（9.2%）、父子世帯は0.7万世帯（4.8%）となっています。母子世帯は父子世帯に比べて、就業形態が非正規やパート等が多く、収入や社会保障の面で大きな差があることもわかっています。

ひとり親世帯の貧困は、その家庭で生活する子どもの心身の成長や、進学面に大きな影響を与えます。現在、こうした世帯への支援には、公的な支援（税優遇・助成金・給付金・就業支援・相談窓口等）に加えて、地域では学習する場を作ることや、温かい食事を提供する「地域（こども）食堂」などの支援が実施されています。

<ひとり親世帯の就業状況>

世帯別	総数	就業世帯数（割合）	世帯（自身）の平均収入
母子世帯	119.5万世帯	103.1万世帯（86.3%）	373（272）万円
父子世帯	14.9万世帯	13.1万世帯（88.1%）	606（518）万円

※「世帯の平均収入」は、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入。母子世帯の平均世帯人数は3.18人、父子世帯は3.41人。「自身の平均収入」は、母子世帯の母自身、父子世帯の父自身の収入。「平均収入」は、生活保護や児童扶養手当、養育費、親からの仕送り、家賃等を加えた全ての収入の額。

4 子どもの貧困

厚生労働省の調査（※）によると、日本の17歳以下の子どもの相対的貧困率は13.5%、約7人に1人の子どもが該当すると言われています。また、ひとり親世帯の貧困率は48.1%となっており、およそ当該世帯の半数の子どもたちが貧困状態にあることを示しています。また、文部科学省の調査（※）によると、経済的困窮等の理由により就学援助を受けている小・中学生は約130万人いると言われています。

この問題が見えにくいのは、貧困である世帯に自覚がないことや、そもそも支援制度を知らないこと、貧困の自覚がある場合も周囲の目を気にして支援を求めないことなどが挙げられています。こういった世帯の子どもたちは、経済的困窮を理由に、食事や学習、教育、医療、体験等の機会に恵まれずに、様々な面で不利な状況に置かれているため、将来も貧困から抜け出せない傾向があるとされています。また、地域からも孤立する傾向にあります。

※厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」による2018（平成30）年時点の数値。「相対的貧困」とは、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態。「絶対的貧困」は、生活すべてにおいて低水準で、貧しい思いをしている状態。

※文部科学省「令和4年度就学援助実施状況調査」による2021（令和3）年度時点の数値。

5 ヤングケアラー

現在のところ、法令上の定義はありませんが、日本ケアラー連盟によると、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。」とされています。

厚生労働省が、2021（令和3）年に公表した調査結果では、下表のとおり一定数の子どもが家族の世話をしており、1学級につき1～2人のヤングケアラーが存在している可能性があります。以前は、制度の谷間に埋もれていましたが、現在は社会的関心が高まり、その支援のあり方は教育や福祉にとって大きな課題になっています。

調査対象	世話をしている家族がいる割合	世話を必要とする最も多い対象とその割合	
小学6年生	6.5%	兄弟姉妹	71.0%
中学2年生	5.7%	兄弟姉妹	61.8%
高校2年生	4.1%	兄弟姉妹	44.3%
大学3年生	6.2%	母 親	35.4%

「④子どもの貧困」や「⑤ヤングケアラー」は、その認知度の低さや判別の難しさ等もあり、子ども自身や周囲の大人が気づくことはなかなかできません。そうした世帯への支援を考える際、その家庭環境や教育方法等を批難しても課題の解決にはつながりません。

学校を始めとする教育・福祉の専門職が主体となって関わることにはなりますが、民生委員としては、そうした世帯であるかどうかに関わらず、子育て世帯の親や子どもたちと、登下校の見守りやサロンなどの場で、挨拶や定期的な声かけを行うなど、日頃からの関わりを持ち続けていきましょう。そうした関わりを続けていく中で、普段と違う様子の変化に気が付くこともあるでしょう。民生委員には、子どもと気軽に話せる関係を作ることや、そのなかで子どもの変化への「気づき」の役割を期待されています。

※「ヤングケアラー」は、ケアする側の「子ども」に焦点を当てた言葉です。そのため、本来であれば、「4. 子どもたちを支援する」に該当しますが、当該世帯や親への支援という観点から、本テーマに掲載しています。

STEP2 こんな場合はどうする？

- 1 保健師から、「こんにちは赤ちゃん事業」や「乳幼児健診」への協力を依頼されたら
「こんにちは赤ちゃん事業（正式名称：乳児家庭全戸訪問事業）」は、生後4か月までの乳児のいるすべての世帯を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や（必要に応じて）他の子育てサービスにつなげる取り組みです。

また、「乳幼児検診」は、通常3～4か月、1歳6か月、3歳で実施されており、身長・体重等の測定のほか、その年齢に応じた子育てに関する情報提供等が行われています。

両事業とも、子育て中の親と会話する機会を持ち、日頃の子育てや子どもの様子、不安や悩みなどを聴く場にもなっています。担当区域内の子育て中の親と接点を持つ良い機会になるので、できるだけ参加するようにしましょう。

2 「子育て全般について相談したり、他の親子と交流したい」と相談されたら

厚生労働省の地域子育て支援拠点事業の一環として、市区町村ごとに「子育て支援センター」が設置されています。ここでは、主に0歳から就学前の子どもの保護者を対象に、子育て相談のほか、子育て中の親や子ども達の交流の場の提供、子育てに関する講習会の実施、子育てに関する情報提供などを行っています。主に、公共施設や学校の空きスペース、保育園や児童館の一室などが活用されており、平成29年度時点で、全国7千か所以上に設置されています（※）。

その他、「子育て支援センター」以外にも、地域の公民館や児童館などで開催されているサロン等の居場所を紹介できるようにしておきましょう。

※（出典）NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点の寄り添い型支援が親の成長を促すプロセス分析と支援者の役割に関する調査研究」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）。

3 「子どもを短時間預かってくれる場所を紹介してほしい」と相談されたら

保護者が一時的に子どもの面倒を見られない時に、1日あるいは、時間単位で子どもを預けることができるサービスとして、一時保育（登録制）があります。

主に、認可保育園や認定こども園、認可外保育園、地域の子育て支援センターなどで行われていますが、市町村によって設置場所や対象年齢、預かる時間、料金なども異なるため、まずは市町村行政の子ども担当課などに問い合わせてみましょう。

4 「自宅に来て、子育てについて教えてくれる人を紹介してほしい」と相談されたら

このような場合は、多くの市町村が行っている「養育支援訪問事業」を紹介しましょう。この事業は、育児ストレスや産後うつ等によって子育てに対して不安や孤立感等を抱いたり、様々な要因から育児支援が必要な家庭を訪問し、育児や家事の援助、保健師等による養育指導、助言などを行っています。

主な対象としては、産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助のほか、親が身体的・精神的に不調、未熟児や多胎児等の世帯、若年の親世帯などを想定しています。

STEP3 活動する上での5つのポイント

① 親にとって気軽に話せる存在になることを目指そう

行政や児童の専門職は、きちんとした子育てをしてもらうために、時には子育てのアドバイスや改善点などを伝える必要があります。そのため、支援する側と支援を受ける側に分けられてしまうので、気軽に話せる関係性ではない場合があります。

一方の民生委員は、指導する立場ではありません。子育てに関するサロンや行事・イベントなどを通して、同じ地域に暮らす住民であることや、児童委員というボランティアであることを伝えながら、子育て中の親が抱える不安や悩み、愚痴などに耳を傾ける姿勢を持ち続けましょう。そうした話を聴いてくれる人が地域にいるという認識を持ってもらうだけでも、何かあった時の相談や支援につながっていきます。

② 子育ての苦労をねぎらい、「できていること探し」をしていこう

たとえ、子どもとの関わり方が不十分だと感じて、子育て中の親は少なからず努力をしています。はじめは誰もが子育て初心者です。子育て中の親の声に耳を傾け、「できていること探し」を試してみてください。温かい気持ちで寄り添いながら、「ほめる・認める・ねぎらう」ことを心がけましょう。

参考 (P34) 「(第2章) I. 訪問活動 傾聴で心がけること10か条」

③ 話す時に、他の家庭と比較しないようにしよう

ひと言に、子育てと言っても、家庭内の教育環境や生活状況等によって、その考え方も異なります。子育て中の親との会話の中で、他の家庭や子どものことを話しても、悩みや不安等の整理や解決にはつながりません。まずは、その家庭や子どもの考え方を尊重しながら、話に耳を傾けるようにしましょう。

④ 自分の子育て経験を尺度にしないようにしよう

子育ての経験がある人は、つい自分の子育て経験と比較してしまいがちですが、その時と現在では社会的背景も家庭環境も異なります。自分の経験を尺度に考えることはやめましょう。それとは反対に、子育て中の親から、最近の子育て事情や流行しているものなどを聴く姿勢を持つようにすると、距離感を近づけるのに役立つでしょう。

⑤ 課題のある親の背後に病気等が隠れている場合があることを意識しておこう

不適切な（不適切だと思われる）子育てをしている親の中には、自覚をせずに病気やトラウマ等を抱えている場合があります。そうした世帯のことを見聴きたら、市町村の子育て支援担当課などに相談してみましょう。



子どもの貧困等「気づき」チェックシート

このチェックシートは、令和3年度に千葉県が子どもの貧困対策の一環として作成した「子どもの未来応援 気づきのチェックシート[千葉県]」を参考にしています。

子どもの貧困だけではなく、ヤングケアラーなどにも共通する項目にもなっていますので、「主な傾向」を意識しながら活動に関わり、該当する子どもや保護者がいたら、行政の子育て支援担当課や社協などの専門職に相談するようにしましょう。

(1) 子どもの様子

分野	No	主な傾向
服装	①	衣服が清潔ではない。傷んでいる。サイズが合っていない。
	②	季節外れの服装をしている。
	③	(乳幼児) おむつを取り替える回数が極端に少なく、おしりがかぶれている。サイズが合わず漏れることがある。
身体	④	髪が整っていない。髪や体が汚れている。体臭等の臭いが気になる。
	⑤	長期休暇(夏休み等)明けに体重の変動が大きい。ケガがある。
	⑥	(乳幼児) 爪が長い。
持ち物	⑦	園や学校の持ち物が揃わない、忘れ物が多い。 (乳幼児) 箸やコップなどが洗われていない。
	⑧	集金が遅れている。
	⑨	(乳幼児) 食事用の手拭・タオルやエプロンが汚い。
	⑩	(小中高生) 家にWi-Fiがない。携帯電話の使用を止められている。
	⑪	(小中高生) 自転車などの交通手段がない、または利用できない。
病気・体調	⑫	標準よりかなり小柄。発育が標準を下回り続けている。
	⑬	特別な病気がないのに、顔色が良くない。
	⑭	病気やケガ、むし歯で医療機関の受診が必要だと思われるが受診していない。予防接種を受けていない。
態度・表情・行動	⑮	(乳幼児) 下痢気味であったり、便中に不消化物が多い。
	⑯	ボーとしており、無気力。覇気がない。欲求や要求を強く出さないと諦める。どうでも良いという態度や自己否定の言葉が見られる。
	⑰	(小中高生) 普段の学習や進学、将来などについて悩んでいる。
	⑱	落ち着きがなく、友達や先生に対し攻撃的・暴力的な言動をする。
	⑲	必要以上に大人に甘える。
	⑳	他児の持ち物への興味が強い。
㉑	(乳幼児) 絶えず不機嫌にぐずぐず泣く。	

態度・表情・行動	②	登園・登校の時間がバラバラ。
	③	家に帰りたがらない、家の話をしたたがらない。
	④	(小中高生) 宿題ができていない。
	⑤	行事への参加をしない。
	⑥	友達の輪に入ることが少なく、クラブや習い事等に参加できていない。
	⑦	夜間、自宅以外で寝泊まりしそこから通園(学)している。
	⑧	夜遅くまで、子どもだけで家の外で遊んでいる。
	⑨	コンビニ前等に、また長期休暇中などに児童館等に長時間いる。
食事	⑩	お腹を空かせ、「朝食を食べていない」「家に帰っても食べるものがない」と言う。適量を超えて給食を何杯もお代わりをする。
	⑪	弁当が必要な場合、持参しない、または欠席する。
	⑫	(乳幼児) 給食やおやつをガツガツ、咀嚼せずに食べる。他児の給食等を欲しがる。こぼれているものも食べようとする。
	⑬	食事の栄養バランスが偏っている。
	⑭	(小中高生) 昼休みに弁当を食べずウロウロしている。

(2) 保護者の様子

分野	No	主な傾向
服装	①	子どもの服装には無頓着だが、自分の服装には、気をつけている。
	②	衣服が清潔ではない。ボロボロな服や靴を身に着けている。
	③	行事に合っていない服装をしている。
保育所・小学校 等やりとり	④	(乳幼児・小学生) 連絡帳を書かない。
	⑤	連絡を取ることが困難である。(電話に出ない。居場所がわからない。) 家庭への訪問を嫌がる。
	⑥	コミュニケーションに違和感がある。
子どもへの態度	⑦	子どもの養育に拒否的で無関心である。
	⑧	子どもへのしつけが厳しすぎる、または子どもへの言葉遣いが荒い。
	⑨	(乳幼児・小学生) 子どもを置いたまま外出する。
	⑩	(乳幼児・小学生) 休日に子どもと出かけることが少ない。
	⑪	(乳幼児) ミルクや離乳食の作り方を知らない。
日常生活等	⑫	育児や家事が辛そうである。
	⑬	保護者が長時間働いており、生活リズムが崩れている。
	⑭	親族や学校、保護者間、地域との交流がなく孤立している。コミュニティに入れていない。

※千葉県チェックシートは、「乳幼児版」と「小中高生版」の2種類ありますが、本ハンドブックでは1つにまとめています。また、本表では、千葉県チェックシートの項目のうち、「主な傾向」と「分野」のみを掲載。(関連ページ) P35・P41・P44・P61

5 子どもたちを支援する

STEP1 「子どもたち」のイロハ

①子どもの権利

児童福祉法では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」（第1条）と定めています。

この児童福祉法の冒頭に出てくる「児童の権利に関する条約」（1989年の国連総会で採択）の画期的な点は、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」（第12条）と定め、子どもの権利を明確にしたことです。

これまで、私たちは子どもを保護の対象と見てきました。もちろん、保護することは必要ですが、これを強調するあまり、大人が「これがいいはずだ」とお膳立てをしてしまい、子どもの意見にあまり耳を傾けてきませんでした。これからは、大人同様の権利を持つという「子ども観」を持ち、子どもたちと向き合っていくことが大切です。

②子どもに関わる言葉の定義

子ども・子育て支援法では、「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を「子ども」と定義しています。また、児童福祉法や児童虐待防止法では、子どもという言葉は使わずに、「18歳に満たない者」を「児童」と定義しています。

日常会話の中で、子どもと児童を厳密に使い分ける必要はありませんが、法律に基づくサービスなどを利用する場合は、定義によって適用の有無が決まることもあるため、使い分けをする必要があります。

<法律上の対象・範囲・関係法令>

対象		範囲	関係法令
ア	新生児	出生後28日を経過しない乳児	母子保健法
イ	乳児	1歳に満たない者	
ウ	幼児	満1歳～小学校就学の始期に達するまでの者	
エ	児童（少年）	小学校就学～18歳に達するまでの者	児童福祉法 児童虐待防止法

(内閣府)「子ども・若者ビジョン」での用語と時期の使い分け

乳幼児期 (義務教育前)	学童期 (小学生)	思春期 (中学生～概ね18歳)	青年期 (概ね18～30歳未満)
子ども			
		若者	
青少年			

※上記は「子ども・若者ビジョン」での使い分け。施策により対象期が異なることもある。

STEP2 こんな場合はどうする？

1 地域の子どもたちと顔見知りになるためには

地域の子ども達を支援するためには、学校行事への参加をはじめ、地域で行われている下記のような取り組みを通して、子ども達と顔見知りになっていくことが大切です。

- 朝夕の登下校時の見守り / ■こども（地域）食堂 / ■学習支援
- 放課後や学校休業日などの居場所作り / ■子ども祭りなどのイベントの実施
- 夏休みのラジオ体操への協力や参加、または独自の実施
- 児童館などを活用した絵本の読み聞かせや朗読会 等

これらの事業の実施にあたっては、地区民児協が単独で行う場合、学校・社協・PTA・NPOなどの関係機関と協働で行う場合、既に地域で行われている活動に民生委員が参加する場合など、様々な可能性が考えられます。子ども自身にとっても、いろいろな体験や出会いの場が増えることで、多くの学びがあります。

民生委員としては、これらの事業を通して、地域の子ども達と顔見知りになっていけば、ちょっとした会話の中で、自分や友だちの困りごとなどを話してくれることもあるでしょう。

2 子ども支援に関する協議の場への出席を求められたら

子ども支援に関する会議などには、参加する機会があれば、できるだけ参加するようにしましょう。

例えば、全市町村に設置が義務付けられている「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）」は、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために関係機関が集まり、情報や支援の考え方を共有し連携・協力して対応する方法を協

議します。この要対協の関係者には、守秘義務も課せられています。

民生委員は、必ず出席を求められるわけではありませんが、該当事例に関する情報提供や、見守りなどの関わりが期待される場合に出席を求められることがあります。関係機関とつながる機会にもなるので、出席するようにしましょう。

高齢者の場合は、訪問活動や地域の行事・イベントなどを通して、その世帯の情報を把握する機会もありますし、自然と耳に入ってくることも多いと思いますが、子どもに関する情報はこちらから意識的に把握に努めないと、なかなか難しい面があります。市町村や地区で、子育て支援に携わる保健師や（市町村で委嘱する）子育てに関する支援員、学校評議員、学校ボランティア等との交流・意見交換の場を通して、地域の子どものことを知る機会を作っていきます。

また、市町村の中でも、子どもに関する会議や行事・イベントなどはいろいろとあると思いますが、特定の委員に偏ることなく、役割分担をしながら参加していくようにしましょう。

3 子どもたちの安全・安心を守るためには

子どもたちが、地域で安全・安心して暮らすことができる環境は、行政や教育・福祉の専門職だけではなく、地域住民自らが主体的に関わっていく必要があります。

現在も、地域では、民児協や社協、町会・自治会をはじめとする様々な関係機関が、上記①に挙げた取り組みを始め、子どもたちの居場所づくり（サロンや学習の場、こども食堂等）や、安全・安心に関わる取り組み（登下校の見守り・公園遊具点検・防犯パトロール・通学路の危険箇所の点検等）などの活動を協力しながら実施しています。

子ども達と出会った時に、「おはよう」・「いってらっしゃい」・「車に気を付けてね」といった挨拶や簡単な言葉掛けをするだけでも、子どもたちが安全で安心して暮らすことができる環境づくりにつながります。

民生委員には、地域の住民一人ひとりが、今よりもほんの少し、地域の子どもたちに目を向けるきっかけづくりをしていくことも期待されています。地域住民の関わりを増やし、「地域で子どもを見守る」ことにつなげていきましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

1 子どもにとっての「身近なおとな」になろう

民生委員は、親や先生とは異なり、年齢こそ上ですが、教える・教わるといった上下関係はありません。いつも笑顔で挨拶をしてくれる近所のおじさん・おばさんという、いわばボーダーレス（境界のない）の関係です。こうした関係性を活かし、挨拶やちょっとした会話などを通して、より気軽に気楽に話せる、子どもにとっての「身近なおとな」になりましょう。

なお、全民児連が、平成29年11月に発行した「児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017」では、今後の児童委員活動の重点として、「子どもたちの『身近な

おとな』になり、地域の『子育て応援団』となる」ことが示されています。

2 話す時は目線の高さを子どもに合わせよう

会話をしている時に、上から見下ろされると、子どもは威圧感や圧迫感を感じてしまいます。しゃがむなどして、子どもと同じ目線の高さで話すようにしましょう。

3 子どもの意思を最大限尊重しよう

子どもの権利を守るためには、できるだけ子どもの気持ちを聴き、明らかに危ないことやできないことは別として、最大限その内容を尊重する必要があります。対象者の世代を問わず、「傾聴」の姿勢を心がけるようにしましょう。

参考 (P34) 「(第2章) I. 訪問活動 傾聴で心がけること10か条」

4 親のことを批判や批難しないようにしよう

子どもは、親のことが好きです。仮に、その関係がギクシャクしていても、親に対する外からの批判・批難に対しては良い感情を持たないでしょう。たとえ、親に問題があると感じたとしても、子どもの心が離れていく可能性がありますので、安易にそうした行為・発言はしないようにしましょう。

5 子どもとのつながりを継続しよう

保育所や幼稚園、学校は、卒業したらその関係性は薄くなりますが、地域に住んでいる限り民生委員とは顔を合わせる機会があります。街で出会った時などは、「地域には見守っている人がいるよ」という気持ちをもって、こちらから笑顔で挨拶をしたり声をかけるようにしましょう。地域での継続的な関わりの中で、子ども達の変化に気が付くこともあるでしょう。

Ⅱ. 子ども分野 まとめワークシート

1. 市町村の取り組みを知ろう！

現在、市町村行政や社協などで取り組んでいる、「子ども分野」に関わる地域福祉の取り組みについて調べてみましょう。

2. 現在の状況を知ろう！

定例会などの場を活用し、市町村行政・社協の担当者に、現在の状況を聞いてみましょう。

3. 「活動の地域化」をしよう！

地区民児協として、また民生委員として、どのような活動ができるのか考えてみましょう。

また、(P22)「(第1章)地域再発見」の地域資源なども参考に、「自分たちの地域にあった」活動を考えていきましょう。

子ども分野 民生委員の相談窓口

地区民児協として、「子ども分野」で相談できる関係機関と担当者をととのえておきましょう。

相談概要	関係機関	担当者	連絡先
子ども・子育て世帯全般	子ども支援担当課	千葉さん	043-〇△〇-□△□□

Ⅲ. 障がい分野

6 精神障がい者を支援する

STEP1 精神障がい者のイロハ

精神障がい者とは、何らかの原因によって心の働きに変調が起こり、その結果、生活に必要な能力に影響を受けている人のことをいいます。このような人を支援する法律に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」がありますが、その第5条では、次の3種類の精神疾患を有する人を「精神障害者」と定義しています。

- ①統合失調症
- ②精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- ③知的障害その他の精神疾患

平成29年の厚生労働省の患者調査によると、疾病別内訳は下表の通りです。このように、病院を受診した人だけでも約420万人いることから、実数はもっと多いと思われます。「精神障がい」は、決して一部の人だけに起こる特別な障がいではありません。

<精神疾患を有する患者の疾病別内訳（平成29年）>（単位：万人）

疾 病	外 来	入 院	合 計
気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	124.6	3.0	127.6
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	63.9	15.4	79.3
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	82.8	0.6	83.4
認知症（アルツハイマー病）	51.3	4.9	56.2
その他の精神及び行動の障害	31.4	1.6	33.0
てんかん	21.1	0.7	21.8
認知症（血管性など）	11.4	2.8	14.2
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（※1）	6.4	1.3	7.7
合 計	389.1	30.2	419.3

（注）計算途中に四捨五入があるため合計数は一致しない場合がある。

（※1）アルコール依存症や薬物依存症のこと。

STEP2 こんな場合はどうする？

先の表の通り、精神障がい者の一定数は入院しています。ここでは、入院者ではなく、地域で暮らす精神障がい者について見ていきたいと思います。

① 住民から、「変わった行動をする住民がいる」と情報提供があったら

近隣住民から、「変わった（おかしな）行動や言動をする住民がいる」といった相談や情報提供があった場合、個人の判断で対応しないようにしましょう。

その情報提供者以外の住民、例えば、町会・自治会の役員等の見守り協力者から、当事者の日頃の様子などを聴くことができるかもしれませんが、この段階では、当事者が精神障がい者なのかどうか、またすでに専門機関の支援を受けているのかもわかりません。まずは、市町村行政の障がい福祉担当課や保健所、精神保健福祉士等の専門職に一度相談するようにしましょう。

精神障がい者やその家族は、他の人よりも多くの悩みや困りごと、生活面での課題を抱えています。民生委員は監視役や見張り役ではありません。地区民児協での勉強会等を通して、前頁の表にある精神疾患やその症状などに関する理解を深めていくことが大切です。

② うつ病の人と接する場合

うつ病は、過度の精神的負担や緊張状態の継続、大きな挫折などの強いストレスがきっかけで発症し、何事にもやる気が起きず悲観的になったり強い不安に襲われるなどの精神症状と、食欲の減退やだるさ、不眠などの身体症状が出現します。

周囲の人は、応援する気持ちや奮起を促す気持ちから、「頑張って」と声をかけてしまいがちですが、これは逆効果になってしまいます。うつ病の人（あるいは、その可能性がある人）と接する時は、言葉を選び、まずは丁寧に話を聴き、「それはつらいですね」「ゆっくり休めるといいですね」など、その人に寄り添う言葉をかけ、「私にできることがあれば教えてください」というように、“私はあなたのことを気にかけています”というメッセージを伝えることが大切です。

③ 統合失調症の人と接する場合

統合失調症では、陽性症状（幻覚や幻聴など）や、陰性症状（意欲や感情表現の低下）、認知機能障害（記憶力、判断力、注意力、集中力等の低下）などが現れます。

話し相手が幻覚や幻聴を訴えている場合、それを否定したり、逆にその内容についてさらに根拠の説明を求めたりしてはいけません。こちら側は、(仮に幻覚・幻聴だとしても) 本人が思っていることをそのまま認めたとうえで、他の話題に切り替えたりするなどして、幻覚や幻聴の中身に触れないようにすることが大切です。

※「Ⅲ. 障がい分野」のSTEP3「活動上の5つのポイント」は、P97に掲載

7 知的障がい者・身体障がい者を支援する

STEP1 知的障がい者・身体障がい者のイロハ

① 知的障がい者

知的障がいは、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」を言います。

子ども時代から現れる障がいのことを指すことから、高齢期に認知症で知的機能の障がいが見られたとしても知的障がい者とは呼ぶことはありません。

知的障がいとは、知能指数がおおむね70以下が目安になりますが、知的障がい者の定義には「日常生活に支障が生じているために、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とあることから、知能指数が70以下であっても、日常生活に支障がなく特別な援助も必要ない人は知的障がい者と呼ぶことはありません。

② 身体障がい者

身体障害者福祉法では、身体障がい者を、「別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって……（中略）身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義しています。

ここでいう“別表に掲げる身体上の障害”には、①視覚障害、②肢体不自由、③聴覚又は平衡機能の障害、④音声機能や言語機能の障がいなどに加え、内部機能の障害として、⑤じん臓又は呼吸器の機能の障害、⑥ぼうこう又は直腸の機能の障害、⑦小腸の機能の障害、⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、⑨肝臓の機能の障害といった全9種類の障害があり、人によってはこれらの障がい重複している人もいます。

これらの障がいが一定期間以上継続することが、身体障害者手帳の交付（都道府県知事、指定都市・中核市の市長が交付）の要件になっており、この手帳の交付を受けた人が身体障害者ということになります。身体障害者手帳所持者の種類別の内訳は、下表の通りです。

<障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者の人数>（単位：千人）

総数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ 咀嚼機能障害	肢体不自由	内部障害
4,977	325	444	60	2,532	1,615

※厚生労働省HP。令和3年3月末現在。総数には障害の種類不明を含む。

STEP2 こんな場合はどうする

① 知的障がい者と接する場合

知的障がい者に対する支援で大切なことは、「知的障がい者＝何もわからない、記憶ができない」といった誤った決めつけをしないことです。現在、適切な支援や教育を受けた知的障がい者は、その才能を発揮し多くの分野で活躍しています。

一方で、知的障がい者とコミュニケーションを取る時には、いくつか配慮すべき点があります。知的障がい者は、その時、目の前に見えているものを中心に理解します。そのため、抽象的な概念やルール、約束といった目に見えないものを理解することは苦手です。

そこで例えば、電車の乗り方を説明する場合は、電車の写真や絵を見せて、その乗車口のところを指で示しながら説明するなど、できるだけそのものが具体的に見えるようにすることが大切です。

また、記憶したことを貯めておくことが難しいという特徴もあります。「食事の前に手を洗って、食事を終えたら歯を磨く」というように、いくつかの動作をまとめて伝えると理解することが難しいので、一つひとつ伝えるようにします。

② 身体障がい者（肢体不自由／視力障がい／聴覚・言語障がい）と接する場合

肢体不自由者で、車イスを使用している場合は、こちら側がしゃがむ等により目線の高さを合わせる必要があります。立ったまま見下ろすと、相手に威圧感を与えてしまいます。また、言葉が聴き取りにくい場合は曖昧なままにせず、聴き返すなどしてきちんと内容を確認することで、誤解や行き違いを防ぐようにしましょう。

視覚障がい者との会話では、「ここ」・「そこ」・「あっちのほう」等の指示語ではなく、できるだけ具体的に伝える必要があります。例えば、机の上なら、「右の10センチぐらい奥に…」・「9時の位置に」（「クロックポジション」という時計の文字盤の位置を参考にした伝達方法）等、具体的に伝える必要があります。また、話しかける時は、誰に話しかけているかわかるように前から声をかけるようにします。相手の名前を知っている場合は、「〇〇さん」と呼べば、本人は自分に話しかけられていることがわかります。

聴覚・言語障がい者の場合は、コミュニケーションの方法がいろいろとありますが、基本的にはその人の特性や希望することに合わせます。手話や機器を使うことができなければ、筆談や口話、身振り手振りなどで行うことになります。（P98）「障がい別 対話の際などで配慮すべき10のポイント」もあわせて確認しましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント**（「6. 精神障がい者」と「7. 知的・身体障がい者」）****① 正しい知識や対応の仕方を学ぼう**

障がい者は、周囲の誤った理解によって、これまで絶えず偏見や差別の対象になってきました。何よりも障がい者やその特性に関する正しい知識を持つことが大切です。

また、実際に対話する際は、障がい者だからといって、特に身構える必要はありませんが、障がいに応じて配慮すべきことなどは、あらかじめ学習しておく必要があります。

② 交流を通して、理解を深めよう

障がい者を理解するには、直接交流をすることがとても効果的です。民児協の定例会や研修会などの場で、障がい者本人や介護をしている家族、当事者団体等から、その特性や実際の生活の様子について話を聴く機会を設けると、より障がい者への理解を深めることができるでしょう。

③ 地域の行事・イベントなどを通して、住民の理解を広げよう

まず、民生委員として障がいに関する理解を深めたら、次は住民へ理解を広げる働きかけをしていきましょう。当事者団体の行事・イベントなどを通して、住民と、障がい者本人やその家族がふれあう機会を増やすことや、町会・自治会の会合等で障がい者が困っていることや地域に求める支援内容などを伝えていきましょう。

④ 関係の構築には時間がかかることを知っておこう

障がい者は、一般的に人と慣れるまでに時間がかかります。いきなり親しげな態度は取らず、適度に距離を取りながら時間をかけて関係を築くようにしましょう。また、障がい者との関係を構築するためには、その人のこれまでの生活やその中で培ってきたこと、強み等を知ることが大切です。何より、障がいの特性に応じて関わり方も異なりますので、(次頁)「障がい別対話の際などで配慮すべき10のポイント」も確認しましょう。

⑤ (身体障がい者) 外見からは見えない障がいがあることを知っておこう

身体障がいには、心臓や肺、呼吸器、排泄機能等の内部障害もあります。外見からはわかりませんが、日常生活に支障が生じ、周囲の人の配慮を必要としている場合があります。



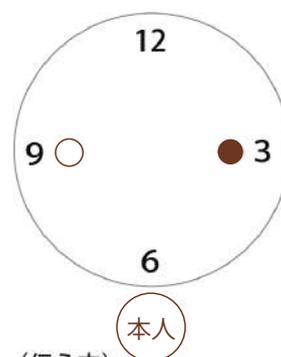
障がい別 対話の際などで配慮すべき10のポイント

本頁は、本会広報誌・ちば民児協第70号「障がい者への理解を深める」より引用抜粋（一部再編）しています。この内容は、当該障がい者団体への取材をもとに作成しています。その他、各障がいに関する詳細は、本会HP掲載の第70号をご参照ください。（関連ページ）P35・P61

1. 視覚障がい者編

①目の前にある物を伝える

視覚障がい者の目の前にある物や配膳位置を伝える際は、図のように）時計の方向で示すとわかりやすいです。



(伝え方)

3時の方向に●があります
9時の方向に○があります

②障がい物を伝える

道路や施設内において、歩行を妨げる障がい物を伝える際は、視覚障がい者自身の向きに従って、左右を伝えます。

③具体的に伝える

指示語（あっち、そこ・あれ…）を使わないで、「○○まで3mです」、「30センチ右です」と、できるだけ具体的に伝えます。また、道順を説明する際は、目印となる建物や看板などを伝えるようにします。視覚障がい者が再度道を尋ねる時に役立ちます。

④車やイスの位置を伝える

車に乗る時は、ドアの上の部分に本人の手を触れるように案内をします。また、イスの場合は、横や後ろよりも、背もたれに本人の手を触れるように案内します。

⑤物を伝える

何かの物を紹介する際は、その商品等に触れてもらいましょう。形や大きさなどは、言葉よりも触れるほうがよくわかります。

⑥話しかけるときは名乗る

声をかけられても誰だかわからない場合があります。必ず名前を伝えましょう。また、話しかける時は、傍によって前から話しかけてください。声のかけ方は、「こんにちは」や「お手伝いしますか？」で大丈夫です。

⑦誘導する際は

- 視覚障がい者によって、求める配慮（援助）は異なります。まず、どのような配慮をすればよいか本人に聴いてみましょう。
- 腕を引っ張ったり、後ろから押さないでください。また、白杖を掴んだりしてはいけません。
- 誘導者は、白杖を持つ手の反対側で半歩前に立ち、腕や肩を掴んでもらいます。歩く速度は、視覚障がい者に合わせます。
- 障がい物がある時や階段等では、「3m先の右側に看板があります」・「上り階段です」と具体的に伝えるようにします。
- 誘導を終えて、本人と別れる際は、安全な場所で、別れるようにします。また、本人が立っている場所と、向いている方向を伝えます。

⑧座席に着いたら

部屋の様子や席の位置を説明します。光を感じる方については、部屋の明るさが適切か確認します。

⑨席をはずす際は

視覚障がい者と同席している際に、席をはずす場合は離席する旨を伝えてください。また、新たに話に加わる方がいる場合は、自己紹介をするようにしましょう。

⑩代筆・代読する際は

代筆する時は、声を出して確認することも大切ですが、プライバシーには配慮します。また、長い文章を書くことができなくても、書く所がわかれば、氏名を記入できる方もいます。その際は、記入箇所の下部に定規などを当てると記入しやすくなります。

代読する際は、読み手の判断で要約するのではなく、全て読み上げ、正確な情報を伝えます。

2. 聴覚障がい者編

①配慮すべき点を確認

特性に応じて、対話方法も配慮すべき点も様々です。どのような配慮をすればよいか本人に確認しましょう。何よりわかろうとする姿勢を持つことが大切です。

②豊かな表現を（身振り・手振り）

身振り・手振りを交えて伝えようとする場合、喜びや楽しさを表す時はよいですが、否定的なことを表す大げさな動作は、恐怖心や不快感を与えることがありますので注意が必要です。

③雰囲気作り

すべてを聴き取ることは大変難しいことです。聴きなおすことをためらう方もいます。聴きなおすことができる雰囲気づくりを心がけましょう。

④大切なことは確認

本人が理解できているか、自身が相手の話を理解できているかお互い確認するようしましょう。重要なことを伝えたい時は、紙に書いて渡すことも有効です。筆談で再確認する時は、箇条書きで具体的に書くようにします。

⑤会話する相手を見る（手話通訳を通じた場合）

手話通訳がいる場合も、会話相手である聴覚障がい者本人の顔を見て話をします。

⑥会話する環境に配慮

手話通訳者は、逆光にならないところに座る、また本人と適切な距離を取るなど座る位置に配慮します。また、要約筆記者が同席する場合も、本人が（要約筆記者の）書いている文字を見えるように配慮します。

⑦補聴器を使っている方との会話

普通の声の大きさと話します。大きな声を出したからといって伝わるものではありません。また、音として聞こえても、声が明瞭に聞こえているとは限らず、言葉として捉えることができない場合もあります。一般的に、補聴器だけで、しっかりと聞こえる範囲は約1.5mとされています。

⑧静かな場所で（音声で会話する場合）

雑音がある中で聞き取ることは大変難しいことです。できるだけ、静かな場所で会話するようにしましょう。また、複数人での会話は、一人ずつ話すようにしましょう。

⑨言葉の区切り目

1音ごとに区切るのではなく、言葉のまとまりごとに区切るようにしましょう。

⑩口元や表情も大切な情報

口元が見えるように、正面を向くようにしましょう。話す時は、ゆっくりはっきりと話すようにしましょう。

3. 身体障がい者編

①はじめに

困っているところを見かけたら、「お困りですか?」・「お手伝いしましょうか?」と声をかけて、本人からの求めに応じて必要な手助けをするようにしましょう。

②通り道をふさがない

車イスや杖を使用している場合、歩道や施設の通路に障がい物があると通行が困難な場合があります。端に寄せる等の配慮をお願いします。

③話しかける際は

車イスの方に話しかける時は、少し腰をかがめ 同じ目線で話すようにします。

④移動や動作の手助け

車イスの場合、坂道や段差の昇降、駅での乗り換えやバスの乗降時などは大変困難を伴います。また、車イスや杖などを使っていると、手を伸ばせる範囲が限られてしまいます。高い場所にある商品を取ることやボタンを押すこと、ドアの開閉が難しいことがあります。こうした場面では、声をかけたうえで、必要な手助けをしましょう。

⑤確認する際は

介助者が一緒にいても、本人の意思を必ず確認するようにします。

⑥会話をする際は

言語障がいにより、日常会話等のコミュニケーションをとることが困難な場合は、わかりやすい内容で、ゆっくりと一つひとつ確認しながら説明します。

本人が伝えようとしている内容がわからない時は、わかったふりをせず、文字や図なども活用してきちんと尋ねるようにしましょう。また、言葉がうまく話せないからといって、子どもと接するように対応してはいけません。

⑦手足や関節に障がいがある場合は

手や指に麻痺や欠損がある場合は、細かな作業が困難なため時間がかかります。必要に応じて、代筆などの対応をお願いします。また、片手が不自由な方の場合、紙が動かないように配慮してください。

⑧関節に痛みがある場合は

動作に時間がかかります。また、身体に触られるだけで痛みを感じることもあります

ので注意が必要です。

(内部障がいの方への配慮すべき点)

⑨疲れやすい

内部障がいの方は、体力が低下しているため、疲れやすく、集中力や根気が続かないことがあるほか、長時間立っていることや重い荷物を持つこと、階段の上り下りなど体力的な負担を伴う行動が制限されます。また、体力が低下しているため感染しやすいので、風邪をうつさないように配慮してください。外見からは判別できないため、周囲からの配慮を受けられないことが多いです。ハート・プラスマークやヘルプマークを見かけたら、席を譲るなどの配慮をお願いします。

⑩内部障がい別の配慮

- じん臓機能障がいの場合、老廃物を排泄するため、定期的に人工透析を受ける必要があります。
- ぼうこう・直腸機能障がいの場合、トイレに行く頻度が多く、利用時間も長くなります。また、人工肛門・ぼうこうを使用している方には、排泄物を処理できる専用のトイレが必要です。
- 小腸機能障がいの場合、食生活に制限がある人もいるため配慮が必要です。
- ヒト免疫不全ウイルス（HIV）は、偏見や差別が問題となっています。HIVは、感染力が弱く、血液や性的接触以外で感染することはほとんどありません。



いろいろな障がい者マーク

●障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物や施設であることを示す世界共通のマーク。車イス利用者に限定したものではなく、全ての障がい者がその対象となっています。公共・商業施設では、このマークの記された駐車スペースが設置されており、車イス利用者や杖を使うなど移動が困難な方のための駐車スペースとされています。



●身体障害者標識（身体障害者マーク）

道路交通法に基づく標識。肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている障がい者が車を運転する場合、このマークを車の前後に付けることになっています（努力義務）。また、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は、道路交通法により禁止されています。



●「ほじょ犬」マーク

身体障がい者の補助犬（盲導・介助・聴導犬）同伴を啓発するために、施設や店等の入口に張るマーク。「身体障害者補助犬法」により、補助犬は公共施設や交通機関のほか、デパートや飲食店等の一般施設でも自由に同伴できます。

○盲導犬は、視覚障がい者が、街を安全に歩けるよう段差や曲がり角等を伝えます。胴輪（ハーネス）を着用。

○介助犬は、身体障がい者の生活動作をサポート。ドアの開閉や特定の物を手元に持ってくる、車イスをひく、落としたものを拾うなどの作業を行います。「介助犬」と書かれたベストを着用。

○聴導犬は、聴覚障がい者に生活の中の必要な音（玄関チャイム・ファックス着信音等）を知らせます。「聴導犬」と書かれたベストを着用。



●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない人がいます。そうした人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるようにと、平成24年に東京都がこのマークを作成し、現在千葉県でも普及に努めています。

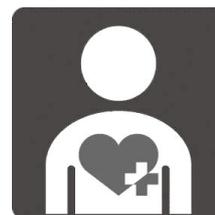


身に着ける人の事情に応じて、その症状や手伝ってほしい内容は異なるため、マーク裏面に必要事項を記入できるシールを貼付し、氏名や住所、緊急連絡先、支援や配慮してほしい内容等を表示できるようになっています。

このマークを身につけた人を見かけた際は、電車・バス内では席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

●ハート・プラスマーク

外見からは判断されにくい「内部障がい・疾患」があることを示すシンボルマーク。内部障がい・疾患者は、公共交通機関の優先席や、障がい者用トイレなど、様々な場面で誤解を受けたり手助けを得られないことがあります。このマークをつけた人を見かけた際は、内部障がい者への理解と配慮をお願いします。



●オストメイトマーク

このマークは、オストメイトのための設備があること及びオストメイト（人工肛門・膀胱を保有する方）であることを表す。オストメイト対応トイレは、排泄物の処理をはじめ、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができるよう配慮されています。対応トイレの入口付近に掲示されています。



●盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合が定めた世界共通の国際シンボルマーク。視覚障がい者の安全やバリアフリー等に考慮された建物や設備等に付けられています。身近なところでは、交通量の多い交差点などに設置されている「音響信号機」にこのマークが掲示されており、信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置が付けられています。



●「白杖SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク

「白杖SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。街中で、白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がい者の方を見かけたら、進んで声をかけて支援をしようというものです。また、シグナルを示していない時でも、危険に遭遇しそうな場合は、声をかけサポートするようお願いします。特に、駅ホーム内での事故が多いので、適切なサポートをお願いします。



●視覚障害者誘導用ブロック

視覚障がい者が歩行する際に、誘導・警告を示すブロック。通称「点字ブロック」。日本発祥の識別表示として、1967年に岡山県立岡山盲学校に近い交差点周辺で敷設されたのがその始まりとされます。

「誘導（線状）ブロック」（写真左）は、ブロックの突起を足裏、あるいは白杖で確認しながら、突起の方向に進むことができるよう設置されています。「警告（点状）ブロック」（同中央）は、危険箇所や誘導対象施設等の位置を示すブロックとして、階段前や横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、駅のホームの端等に設置されています。歩道等で点字ブロック上に障がい物があるのを見かけた際は、取り除くよう配慮をお願いします。近年は、多くの駅ホームに「内方線付き点状ブロック」（同右）が設置されており、線状突起側（写真左側）がホーム内側で安全な場所であることを示しています。（出典：（社福）日本視覚障害者団体連合HP）



■誘導（線状）ブロック



■警告（点状）ブロック



■内方線付き点状ブロック

●聴覚障害者標識

道路交通法に基づく標識。聴覚障がい者であることを理由に、免許に条件が付されている方が運転する場合は表示する必要（義務）があります。なお、「(P103) 身体障害者標識」同様、本マークを付けた車両への幅寄せ等は、道路交通法により禁止されています。



●耳マーク・手話マーク・筆談マーク

「耳マーク」（写真左）は、耳の不自由な障がい者自らが、耳が不自由であることを表すのに使用されるほか、自治体や病院、銀行などがこのマークを掲示する場合は、「筆談等の必要な援助を行います」という意思表示に用いられています。

その他、手話でのコミュニケーションを表す「手話マーク」（同中央）や、筆談でのコミュニケーションを表す「筆談マーク」（同右）などもあります。



■耳マーク



■手話マーク



■筆談マーク

Ⅲ. 障がい分野 まとめワークシート

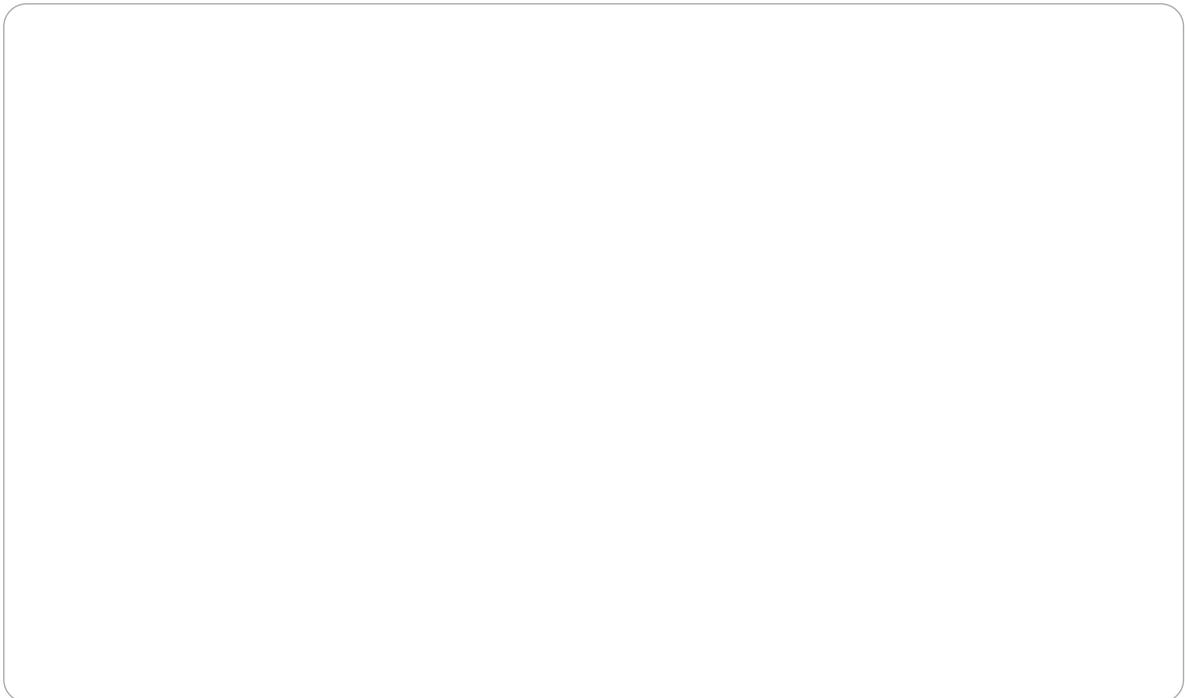
1. 市町村の取り組みを知ろう！

現在、市町村行政や社協などで取り組んでいる、「障がい分野」に関わる地域福祉の取り組みについて調べてみましょう。



2. 現在の状況を知ろう！

定例会などの場を活用し、市町村行政・社協の担当者に、現在の状況を聞いてみましょう。



3. 「活動の地域化」をしよう！

地区民児協として、また民生委員として、どのような活動ができるのか考えてみましょう。

また、(P22)「(第1章)地域再発見」の地域資源なども参考に、「自分たちの地域にあった」活動を考えていきましょう。

障がい分野 民生委員の相談窓口

地区民児協として、「障がい分野」で相談できる関係機関と担当者をととのえておきましょう。

相談概要	関係機関	担当者	連絡先
障がい全般	障がい福祉担当課	千葉さん	043-〇△□-〇△□□

IV. 地域の組織

8 社会福祉協議会と連携・協働する

STEP1 社会福祉協議会のイロハ

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、「地域福祉の推進を図ること」を目的に、社会福祉法に基づき、市区町村、都道府県、全国の各段階で設置されている社会福祉法人です。

社協以外の社会福祉法人は、施設や在宅サービスなどの事業経営を中心に運営されますが、社協の場合はその地域の社会福祉事業関係者や、地域に暮らす住民の代表者等も参画しており、地域全体の福祉向上を目指す公共性の高い団体です。

① 都道府県社協

都道府県社協の事業内容は、市町村社協に対する支援をはじめ、福祉事業者を対象にした経営相談や人材確保などの支援、福祉サービス利用者からの苦情対応、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付制度の実施などがあります。

② 市町村社協

市町村社協の事業内容は、福祉教育の推進をはじめ、ボランティアの養成研修や情報提供、住民が主体となって行うサロン活動や見守り活動、在宅サービスの実施等のほか、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付制度（利用相談・受付・返済関連業務）、災害時には災害ボランティアセンターの設置運営等の事業も行っています。役員構成は、多くの場合、民生委員や町会・自治会、福祉施設、老人クラブ、障がい者団体、学校、青少年育成団体等が参画しています。また、専任の事務局職員やサービス事業を担当する職員を配置しています。

民生委員法には、「民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。」（第24条第3項）と規定されていますが、ここでいう「市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体」には市町村社協も含まれます。全民児連が2018（平成30）年に公表した「全国モニター調査報告書」によると、9割以上の民児協が社協と何らかの連携をしていると回答しています。両者は、地域福祉の推進における車の両輪とも呼ばれています。

③ 地区社協

多くの市町村社協では、住民が活動に参加しやすい仕組みとして、地区社協（支部社協や支会といった名称の場合もある）を設置していますが、これは法に基づくものではないため、地域の実情に応じて、設置の有無や運営方法が異なります。

地区社協と地区民児協の区域が、同一の場合とそうでない場合がありますが、民生委員は多くの地区社協で役員として、また活動の中核的なメンバーとして活動しています。

STEP2 こんな場合はどうする？

① 地区社協の役員就任や行事・イベントへの参加を求められたら

市町村社協の場合は、市町村民児協の会長などが社協の正副会長や理事などに就くことが通例です。一方、地区社協の場合は、地区民児協の役員に限らず、中堅委員や新任委員も役員就任を依頼されることがあるかと思います。こうしたあて職は、地区社協の規程等で定められていることが多く、民生委員抜きに地域福祉の取り組みを進めていくことは難しいということでしょう。

また、役員就任に限らず、民生委員は市町村社協や地区社協の事業への参加・協力を求められます。ぜひ、(P50)「(第2章)Ⅲ. 関係機関との向き合い方」を参考に、地区民児協の中で参加する有効性や妥当性などを検討していきましょう。

② 住民から、金銭管理を頼まれたら

民生委員は、離れて暮らす家族から頼まれた場合でも、認知症高齢者などの財布（金銭）を預かることはできません。こうした場合は、社協が実施する「日常生活自立支援事業」（都道府県社協と市町村社協が連携して事業を実施）で金銭管理を行うことができますので、市町村社協に相談するようにしましょう。

なお、認知症が進行している場合は、この事業の対象とはならないので、必要に応じて「成年後見制度」の利用を検討することになります。

参考 (P55)「(第2章)Ⅳ. 金銭に関する相談・対応」

③ 住民から、ボランティア活動に関する相談を受けたら

市町村社協では、ボランティアセンターを設置、あるいはボランティアに関する情報提供を行っています。管内外の広域・多分野の情報を把握しているほか、社協同士の横のつながりや、多くの関係機関とのつながりを通して情報収集等も行うことができますので、ボランティアに関することは市町村社協に相談してみましょう。

なお、市町村社協では、地域福祉活動時などの事故補償に備える「ボランティア活動保険（行事用保険）」等の加入手続きも行っています。

④ 生活困窮世帯から相談を受けたら

社協では、低所得世帯を対象に「生活福祉資金貸付制度」を運営しています。この制度は、国の原資をもとに都道府県社協が実施する低利（または無利子）の貸付制度ですが、申し込みの窓口は市町村社協になっています。

このほか、より緊急度が高い場合などは、市町村行政の「生活困窮者自立支援制度」につなぐことも検討しましょう。

⑤ 地域に適切なサービスがなくて困ったら

社協は、住民の参加や協力を得ながら、新たなサービスを開発することも目的の一つとして

います。日々の活動の中で、住民の悩みや困りごとに接する機会の多い民生委員が、そうした生活上の課題を少しでも解決・改善できるサービス（支援方法や関わり方を含む）を社協に提案したり、その整備に地区民児協として協働して取り組むことも考えられます。

また、地区民児協による「意見具申」については、民生委員法に「民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。」（第24条第2項）とあります。ぜひ、住民の声を行政に届けるという視点も持つようにしましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

① 地区民児協として、地区社協との関わり方を決めておこう

地区民児協は、社協の運営や行事・イベントへの基本的な対応方法について、あらかじめ申し合わせておくようにしましょう。そのうえで、実際には、個々の民生委員が実情に応じて対応を決めることになるとは思いますが、全ての事業や活動に参加・対応するのではなく、きちんと取り組むものと、体力・精神・時間的に余裕があれば対応するものを分けるなど、優先順位を考えていきましょう。

参考 (P50)「(第2章)Ⅲ. 関係機関との向き合い方」

② 地区社協への参加を通して、他の地域福祉関係者とのネットワークを広げよう

社協は、「協議会」という名称の通り、その地域の福祉に関わる様々な組織が参画しています。民生委員活動には、地域の各種組織との連携や協働が不可欠ですが、地区社協の事業に参加することで、必然的にいろいろな関係者と知り合う機会を多く持つことができます。

③ 行事・イベントの場を活用しよう

市町村や地区社協から、時には民生委員の活動とは直接関係ないような行事・イベント等の案内があるかもしれません。もちろん、地区民児協としての方針や自身の都合を踏まえて判断することにはなりますが、時間と気持ちに余裕があれば、こうした場を新しい知識を得る機会、あるいは顔見知りを増やす機会と考えて、参加してみるのもよいでしょう。

④ 積極的に社協へ相談しよう

市町村行政は、できることと、できないことが法律で明確に線引きされています。その一方、市町村社協の場合は、よい意味でその線引きは曖昧です。

長年、地域福祉活動を担ってきた市町村社協は、地域や住民、福祉サービスや施設、これまでのケース事例など、多くの情報を蓄積しています。潜在的に地域福祉に関わる様々なことに対応できる可能性を持っているので、まずは遠慮せずに相談してみましょ。そのためにも、日頃から市町村社協職員との「顔の見える関係」作りも心がけていきましょう。

5 社協協力員との連携方法や役割分担を考えよう

市町村社協では、社協協力員（※名称は市町村ごとに異なる）など、社協事業を推進するためのボランティアを設置しているところがあります。こうしたボランティアとは、（見守りやサロン等の）活動やその対象者も重複することが多いため、連携方法や地域での役割分担について話し合っておくとよいでしょう。

また、民生委員になると、自動的に社協協力員を兼務する市町村もあります。活動や対象者が似ていても、地域での役割や立ち位置、守秘義務の有無等は異なりますので、きちんと双方の活動・役割を明確にしておきましょう。

9 町会・自治会と連携・協働する

STEP1 町会・自治会のイロハ

町会・自治会は、市町村内の一定の区域に居住する住民で組織する自主的団体です。

かつて、第二次世界大戦下の1943年、町会・自治会は戦争を下支えするために、市町村の下部組織として制度化されたことがありました。戦後は、そのことに対する反省から、町会・自治会を規定する制度は廃止され、現在に至るまで設けられていません。その一方で、公民館や公園等を所有する町会・自治会には、法人格を与える「認可地縁団体制度」が整備されていました。現在は、不動産の有無にかかわらず法人格を取得できるようになっています。

基本的に、町会・自治会は法人格の有無に関わらず、入退会は自由ですが、参加や会費の徴収は世帯単位となります。その活動範囲は、住民の生活全般に渡っており、概ね下記のような事業を行っています。さらに、一部では、町会・自治会内に福祉部会（委員会）といった組織を設け、民生委員等も参加して、積極的に福祉活動に取り組む地域も見られます。

この他、町会・自治会には、自治体が委嘱する委員などの選出を依頼されることがあります。民生委員の場合も、県知事に推薦する候補者を選出するにあたって、多くの市町村が町会・自治会（あるいはその連合会）にその選出を依頼しています。

- 自治体広報の回覧 / ■街灯やゴミ置き場の管理 / ■公園の管理
- 集会所の管理 / ■地域の清掃活動や美化活動
- 夏祭りや盆踊りなどのイベントの実施 / ■防犯や防災のパトロール
- 防災訓練（自主防災組織を組織しているところもある）
- ひとり暮らし高齢者等の見守り活動
- 子ども会や老人クラブ等の活動支援 等

町会・自治会の加入世帯は、年々減少傾向にあります。その構成員も高齢化する中で、役員のなり手がいないという問題も起きています。一方で、ご近所同士の関係づくりは、防犯・防災面に役立つことはもちろん、美化活動等への取り組みも、地域を大切に、愛着を育むことにつながっています。

今後は、ICT（情報通信技術）の活用などにより、役員や会員の負担を減らしながら、町会・自治会の参加者を増やす工夫と、事業を活性化するための取り組みが期待されています。

STEP2 こんな場合はどうする？**① 町会・自治会から、「住民の個人情報を提供してほしい」と求められたら**

町会・自治会は、あくまで自主的組織のため、役員等に法律上の守秘義務はありません。一方の民生委員には、守秘義務が課されています。民生委員が保有する個人情報（行政から提供された名簿含む）について、本人の了解抜きで第三者に提供することは緊急時などを除いて認められません。たとえ、その利用目的が善意からであっても、この原則は変わりません。

市町村によっては、災害時に備えた「避難行動要支援者名簿」を町会・自治会に提供しているところもあります。そうした代替方法等があるのか、市町村行政や市町村民児協事務局などに相談してみましょう。

② 町会・自治会の役員就任や行事・イベントへの参加を求められたら

民生委員の中には、町会・自治会の役員を兼務している委員もいます。また、民生委員に委嘱されると自動的に役員に就任する（あて職の）地域もあります。町会・自治会との関わりを深めていくことは大切ですが、兼務をすれば、それだけ役割や活動量は増えることとなりますので、実際にその役割を務めることができるのかを十分考慮しましょう。

個人情報の取り扱いにも注意が必要です。民生委員と町会・自治会の役職を兼務することで、その境目があいまいになることも想定されます。上記①の点を十分留意しましょう。

次に、町会・自治会で主催する会合や行事・イベント等への関わり方です。民生委員の存在や役割を知ってもらうためにも、住民が集うところには積極的に顔を出していきましょう。顔と名前を覚えてもらうためには、直接顔をあわせて会話をし、一緒に汗を流して共同作業をすることがとても効果的です。地域住民や地域づくりに携わる人（行政や社協、NPO等）との関係づくりは、今後、民生委員活動を実践していくためには非常に大切なことです。顔見知りになる機会を積極的に増やしていきましょう。

③ 町会・自治会から、民生委員候補者の選出に関する相談をされたら

町会・自治会によっては、毎年役員が交代するところもあります。こうした地域では、それほど民生委員のことやその役割が理解されていないため、市町村から候補者の推薦を頼まれた際、その候補者の選出に苦慮することがあります。こうした場合は、市町村行政や民児協事務局に相談のうえ、地区民児協として町会・自治会と候補者の選出について意見交換（あるいは委員候補者の提案）をしてもよいでしょう。

④ 町会・自治会から、福祉的な課題を抱えた世帯への対応を求められたら

町会・自治会や住民から、ひとり暮らし高齢者や認知症の人、障がい者等への見守りや対応について相談を受けた場合は、すでに当事者と顔見知りであったり、訪問活動の対象者であれば、直接訪問してみるのもいいでしょう。

そうでない場合は、当事者と会う前に、市町村行政や地域包括支援センター、社協等の専門職に、これまでの関わり等を聞いたうえで、その後の関わり方を検討するようにしましょう。

ただし、緊急を要する場合は、警察や消防などへの通報を優先しましょう。

5 町会・自治会から、「高齢者の福祉活動に取り組みたい」と相談されたら

高齢者が、気軽に集える場づくりを薦めてみましょう。地域に顔なじみの集まる場所があると、定期的な外出にもつながり、人と話すことや笑うことは介護予防にもつながります。また、この運営は、なるべく役割を細分化して、多くの住民が主体的に関われるようにしましょう。こうした場合は、住民同士がお互いの様子を気にかける関係づくりにも役立ちます。

STEP3 活動する上での5つのポイント

1 民生委員活動と、町会・自治会の対象者は異なることを意識しておこう

会員組織である町会・自治会の事業対象は、加入世帯ですが、民生委員は未加入世帯も含め、担当区域内の住民全員が対象者となります。また、町会・自治会に加入していても、行事・イベント等に全く顔を見せない住民もいるでしょう。

民生委員は、そうした行事・イベント等に積極的に参加する一方で、そこに参加しない住民や、未加入世帯にも目を向ける必要があります。

こうした未加入世帯に、市町村の広報誌等を届けながら関わりを持つ地域もあります。地区民児協の中で、どのような関わり方ができるのか検討してみましょう。

2 町会・自治会の中に、理解者と協力者を増やす

担当区域の中に複数の町会・自治会がある場合は、まず自身が民生委員であることを知ってもらう必要があります。また、町会・自治会の役員が1年交代のところなども同様です。特に多いのは、民生委員の名前は知っていても、その活動内容までは知られていないというケースです。

こうした点を解消するためにも、町会・自治会の会合時に少し時間をいただき、民生委員の活動や立ち位置等を説明しておく、要支援者の見守りや情報の提供など、その後の活動への理解と協力が得られやすいでしょう。ぜひ、本会パンフレットやHP、市町村民児協のパンフレットや広報誌などを活用し、理解者と協力者を増やしていきましょう。

参考 (P50)「(第2章)Ⅲ. 関係機関との向き合い方」

3 町会・自治会の行事・イベントに、福祉の要素を提案してみよう

住民は福祉に関することに理解や関心がないわけではありません。介護等の当事者でない限り、福祉に関わる、関心を持つきっかけがないというだけです。きっかけさえあれば、心強い協力者になるかもしれません。

町会・自治会が行う避難訓練などは、そのきっかけづくりに向いています。訓練内容を検討する際に、何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者等を想定し、避難所への移動方法

などを考えてみましょう。そのためには、それぞれの特性への理解を深める必要もあるでしょう。

民生委員は、そうした取り組みを検討する際に、福祉の要素を提案したり、住民が理解を深めるきっかけづくりをしていきましょう。

4 子どもや若者も、町会・自治会の一員であることを踏まえて活動しよう

町会・自治会の会合や行事・イベントには、多くの場合、世帯主やその配偶者の参加が多いでしょう。しかし、世帯を対象とする町会・自治会の会員は家族全員が含まれます。当然、その中には子どもや若者、高齢者や障がい者、外国人もいるでしょう。

町会・自治会で、地域福祉の推進に関わるような事業を行う場合には、幅広い年齢層から、ボランティアを募ることや参加しやすい事業内容を検討するようにしましょう。

5 町会・自治会への関わり方に注目しよう

町会・自治会の行事・イベントに参加していると、世帯ごとに地域への関わり方や距離感の違いが見えてきます。毎回顔を出す住民から、会費だけ払って顔を出さない世帯もいるでしょう。また、積極的に交流する住民から、義務的に参加する住民、責任を持って役割をこなす住民など、その関わり方は十人十色でしょう。

そうした町会・自治会への関わり方に注目してみると、見守り協力者や後任者探しのほか、孤立しがちな世帯の発見にもつながります。

10 学校と連携・協働する

STEP1 「学校」のイロハ

① 学校の設置と教育の概要

日本国憲法第26条は、全ての国民に等しく「教育を受ける権利」を保障しています。各自治体は、学校教育法に基づき、義務教育の場として小学校と中学校を設置しています。

公立小中学校では、全児童・生徒の授業料と教科書代は無料(私立の場合：授業料は有料、教科書は無料)です。それに加えて、生活保護制度では、義務教育を受けるために必要な学用品費等が加算されます。また、その他低所得世帯に対しては、修学旅行費等を支給する就学援助制度を設けるなど、全ての子どもが義務教育を受けられるように経済的な支援制度が整備されています。

文部科学省では、全国どここの学校でも一定の水準が保てるように教育課程(カリキュラム)の基準である「学習指導要領」を定めています。この学習指導要領には、小中学校で学ぶ教科の種類や時間数などの基本的な事項に加え、総合的な学習の時間や外国語活動(小学校の場合)なども定められています。各学校や教員は、この学習指導要領に基づいて、年間計画や授業計画を立てていますが、内容や時間数などを守る必要があるため、年度の途中で急に休みが入ったり、イベントを実施する必要がある場合などは、その分の授業時間等を調整する必要があります。

② 学校の現状

現在、学校では、貧困世帯の子どもや、外国人の子ども、発達障害と思われる子ども、ヤングケアラーとして認識されるような子どもなど、教育以外の生活支援や家族関係の調整などを含めた個別の配慮や特別な対応を必要とする子どもが増えています。

③ 学校と地域、民生委員の関係

教育基本法では、学校と地域の連携について「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」(第13条)と規定しています。また、文部科学省と厚生労働省は、省の垣根を越えて連名通知を出すなどして、そうした連携を促しています。

学校側も、(次頁)「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を進める中で、子ども達が暮らす地域との連携や安全・安心に向けた取り組みを考えています。これまで、学校と地域で別々に取り組んでいた子ども支援を、一体的な協働した取り組みとするためにも、まずは定期的な意見交換の場を足掛かりに、子どもたちのために何ができるのかを話し合っていきましょう。

STEP2 こんな場合はどうする？

① 学校との連携を強化するためには

学校との連携は、学校長によって、民生委員への理解度や地域への向き合い方に差があるため、その連携方法等が左右されるところがあります。他の関係機関と同様に、市町村や地区民児協が組織的に学校長や教育委員会に働きかけ、「民生委員が公的な立場を持ち守秘義務があること」や、地域で民生委員が取り組む子ども支援等を伝えていく必要があります。

そうした働きかけに加えて、登下校時の見守りや安全パトロール、学校行事への積極的な関わり等を通して、日々子ども達と向き合っている学校現場の教員に、地域で子ども達を見守る民生委員の存在を認識してもらうことが大切です。

② 学校運営協議会の委員や学校評議員への就任を依頼されたら

文部科学省では、「地域と共にある学校」を目指し、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し地域と一体となって子ども達を育む「コミュニティ・スクール」を推進しています。その中核となる「学校運営協議会」は、教育委員会から任命された保護者や地域住民の代表者が委員となり、学校単位で設置されます。主な役割は、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について意見を述べることですが、地域の子どものを巡る課題に対して学校として取り組み可能な事業などを提案することもできます。

一方の「学校評議員」は、2000（平成12）年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画を制度的に位置付けるものとして開始されました。主な役割は、学校長の求めに応じて、学校の教育目標や計画、地域との連携の進め方などの学校運営に関して意見を述べることです。

両者の違いは、学校運営協議会が学校運営についてある一定の権限を有しているのに対して、学校評議員は地域に開かれた学校づくりに関する意見を述べることはできますが権限等はないという点です。また、設置の有無や役割については、各学校の設置者が定めることになっています。

こうした会議の委員については、必ずしも民生委員が入るというわけではありませんが、学校との連携の強化や地域の関係者とのネットワーク作りにも役立ちますので、前向きに委員の就任を検討しましょう。

③ 総合的な学習の時間への協力を頼まれたら

総合的な学習の時間は、教科横断的な学習を通して、主体的に問題の発見や判断、それを解決するための能力を身につけることなどを目的にしています。ただし、他の教科とは違い、総時間数以外の決まりは特にないため、どのような授業内容にするかは担当教員に任されています。そのため、地域社会の生活課題や福祉をテーマにした取り組みが企画されることも少なくありません。

こうした授業に協力することは、子ども達とつながりを持つことや、自分たちの存在を知ってもらうよい機会にもなりますので、積極的に協力していきましょう。

4 「(地域から) 学校と関係性を深めたい」、「(学校から) 地域と関係性を深めたい」という話があったら

ひと昔前まで、学校は教育の場であると同時に、地域住民の交流の場として、地域における中心的な役割を果たしてきました。住民は、生まれ育った地域にある学校を地元の学び舎として愛情・愛着を持ち、卒業後も継続的な関わりを持つことで、自然と「地域で子どもを育てる環境」が整っていました。

そうした関係性は、時代と共に薄れたものの、現在文部科学省が進める(前述の)「コミュニティ・スクール」は、地域と学校の関係性の再構築を目指したものです。

学校と一定の関係性を持つ民生委員が、例えば学校の空き教室の活用や、学校行事への地域住民の関わり度を深める働きかけなどをしてみると、地域で子どもを見守る・育てる環境づくりの一助となるでしょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

1 民児協の組織として学校と連携しよう

学校との連携を検討する際、まずは地区民児協としての連携を念頭に、その中で民生委員一人ひとりがどのように学校や子ども達と関わっていくのかを考えていきます。そうした前提のもと、学校と定期的に話し合う場を持ち、民生委員として子どもたちの健全育成や安全・安心な学校生活に向けて、どのような協力ができるのか意見を交わしていきましょう。

また、学校関係者や子どもたちに、地域で活動する民生委員のことを知ってもらうためには、学校内の掲示板や学校が発行する広報誌などに、「身近なおとなー地域の応援団」として紹介してもらう試みなども検討してみるとよいでしょう。

こうした学校とのやりとりをする際は、地区民児協として窓口(担当)を決めておきます。また、地区民児協エリアに、複数の学校がある場合は学校ごとに担当を割り振るなど、特定の委員に偏らないようにしましょう。

2 学校に関わる提案は、できるだけ早めに行おう

できるだけ教員に負担をかけないようにしよう

学校は、学習指導要領などにに基づき、あらかじめ年間計画を立てて学校運営を行っています。そのため、行事・イベント等を提案する場合は、できるだけ早く行うようにしましょう。また、その際、学校や子どもにとって、より前向きな内容だとしても、できる限り教員の負担にならないよう配慮することが大切です。

3 子どもの年齢や学年に応じた関わり方をしよう

総合的な学習の時間など、子どもたちの学びの時間に関わる場合は、あらかじめ先生に普段の子ども達の様子を聴くなどして、子どもの年齢や学年にあわせたプログラムを考えてみま

しょう。低学年の場合は、紙芝居の読み聞かせがよいかもしれませんが、高学年はそれとは別の取り組みの方が興味関心を持ってもらえるかもしれません。

また、各市町村の教育委員会や学校では、それぞれ特に力を入れている取り組みや行事などがあります。事前にそうした取り組み内容を把握したうえで、民生委員としての関わり方を検討してみるのもよいでしょう。

4 学校と地域をつなぐという視点を持つ

学校と地域が関わる機会はたくさんあります。例えば、学校評議員や学校ボランティア（花壇の整備や草取り）への参加をはじめ、農業や福祉体験、登下校の見守りのほか、地域によっては学校の広報誌を町会・自治会で回覧しているところなどもあります。

学校の運営に住民が関わる機会や、また学校が地域のことを知る機会を増やしていくという視点を持つようにしましょう。

5 スクールソーシャルワーカーの存在を知っておこう

学校に配属されるスクールソーシャルワーカーは、教育分野だけではなく、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持ち、問題を抱えた児童・生徒やその保護者、それに関わる学校の教員に対し、様々な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていきます。

こうした役割を持つスクールソーシャルワーカーは、民生委員が児童・生徒やその世帯の個別支援に関わる時、頼りになる教育・社会福祉の専門職です。

IV. 地域の組織 まとめワークシート

1. 市町村の取り組みを知ろう！

現在、市町村行政や社協、学校などで取り組んでいる、地域や福祉に関する取り組みについて調べてみましょう。

2. 現在の状況を知ろう！

定例会などの場を活用し、それぞれの関係機関の担当者に、現在の状況を聞いてみましょう。

3. 「活動の地域化」をしよう！

地区民児協として、また民生委員として、地域の組織と一緒に、どのような活動ができるのか考えてみましょう。また、(P22)「(第1章) 地域再発見」の地域資源なども参考に、「自分たちの地域にあった」活動を考えていきましょう。

地域の組織（社協、町会・自治会、学校） 民生委員の相談窓口

地区民児協として、地域の組織別に相談できる担当者をととのえておきましょう。

相談概要	関係機関	担当者	連絡先

V. その他

11 虐待防止を支援する

STEP1 虐待防止のイロハ

① 虐待防止に関わる法制度と虐待の種類

対象者の分野ごとに、虐待防止を目的とした法律が制定されています。

「児童虐待防止法」は、児童（18歳未満）に対する保護者等による虐待防止を目的に、①身体的虐待・②性的虐待・③心理的虐待・④ネグレクトの4つの行為を虐待としています。

「高齢者虐待防止法」は、65歳以上の高齢者の保護を目的に、家族などが行う虐待に加え、施設や在宅サービスの従事者が行う行為も虐待と定義しています。

「障害者虐待防止法」は、18歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）の保護を目的に、家族などが行う虐待に加え、施設や在宅サービスの従事者が行う行為も虐待としています。

なお、高齢者と障がい者の分野では、児童の4つの類型（上記①～④）に「経済的虐待」を加え、全部で5つの行為を虐待としています。また、働いている障がい者に対しては、雇用主や上司などが行う行為も虐待と定義しています。

② 社会的関心の高まりと通告数の増加

近年は、どの分野の虐待件数も増加傾向にあります。これは、虐待件数そのものが増えているということもありますが、悲惨な虐待事件の報道などによって社会全体の関心が高まり、通告件数が増えているという面も考えられます。

また、児童分野では、子どもの目の前で配偶者や家族に暴力をふるう行為（面前DV）が「心理的虐待」とされています。直接暴力・暴言を受けていなくても、DVを見聞きして育った子どもは心身に傷を負い、大人になった後もフラッシュバックに苦しむなどPTSDを発症することが少なくありません。なお、警察が面前DVを把握した場合は、全て児童相談所に通告することになっており、その件数も増加しています。

③ 虐待の背景

虐待が起きる背景には、家族の協力を得られない場合や、子育てや介護に関する知識等が乏しく無理をしている場合、公的サービスや専門職の協力を得ずに単独で頑張っている場合、同時に複数人の子育てや介護をしなければならない場合などがあります。また、高齢の親の介護では、それまでの親子関係が影響することもありますし、児童の場合は子どもの発達障害等が影響することもあります。

STEP2 こんな場合はどうする？**1** 「隣の住人が子どもを虐待しているようだ」と連絡を受けたら

児童虐待防止法は、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に、速やかに児童相談所等に通告する義務を課すとともに、その方法として民生委員を介してもよいと定めています。

虐待に気づいた住民の中には、通告先がわからない場合や、自分が通告したことを知られたくないという気持ちから、児童相談所等ではなく、民生委員に連絡をしてくる場合があります。この場合、民生委員は、その虐待が疑われる家庭を訪問したり、周辺に聴き取りをして本当に虐待が行われたかどうかを調べたりする必要はありません。それよりも、なるべく早く児童相談所や市町村行政の児童虐待担当課等にその内容を通告することが大切です。

住民から聴いた話は、「事実」と「推測」に分けるなど、正確に伝えることを心がけましょう。また、その虐待が疑われる家庭に関して民生委員自身が持っている情報があれば、通告時に伝えるようにしましょう。

2 「在宅での高齢者の介護が大変だ」と相談を受けたら

基本的には、できる限り公的サービスの利用を勧め、介護者に頑張り過ぎないように伝えることが大切です。あまり無理を続けると、介護者自身が疲弊して介護を続けられなくなることもあります。また、思うようにいかない時などに、暴言を吐いたり暴力を振るってしまう可能性も高まります。

特に、責任感の強い介護者に対しては、なるべく肩の力を抜くように話したり、そうした悩みを共有・相談できる場（介護者の当事者団体等）を紹介してみましょう。

3 「虐待」への理解を広げるには

令和3年度における千葉県の高齢者・児童虐待対応状況を見ると、通告経路としては両分野ともに「警察（高齢：36.5%、児童：45.5%）」が最も多く、その他専門職や施設関係者の割合も多い傾向にあります。その一方、地域に暮らす「近隣住民・知人（高齢：4.1%、児童：17.8%）」や「民生委員（高齢：1.9%、児童：0.03%）」の割合はそれほど高くありません。

虐待に対する社会的関心の高まりとともに、少しずつではありますが、「近隣住民・知人」による相談・通告件数は増加傾向にはありますが、痛ましい事件は後を絶ちません。

民生委員は、市町村行政の職員等から、各分野における虐待の特性や対応状況等を学んだうえで、町会・自治会で啓発パンフレットを回覧したり、児童虐待防止を目的とした「オレンジリボン運動」のような啓発活動への関わりを通して、住民に「虐待は身近なところにある」ということを意識するきっかけづくりをしていきましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

① 孤立しないように関わりを続けよう

子育てや介護をしている家庭が、地域から孤立し、身近に不安や悩みなどを話せる相談相手がいなかった場合、これまで虐待につながってしまうケースもありました。

民生委員は、少しでも気になる家庭を見かけたら、子ども担当課や地域包括支援センターなどの専門機関に相談するようにしましょう。その家庭と関わりを持つことができる場合は、なるべく住民の話に耳を傾ける中で、公的サービス等の利用を勧めたり、定期的な訪問ができる関係作りを心がけていきましょう。また、関係を築けていない場合でも、挨拶や短い会話を交わす中で、「何かあれば、いつでもお話をお聴きします」という姿勢を示し続けることが大切です。話を聴いてくれる人が地域にいるという認識を持ってもらうだけでも、何かあった時の相談・支援につながっていきます。民生委員には、こうした虐待を未然に防ぐ取り組みも期待されています。

② リスクの回避を最優先しよう

虐待の疑いがある情報を得た場合、一方的に虐待と決めつけることは避けながらも、基本的には最悪の事態につながる可能性を念頭に早めに動く（通告する）ことが大切です。また、少しでも疑問に感じる言動や行動を見聴きした場合も同様です。独自の判断は避けて、市町村行政の（高齢・児童・障がい分野の）虐待担当課等に通告するようにしましょう。

各分野の虐待防止法には明記されていますが、関係機関に個人情報を提供することは、実際の虐待の有無に関わらず、守秘義務違反にはあたりません。守秘義務の遵守よりも、万が一に備えて、通告を最優先しましょう。

③ 虐待の通告は、“虐待をしている人を救う” ことにもなると考えよう

通告によって虐待を止めることは、虐待を受けている人だけではなく、虐待をしている人を救うことにもつながります。通告をためらう必要はありません。

④ 虐待のあった世帯との関わり方に気を付けよう

虐待のあった世帯（疑いを含む）には、そのケースに応じて気を付けるべき点や、専門職だけで関わった方がよい場合などが考えられます。まずは、独自の行動は避けて、その（高齢者・児童・障がい者）分野の専門職に、民生委員として今後どのように関わったほうがいいのか、相談するようにしましょう。

⑤ （児童分野）“しつけ” と称した暴力は一切認めてはいけないと肝に銘じよう

“しつけ” と称して、子どもに暴力を振るう・暴言を吐く親がいますが、理由にかかわらず、一切の暴力を認めてはいけません。



高齢者虐待予防・発見チェックシート

高齢者の言動や家族の様子を通じて、下記のような兆候がある場合には、市町村の相談窓口にご相談ください。

種別	No	本人の状況・養護者の態度等
身体的虐待	①	身体にあざがある。その理由を話そうとしない。隠そうとする 等
	②	自由に外出できない。家族以外と話せない 等
	③	怯えた表情や急に不安がる。家族のいる場面いない場面で態度が異なる。「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」等の発言をする 等
	④	関係者に話すことをためらう。話す内容が変化。新たなサービスの利用を拒否 等
放棄・放任	⑤	家の様子（住環境）がおかしい（異臭、極度に乱雑・暖房がついていない） 等
	⑥	衣服や寝具が汚れている、乱れている 等
	⑦	身体が汚れている（異臭・髪の毛の汚れ・皮膚潰瘍・伸びた爪等）
	⑧	痩せている。家以外ではガツガツ食べる。
	⑨	必要な医療や介護等の福祉サービスを利用しない・不足している。家族が無視・拒否 等
	⑩	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁 等
心理的虐待	⑪	急な体重の減少、痩せすぎ、拒食や過食 等
	⑫	無気力な表情、投げやりな態度、無表情、急な態度の変化 等
	⑬	不眠や不規則な睡眠 等
	⑭	話したがらない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」 等
	⑮	（養護者の高齢者への態度・話の内容）冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的。否定的な発言、コミュニケーションを取ろうとしない 等
性的虐待	⑯	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え 等
	⑰	おびえた表情、怖がる、人目を避けたがる 等
	⑱	関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない 等
経済的虐待	⑲	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言 等
	⑳	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金・預貯金通帳がないサービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう 等

（出典）東京都福祉保健局「高齢者虐待予防・発見チェックシート」。本会編。
（関連ページ）P35・P41・P44・P61



児童虐待に気づくためのチェックシート

1. 子どもへの虐待とは

保護者（親、または親に代わる養育者）によって、子どもに加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合、重複して起こっています。

種別	No	内容
身体的虐待	①	叩く、殴る、蹴るなどの暴力
	②	タバコの火を押しつける
	③	逆さづりにする
	④	戸外にしめだす
性的虐待	⑤	子どもへの性交、性的行為
	⑥	性器や性交を見せる
	⑦	ポルノグラフィーの被写体などにする
ネグレクト（養育放棄又は怠慢）	⑧	適切な衣食住の世話をせず放置する
	⑨	病気なのに医師に診せない
	⑩	乳幼児を家に残したまま外出する
	⑪	乳幼児を車の中に放置する
	⑫	家に閉じ込める（学校等に登校させない）
心理的虐待	⑬	保護者以外の同居人や自宅に出入りする第三者による虐待を保護者が放置する
	⑭	無視、拒否的な態度
	⑮	罵声を浴びせる
	⑯	言葉による脅かし、脅迫
	⑰	きょうだい間での極端な差別的扱い
	⑱	ドメスティック・バイオレンス（DV・配偶者に対する暴力）を行う
	⑲	子どものきょうだいに虐待行為を行う

2. こんな「子ども」と「保護者（親）」が心配

程度や頻度にもよりますが、次のようなことに気づいたら、相談機関に連絡・相談してください。

種別	No	内容
子ども	①	いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴っている声が聞こえる
	②	不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
	③	極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長・低体重）
	④	衣服や身体が極端に不潔である
	⑤	食事に異常な執着を示す
	⑥	ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定である
	⑦	表情が乏しく活気がない（無表情）
	⑧	態度がおどおどしており、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする
	⑨	誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い
	⑩	夜遅くまで遊んでいたり、徘徊している
	⑪	家に帰りたがらない
保護者（親）	①	地域や親族などと交流がなく、孤立している
	②	小さい子どもを家に置いたまま外出している
	③	子どもの養育に関して拒否的、無関心である
	④	子どもを甘やかすのは良くないと強調する
	⑤	子どもに対して拒否的な発言をする
	⑥	気分の変動が激しく、子どもや他人にかんしゃくを爆発させることが多い
	⑦	子どもが怪我をしたり、病気になっても医者に診せようとししない
	⑧	子どものけがについて不自然な説明をする

（出典）東京都「児童虐待防止リーフレット『広げよう 見守りの輪』（2022年版）」。一部、本会編。
（関連ページ） P35・P41・P44・P61

児童相談所全国共通ダイヤル 189 番

虐待通告やその他子どものことで緊急の相談がある場合、「児童相談所全国共通ダイヤル 189（イチハヤク）」で対応しています。夜間および土・日・祝日も対応しています。



障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても、本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。

これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

種別	No	本人の状況・養護者の態度等
身体的虐待のサイン	①	身体に傷やあざ、みみずばれ、火傷がみられる。説明のつじつまが合わない
	②	回復状態が様々に違う傷、あざがある
	③	急に怯える・不安がる・怖がる。そうした表情をよくする 手をあげると、頭をかばうような格好をする
	④	「怖い」・「嫌だ」と、施設や職場に行きたがらない
	⑤	自分で頭をたたく。突然泣き出すことがよくある
	⑥	医師や保健・福祉の担当者に相談するのをためらう。話す内容が変化する
性的虐待のサイン	⑦	不自然な歩き方をする。座位を保つことが困難になる
	⑧	肛門や性器からの出血、傷がみられる。性器の痛み、かゆみを訴える
	⑨	周囲の人の体を触るようになる
	⑩	性器を自分でよくいじるようになる
	⑪	卑猥な言葉を発するようになる
	⑫	眠れない。不規則な睡眠。夢にうなされる
	⑬	人目を避けたがる。一人で部屋にいたがるようになる
	⑭	急に怯えたり、怖がったりする
	⑮	医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう
心理的虐待のサイン	⑯	攻撃的な態度（かきむしる・かみつぎ等）がみられる
	⑰	自傷行為がみられる
	⑱	身体を萎縮させる。怯える、喚く、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
	⑲	無力感、あきらめ、投げやりな態度、無表情
	⑳	不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
	㉑	食欲の変化が激しい。摂食障害（過食、拒食）がみられる 体重が不自然に増えたり、減ったりする

放棄・放置のサイン	㉒	家の様子がおかしい（異臭、極度に乱雑、ゴミを放置）
	㉓	衣服や寝具が汚れている。乱れている
		ずっと同じ服を着ている。下着が濡れたまま
	㉔	身体が汚れている（異臭・髪の毛の汚れ・皮膚潰瘍・伸びた爪等）
	㉕	痩せている。家以外ではガツガツ食べる。過度の空腹を訴える。栄養失調が見て取れる
	㉖	病気やけがをしても家族が受診を拒否。受診を勧めても行った気配がない
	㉗	学校や職場に出てこない
㉘	支援者に会いたがらない、話したがらない	
経済的虐待のサイン	㉙	働いて賃金を得ているのに貧しい身なり。日常生活に必要な金銭を渡されていない。サービスの利用料や生活費の支払いができない。資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
	㉚	年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
	㉛	親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

（参考）千葉県HP等。

（関連ページ）P35・P41・P44・P61

12 外国人を支援する

STEP1 外国人のイロハ

① 外国人を受け入れる制度

近年、介護や農業分野等の労働力不足を受けて、国内の外国人労働者が増加しています。

外国人が、日本で働く場合、次のような制度に基づいて在留資格を必ず持つ必要があります。下記以外にもありますが、いずれの制度でも働ける期間や業種などの条件があります。留学生も、1週間に28時間を上限にアルバイトが認められています。

なお、日本人と結婚して日本国籍を取得した人や帰化（日本国籍を取得）した人、「永住者」・「特別永住者」（これらの人は外国籍のまま日本に永住が可能）などは、仕事に関わる制約はありません。

（在留資格に関する制度）

- 医療や芸能、大学教授など、特定の専門職や資格所有者に認められる制度
- 日系人（ブラジルなどの日系人3世とその家族）を定住者と認定する制度
- 自国への帰国を前提に、技能修得を目的として、定められた分野で働く技能実習制度
- 介護など人手不足が顕著な特定の分野で、一定条件に該当する人が働く特定技能制度

② 生活支援制度等の課題

外国人が日本で働くことになれば、当然日本人と同じように様々な生活上の課題が生じます。しかし、わが国の施策は、当初外国人労働者を「例外的」に受け入れてきたため、十分な対応策を取っていませんでした。近年は、少しずつ整備は進んでいるものの、まだまだ充実しているとは言えません。日本で生活する以上は、外国人も日本人と同じ、少なくとも同等程度の生活支援に関する制度・サービスの充実が望まれるところです。

③ 外国人の支援のあり方

かつて、外国人の支援は、「異文化共生」といわれていましたが、現在は「多文化共生」に変わりました。近年、国や地方自治体では、地域共生社会に向けた環境づくりを進めていますが、もちろんこの中には地域に暮らす外国人も含まれています。

外国人の支援には、健康や医療、教育、福祉(保育含む)、介護、労働者としての権利の保護、住宅など、生活の様々な側面に対する支援が必要です。過去には、外国人が医療保険に加入し病院を受診したら、言葉の問題で十分な医察が受けられなかった。あるいは、小学校に入ったものの、学校に馴染めずに不登校になったというケースもあります。こうした点を考えると、病院や学校などの専門機関での支援（受け入れ）体制の充実はもちろんですが、地域でともに暮らす住民も、外国人を受け入れるための適切な理解と協力が不可欠です。

STEP2 こんな場合どうする

① 外国人と言葉が通じない場合は

千葉県や一部市町村では、外国人相談窓口や多言語相談窓口を設置しています。また、多くの市町村では、外国人向けに日本の文化や生活習慣、行政サービス、相談窓口等を掲載したパンフレットを整えています。現在は、スマートフォンやGoogleなどの翻訳機能を活用すれば、簡単な日常会話程度なら問題なくやりとりすることができます。訪問した際などに、そうしたツールを活用し交流をはかってみるとよいでしょう。

② 外国人から、「経済的に困っている」と相談されたら

日本人は、収入や活用できる資産がない場合、生活保護制度を利用できますが、本制度は「国民」を対象としているため、外国人は本来利用することはできません。しかし、人道的な見地から外国人もこの制度を準用し、日本人と同じような経済的支援を受けられる場合があります。

また、コロナ禍で失業者が増加した時、多くの外国人が「生活福祉資金貸付制度」を利用しました。この制度は、国が用意した原資をもとに、社協が実施する低利(または無利子)の貸付制度ですが、国籍などの条件はありません。

このほか、市町村独自、あるいはボランティアやNPO等が、外国人向けの支援に取り組んでいる例もあります。こうした相談を受けた際は、市町村の生活保護担当課や社協、国際交流協会などに相談してみましよう。

③ 外国人から、「子どもを学校に行かせたい」と相談されたら

文部科学省が2019(令和元)年に実施した「外国人の子どもの就学状況等調査」(2020年公表)によると、小中学生相当の子ども約12万人のうち、約2万人は不就学である可能性があることがわかりました。

外国人の子どもは、義務教育の対象外になってはいますが、希望すれば、公立小中学校に入学し日本人と同様の教育を受けることができます。また、特別な費用もかかりません。ただし、学校に入ったとしても、日本語の個別指導など、その子にあった教育を受けられなければ授業や学校生活に適応できず、不登校になることも少なくありません。

こうした場合は、まず市町村の教育委員会に相談してみましよう。また、千葉県国際交流センターでは、「千葉県外国人相談」を実施しているほか、市町村の日本語教室や子ども向け日本語教室の紹介等を実施していますので、(P133掲載の)当該団体HPを確認してみましよう。

④ 外国人から、「自然災害が不安だと」相談されたら

多くの日本人は、これまでに何らかの災害を経験(あるいは見聞き)してきました。幼少の頃から、学校で実施する避難訓練なども経験し、ある程度は心の準備や食料等の備えもできていますが、外国人の中には全く自然災害に遭遇したことがない人もいます。

町会・自治会と協力し、千葉県や市町村で作成する多言語パンフレットや、お住いの地域の災害に備えた情報（避難所・避難経路等）を伝えるようにしましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

① 先入観を持たずに接するようにしよう

外国人との交流経験が少ないと、どうしてもその国や外国人に対する自分なりの先入観を持ってしまいます。現在は、手軽にインターネットで、本人の出身国や文化、風土などを調べることができます。また、生活習慣や考え方の一端を知れば、交流する糸口にもつながります。外国人も、何らかの縁があつて皆さんの地域に暮らしています。地域福祉に携わる民生委員が、率先してよき理解者として接するようにしましょう。

民生委員は、民生委員法に「個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく……」（第15条）とあるように、相手の国籍や人種等に関わらず、人権を尊重するという姿勢で関わるのが大切です。

② 積極的な情報提供に努めよう

地域に暮らし始めた外国人は、その地域の決まりごとやルールがわかりません。言葉も生活習慣も異なる中で、外国人自らがそうした点を把握することや理解することはなかなか難しいでしょう。例えば、週に数回あるゴミ出しなども、ルールを知らなければ自分なりの考えでゴミを出してしまいます。また、外国人も保育所を利用できることを知らない人もいます。民生委員は、そうしたルールや利用できるサービス等について、町会・自治会と協力しながら機会があるごとに情報提供していきましょう。

また、外国人が利用できる制度・サービスなどは、（前述の）千葉県や一部市町村で設置する外国人相談窓口にお問い合わせを試みたり、（P133掲載の）千葉県国際交流センター HPで確認してみましょう。

③ 日頃からの関係づくりを心がけよう

災害などの緊急時に役立つのは、やはり日頃からの顔を合わせた交流です。挨拶や会話の一端から、どこに住んでいるのか、およその家族構成などをあらかじめ知っていれば、救助等の支援につなぐこともできます。日本人でも外国人でも、日常の関係づくりの大切さは変わりません。まずは、日頃の挨拶から関係づくりを進めていきましょう。

④ 町会・自治会に加入しない外国人にもアプローチしよう

外国人は、言葉や文化の壁の影響もありますが、町会・自治会に加入しない（できない）、あるいは地域の行事・イベント等に参加しない（できない）割合が多いでしょう。

民生委員としては、町会・自治会への加入の有無にかかわらず、支援対象となる可能性があるため、一度は顔を合わせ、挨拶できる関係を築いておきたいところです。先に挙げたツールを活用したり、町会・自治会の役員と一緒に訪問するなどしてみましょう。

5 「会話ができる＝読み書きができる」とは限らないことに留意しよう

外国人の場合、日常会話ができたとしても、日本語を読むことやその内容を理解できるとは限りません。また、日本語で名前や文章を書くことができないかもしれません。情報を提供することも大切ですが、そうした点を踏まえた関わり方や配慮が必要です。

参考サイト

●千葉県HP「外国人のみなさまへ」

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/kokusaikouryuu/gaikokujin.html>
外国人居住者の生活に関する情報(リンク等)を掲載しています。8か国語に対応。

1. 防災／2. 生活情報／3. 健康・医療／4. 教育／5. 日本語教室／6. 相談／7. 住宅／8. 仕事／9. 東日本大震災関連情報／10. 千葉県の概要／11. 千葉県の観光情報／12. メールマガジン／13. 在留資格

●千葉県国際交流センター HP **URL** <https://www.mcic.or.jp/>

主に、下記事業等に関する情報を掲載しています。下記「1. 千葉県外国人相談」では、県内在住外国人向けに、生活上の悩みや安全で快適な生活をおくるための相談・支援を実施。13か国語に対応(日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ネパール語・ヒンディー語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語・ロシア語・インドネシア語)。

1. 千葉県外国人相談
2. 外国人の相談窓口
 - 外国人テレホン相談／■外国人のための無料法律相談／■外国人学生住居アドバイザー制度／
 - 市町村相談窓口
3. 外国人向けサポート
 - (お住いの市町村の)日本語教室／■子どものための日本語教室／■(県内の)国際交流団体／
 - 生活ガイド(生活ガイド・医療・就労・観光・教育等のリンク先)

13 社会的孤立を防止する

STEP1 社会的孤立のイロハ

① 社会的孤立をめぐる動向

2021年2月、政府は、近年増加する「社会的孤独・孤立」に対する総合的な対策を推進するために、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置しました。

かつては、終身雇用や年功賃金などによって、多くの労働者の生活は安定し、職場や親族、地域社会との結びつきもありました。そのため、困った時には公的サービスだけでなく、そうしたつながりが一定のセーフティーネットの役割を果たしていました。

しかし、近年は、未婚化や晩婚化、子どもの減少、長寿化などによって、単身者や高齢者世帯が増加しています。また、過疎化や都市化、居住者の頻繁な入れ替わり、プライバシー意識の向上などにより、地域の間人関係が希薄化し、かつてのような血縁や地縁による支援機能は低下しています。

また、非正規雇用労働者の増加は、職場でのつながりを希薄にし、不安定な収入による経済的困窮は周囲とのつきあいを困難にしています。さらに、近年の「自己責任」を強調する風潮も、周囲に助けをを求めることをためらわせる圧力になっています。

② 社会的孤立の定義と支援のあり方

現在のところ、「社会的孤立」に関する法律上の定義はありませんが、一般的には「他の人とのつながりがないか、かなり希薄で不安定な状態」を指します。社会的孤立状態の原因や背景はもちろん、当事者の性別や年齢、生活環境、周囲との関係性なども異なります。個人単位とは限らず、世帯全体で周囲から孤立している場合もあります。

周囲とのつながりがなくても、その住民(世帯)が経済的にも健康面でも問題がなければ、気にかける必要はないかもしれません。しかし、ひとたびそれらに課題が生じた場合、気軽に相談できる相手がない、あるいは周囲からちょっとした支援を受けられないと、すぐに問題が深刻化しかねません。

コロナ禍で、あらためて社会的孤立の問題が浮き彫りになり、国も支援策の充実を図っていますが、社会的孤立に対しては公的支援策に加えて、地域社会の協力が不可欠です。しかし、住民の多くが、近所との関係について「挨拶や簡単な会話程度での関係性」を求めている現代社会において、どのようにして近隣住民の協力を得ていくか、大きな課題になっています。

STEP2 こんな場合はどうする？**1** 配偶者の死をきっかけにした社会的孤立を防ぐには

高齢者世帯においては、それまで地域との交流を一手に引き受けていた配偶者の死をきっかけに、地域から孤立してしまうケースがよく見られます。なかには、アルコール量が増える方や、栄養の偏った食事から体調を崩す方、整理整頓ができずゴミを溜めてしまう方など、大きく生活のバランスが乱れてしまう場合があります。「高齢者世帯における配偶者の死は、社会的孤立のきっかけになりやすい」ということを念頭に置いておく必要があります。

民生委員は、なるべく近隣住民の協力も得ながら、積極的に声をかけたり、本人が興味のあるような地域の活動やそれに関わる住民を紹介するなどしてみましましょう。

このような関わりが、必ずしも歓迎されるとは限りませんが、民生委員としては押しつけにならないように気を配りながら、“ここに、あなたのことを気にかけている人がいますよ”というメッセージを発信し続けることが大切です。

2 ひとり暮らし高齢者の家に最近見かけない人が出入りしている場合は

近隣との交流が少ない高齢者の中には、「親切にしてくれた」・「話を聞いてくれた」ということで、安易に相手を信用してしまい、架空の投資話に騙されたり、不要な高額商品を買わされることがあります。

このような場合、「あなたは騙されているのではないか」というような直接的な言い方は避けましょう。例えば、「近所の高齢者の皆さんに伝えていることですが、最近このような被害が増えているので注意してください」というように、当事者のプライドを傷つけないように注意喚起をしていきましょう。

また、そうした注意喚起の効果がなかったり、目に余る（被害と思われる）状況の場合は、市町村行政の消費・生活相談窓口や消費生活センター等に相談してみましましょう。

3 孤立死予防の取り組みをするには

すぐには周囲に気づかれない「孤立死」は、全国至るところで起きています。また、ひとり暮らし高齢者だけでなく、高齢者夫婦世帯での孤立死も起きています。

こうした孤立死への予防策は、サロンや健康教室等への参加を通して、外との関わりを増やしていくことや、住民同士がお互いを気にかける関係性を持つことです。また、そうした関係性を持たない（持てない）世帯や気になる住民がいる場合は、民生委員による訪問活動に加えて、近隣住民による間接的な見守り（郵便ポストや電気等の確認）も検討していきましょう。

参考 (P43)「(第2章) I. 訪問活動 異変別『気づき』ポイント 4. 自宅で倒れている可能性『気づき』ポイント」

4 引きこもりのいる世帯への対応は

平成28（2016）年、民生委員創設100周年記念事業として、全民児連は「民生委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」を実施しました。全国23万人の民生

委員のうち、約4分の1にあたる5万人強の民生委員が「社会的孤立状態にある世帯」に対して何らかの支援をしたと回答しました。また、地域には高齢者に限らず、成年世代の引きこもりが相当数いることもわかってきました。

こうした引きこもりに関する相談があった場合には、千葉県や一部市町村が運営し、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職が相談・支援活動を行っている「ひきこもり地域支援センター」等の支援機関を紹介するとよいでしょう。また、こうした世帯への関わり方は、引きこもり本人ではなく、同居する親とのやりとりの中で、上記機関を紹介したり悩みに耳を傾けるようにしましょう。

5 地域から孤立する子育て世帯への対応は

仕事や結婚後に新たな土地で子育てを始める場合は、子どもと一緒に遊ぶ場や子育て相談の場、ママ友と交流する場など、子育てに関するあらゆる情報が不足しています。

民生委員は、行政の「こんにちは赤ちゃん事業」や乳幼児健診等で、子育て中の親と会話するなかで、希望に沿った地域の子育て情報を伝えるようにしましょう。また、町会・自治会や公民館、商業施設等に協力を依頼し、地域の中で目につきやすい場所に、そうした支援に関するポスターやチラシ等を掲示することも効果的でしょう。その他、自治体によっては、母子手帳など出産後に配布する資料の中に、子育て情報（サロン・相談窓口等）のチラシを入れているところもあります。

皆さんの地域にあった方法で、子育て世帯に向けた情報提供をしていきましょう。

STEP3 活動する上での5つのポイント

1 周囲への働きかけも考えよう

社会的孤立世帯への支援を考える時は、本人だけではなく、離れて暮らす家族や兄妹姉妹、近隣住民など、周囲の人への働きかけを必要とする場合もあります。やみくもに地域とのつながりを作ろうとはせず、まずは本人や周囲の人の話によく耳を傾けることです。本人は、地域との交流を求めているのか、定期的な見守り訪問を求めているのか、周囲の人は本人の気持ちや置かれている状況をどのように考えているか等、そうした意向を確認することも大切になってきます。

2 複数で関わることを心がけよう

例えば、近所から「ゴミ屋敷」と言われている世帯の場合、本人からするとそれらは大切な財産なのかもしれません。本人が地域との交流を避けている（交流がない）場合もあるため、なかなか行政や社協でもこの問題への取っ掛かりを掴めずに、多くのケースでは解決までに長い年月を要しています。

こうしたケースの場合は、本人も一緒に参加しながら改善に取り組む必要があるため、性急

に事を進めようとはせず、行政や社協と相談し、その中で民生委員ができること、例えば定期的（間接的）な見守りなどに協力することなどが考えられます。

こうした課題解決に向けて、先頭に立って動くのはあくまで専門職です。社会的孤立など、その世帯の抱える課題を解決していくには、長い期間と専門的な知識や経験、複数人・機関による関わりが不可欠です。少しでも対応に困ることがあれば「すぐ相談！」を心がけましょう。

3 肯定的なコメントを心がけよう

孤立した状態が続くと、自分を尊重する気持ちや自己肯定感が低くなることがあります。こうした場合、周囲は肯定的な態度や発言を心がけることが大切です。訪問活動などで話を聴く時に、その住民が長年続けていることや心がけていること、趣味や興味・関心をもっていることについて肯定的なコメント（ほめる・認める）を心がけていきましょう。

4 「見張る」のではなく、「見守る」活動をしよう

「見守る」とは、「相手の健康状態や生活状況に気を配り、注意しながら見る」ことです。そこには、相手への気遣いやお互いの信頼関係があります。一方、「見張る」とは、「注意深く目を配って監視する」ことです。そこには、相手への敬意や配慮はありません。

自分ならどう見守りたいのか？ を考えて、相手との距離感、見守る方法・頻度を考えましょう。

※（P31）「（第2章）訪問活動 4. 見守る方法は？（3）『見守る』活動で気を付けたいこと」の内容を再掲。

5 「孤立＝支援」ではないことを理解しておこう

現在は、多様化するライフスタイルの中で、地域やそこに暮らす住民と、自ら望んで距離を置いている場合もあります。自らすすんで孤立しているのか、やむを得ず孤立してしまったのかでは大きく異なります。

こうした点は、周囲から窺い知ることはできませんので、見守り対象者の場合などは、過去の関わりを前任者や行政・社協担当者に聴いたうえで、一度民生委員のパンフレットや広報誌などを持参しながら訪問してみるとよいでしょう。

V. その他 まとめワークシート

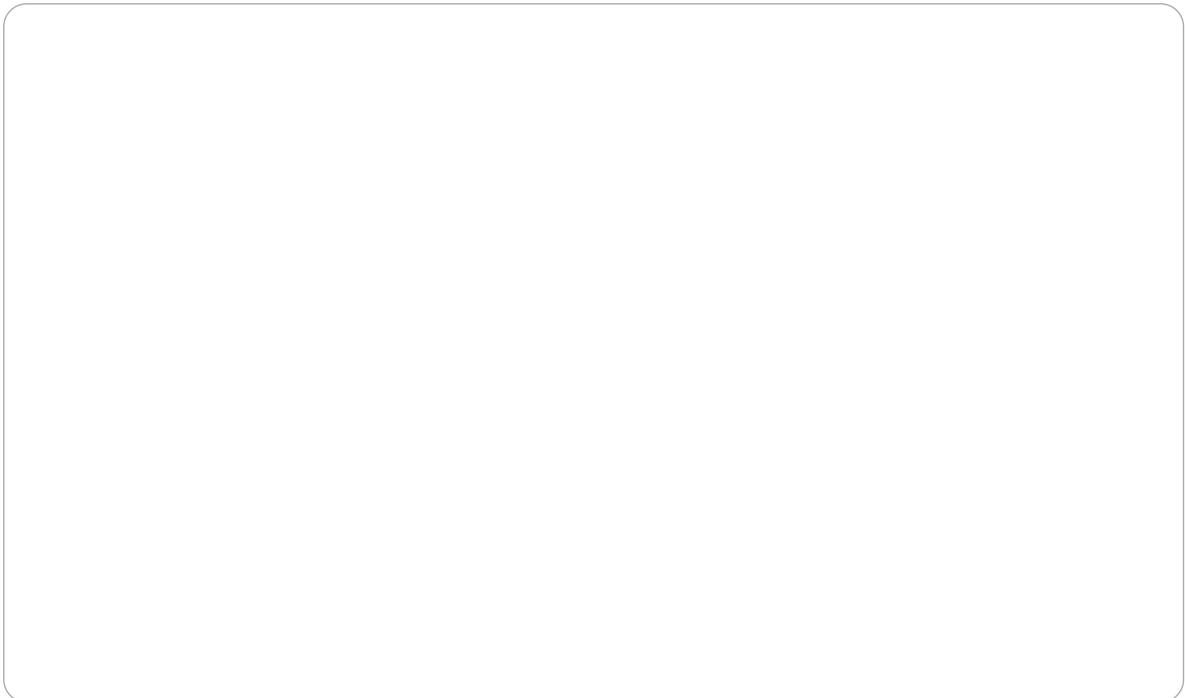
1. 市町村の取り組みを知ろう！

現在、市町村行政や社協などで取り組んでいる、「虐待防止」や「外国人」、「社会的孤立」に関わる地域福祉の取り組みについて調べてみましょう。



2. 現在の状況を知ろう！

定例会などの場を活用し、それぞれの関係機関の担当者に、現在の状況を聞いてみましょう。



3. 「活動の地域化」をしよう！

地区民児協として、また民生委員として、どのような活動ができるのか考えてみましょう。

また、(P22)「(第1章)地域再発見」の地域資源なども参考に、「自分たちの地域にあった」活動を考えていきましょう。

虐待防止・外国人・社会的孤立 民生委員の相談窓口

地区民児協として、上記テーマについて相談できる関係機関と担当者をととのえておきましょう。

相談概要	関係機関	担当者	連絡先

市町村民児協HP

「市町村民児協 HP」は、本会 HP の中に、各市町村民児協専用のページを設けたものです。

このページは、市町村民児協が管内委員向けに、お知らせしたい情報（お知らせ・活動方針・年間スケジュール・規約等）を提供する場として設けたものです。外出時には、スマートフォンでも利用することができます。

また、本ページは、管内委員のみが閲覧できるようにしています。そのため、上記 URL にアクセスすると、まず「パスワード」の入力を求められます。このパスワードについては、市町村民児協事務局にご確認ください。

1. 銚子市



<https://chiba-minkyu.or.jp/choshi/>

2. 市川市



<https://chiba-minkyu.or.jp/ichikawa/>

3. 船橋市



<https://chiba-minkyu.or.jp/funabashi/>

4. 館山市



<https://chiba-minkyu.or.jp/tateyama/>

5. 木更津市



<https://chiba-minkyu.or.jp/kisarazu/>

6. 松戸市



<https://chiba-minkyu.or.jp/matsudo/>

7. 野田市



<https://chiba-minkyu.or.jp/noda/>

8. 茂原市



<https://chiba-minkyu.or.jp/mobara/>

9. 成田市



<https://chiba-minkyu.or.jp/narita/>

10. 佐倉市



<https://chiba-minkyu.or.jp/sakura/>

11. 東金市



<https://chiba-minkyu.or.jp/tougane/>

12. 旭市



<https://chiba-minkyu.or.jp/asahi/>

13. 習志野市



<https://chiba-minkyu.or.jp/narashino/>

14. 柏市



<https://chiba-minkyu.or.jp/kashiwa/>

15. 勝浦市



<https://chiba-minkyu.or.jp/katsuura/>

16. 市原市



<https://chiba-minkyu.or.jp/ichihara/>

17. 流山市



<https://chiba-minkyu.or.jp/nagareyama/>

18. 八千代市



<https://chiba-minkyu.or.jp/yachiyo/>

19. 我孫子市



<https://chiba-minkyu.or.jp/abiko/>

20. 鴨川市



<https://chiba-minkyu.or.jp/kamogawa/>

21. 鎌ヶ谷市



<https://chiba-minkyu.or.jp/kamagaya/>

22. 君津市



<https://chiba-minkyu.or.jp/kimitsu/>

23. 富津市



<https://chiba-minkyu.or.jp/futtsu/>

24. 浦安市



<https://chiba-minkyu.or.jp/urayasu/>

25. 四街道市



<https://chiba-minkyo.or.jp/yotsukaido/>

26. 袖ヶ浦市



<https://chiba-minkyo.or.jp/sodegaura/>

27. 八街市



<https://chiba-minkyo.or.jp/yachimata/>

28. 印西市



<https://chiba-minkyo.or.jp/inzai/>

29. 白井市



<https://chiba-minkyo.or.jp/shirai/>

30. 富里市



<https://chiba-minkyo.or.jp/tomisato/>

31. いすみ市



<https://chiba-minkyo.or.jp/isumi/>

32. 匝瑳市



<https://chiba-minkyo.or.jp/sosa/>

33. 南房総市



<https://chiba-minkyo.or.jp/minamiboso/>

34. 香取市



<https://chiba-minkyo.or.jp/katori/>

35. 山武市



<https://chiba-minkyo.or.jp/sammu/>

36. 大網白里市



<https://chiba-minkyo.or.jp/oamishirasato/>

37. 酒々井町



<https://chiba-minkyo.or.jp/shisui/>

38. 栄町



<https://chiba-minkyo.or.jp/sakae/>

39. 神崎町



<https://chiba-minkyo.or.jp/kozaki/>

40. 多古町



<https://chiba-minkyo.or.jp/tako/>

41. 東庄町



<https://chiba-minkyo.or.jp/tohnosho/>

42. 九十九里町



<https://chiba-minkyo.or.jp/kujukuri/>

43. 芝山町



<https://chiba-minkyo.or.jp/shibayama/>

44. 横芝光町



<https://chiba-minkyo.or.jp/yokoshibahikari/>

45. 一宮町



<https://chiba-minkyo.or.jp/ichinomiya/>

46. 睦沢町



<https://chiba-minkyo.or.jp/mutsuzawa/>

47. 長生村



<https://chiba-minkyo.or.jp/chosei/>

48. 白子町



<https://chiba-minkyo.or.jp/shirako/>

49. 長柄町



<https://chiba-minkyo.or.jp/nagara/>

50. 長南町



<https://chiba-minkyo.or.jp/chonan/>

51. 大多喜町



<https://chiba-minkyo.or.jp/otaki/>

52. 御宿町



<https://chiba-minkyo.or.jp/onjyuku/>

53. 鋸南町



<https://chiba-minkyo.or.jp/kyonan/>

「民生委員・児童委員の活動ハンドブック - 活動を育む -」

(制作・発行) (公財) 千葉県民生委員児童委員協議会

(制作 協力) 合同会社泉恵造研修企画工房 代表社員 泉恵造 氏
国際医療福祉大学医療福祉学部 学部長・教授 小林 雅彦 氏

(発 行 月) 令和5年3月

